

# 自己点検・評価報告書

2023 年 9 月

大阪産業大学

## 目次

大学基準 1	理念・目的	1
大学基準 2	内部質保証	5
大学基準 3	教育研究組織	15
大学基準 4	教育課程・学習成果	21
大学基準 5	学生の受け入れ	40
大学基準 6	教員・教員組織	48
大学基準 7	学生支援	57
大学基準 8	教育研究等環境	69
大学基準 9	社会連携・社会貢献	84
大学基準 10	大学運営・財務	
第 1 節	大学運営	91
第 2 節	財務	105

# 大学基準1 理念・目的

1-① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

点検・評価項目	評定
(1-①-1) 大学の理念・目的の適切な設定	A
(1-①-2) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容（大学の理念・目的との関連性を含む）	A
<p>（評定の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
<p>(1-①-1)</p> <p>本学園は、交通・産業教育に加えて、人間形成、創造性開発に重点をおく人材を育成し、自己確立の信念に生きる人づくり、即ち「偉大なる平凡人たれ」を建学の精神とする独自の学風を通じて、深い人生観と広い世界観を養うとともに、新しい産業社会の発展と人類の福祉に寄与できる世界的視野に立つ近代的産業人の育成にたゆまざる情熱を傾け、日進月歩の社会発展に対応できる学府として貢献してきた。建学の精神には、名誉や地位の高い人間になる、金持ちになるなどの功利主義的な考えを捨てて、人間社会に貢献することを生きがいとし、喜びを感じられる人材になってほしい、という創立者の思いが込められている。この建学の精神を踏まえ、本学は大学および大学院の教育理念、目的を設定している（資料1-1【ウェブ】）。</p> <p>大学の理念および目的では、幅広い専門知識と深い専門の学術の教授、教養・倫理観の養成、応用展開能力を持った実践的な人材の養成を行うとともに、文化の向上や産業・交通の発展に寄与することを謳っている。また、目的における「文化の向上、産業・交通の発展に寄与する」という部分は、本学の学部構成を踏まえたものであり、本学の個性・特徴を表している。</p> <p>大学院の理念および目的では、学校教育法第99条第1項に準じ、学術の理論およびその応用を教授研究しその深奥を究めて文化の進展に寄与することや、高度の専門性を要する職業等に必要能力の養成を謳っており、大学院として相応しい内容になっているといえる。</p>	<p>資料1-1 本学の教育理念等</p>
<p>(1-①-2)</p> <p>本学は文系、理系、体育系といった幅広い学問分野から成る総合大学としての特性を踏まえ、大学の理念・目的においては、幅広い専門知識や教養・倫理感を身に付けた応用能力と実践性に富む有為な人材の養成と、それを通じた文化の向上や産業・交通の発展への貢献を謳っている。同様に、大学院の理念・目的においても、各専攻分野における研究能力やその他高度な専門的能力を養い、文化の進展に寄与することを謳っている。これを踏まえ、各学部・学科ならびに各研究科・専攻は、教育研究上の目的を定めている。</p>	

## 大学基準1 理念・目的

1-② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

点検・評価項目	評定
(1-②-1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示	A
(1-②-2) 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である)	
A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない)	
B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める)	
C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(1-②-1) 大学については「大阪産業大学学則」の中で、大学の目的ならびに各学部学科の教育研究上の目的を明示している(資料1-2)。大学院については「大阪産業大学大学院学則」の中で大学院の目的を明示するとともに、研究科ごとに定める研究科規程の中で、研究科・専攻・課程ごとの教育研究上の目的を明示している(資料1-3)。	資料1-2_大阪産業大学学則 資料1-3_大阪産業大学大学院学則
(1-②-2) 建学の精神、大学および大学院の教育理念は本学Webサイトに公表している(資料1-1【ウェブ】)。大学および大学院の目的と各学部・学科ならびに各研究科・専攻・課程の教育研究上の目的は、それらが記載されている「大阪産業大学学則」「大阪産業大学大学院学則」および大学院の研究科規程を、本学Webサイトに掲載することで、教職員、学生、社会に対して公表している(資料1-4【ウェブ】,5【ウェブ】)。また、各学部・学科、各研究科・専攻・課程の教育研究上の目的は、「大阪産業大学学則」および各研究科規程を抜粋したものを別途本学Webサイトに掲載している(資料1-6【ウェブ】,7【ウェブ】)。	資料1-1_本学の教育理念等 (再掲) 資料1-4_学生便覧 資料1-5_大学院要覧 資料1-6_教育研究上の目的 (大学) 資料1-7_教育研究上の目的 (大学院)

## 大学基準1 理念・目的

1-③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

点検・評価項目	評定
(1-③-1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である)	
A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない)	
B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める)	
C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(1-③-1) 2018年、本学園は創立100周年(2028年)を見据え、「10年後も選ばれ続ける学園」を目指し、10年後に向けた展望である「Vision100」を策定し公表した(資料1-8【ウェブ】)。「Vision100」は、(I)学園総合力の強化に向けた行動戦略、(II)組織・人事戦略、(III)財務戦略、(IV)大学キャンパス整備計画、の4つから成る。特に(I)については、本学園が中学校から大学院に至る総合教育機関として社会の要請に応えるための教育研究体制の整備に係るビジョンを示している。また、「Vision100」の実現のため、設置機関ごとに、3~4か年の中期事業計画およびそれを単年度で区切った会計年度ごとの事業計画を策定している(資料1-9)。それらの達成状況は、理事会における中間報告(仮総括)と期末総括によって定期的に確認される。なお、認証評価機関からの指摘事項を事業計画に適切に反映するため、第二期中期事業計画(2022~2024年度)からは、認証評価機関が設定する自己点検・評価項目と対応するよう計画項目を設定するといった工夫を施している。また、2022年度に受審した認証評価結果で指摘された問題点については、2023年7月内部質保証推進委員会において改善計画を取りまとめ、大学計画検討委員会へ提供することとなった(資料1-10)。今後、大学計画検討委員会では、提供された改善計画も踏まえ、事業計画を策定する予定となっている。	<a href="#">資料1-8 Vision100</a> 資料1-9_第二期中期事業計画 資料1-10_2023年7月内部質保証推進委員会資料(抜粋)

## 大学基準1 理念・目的

長所・特色
なし

問題点
なし

全体のまとめ
<p>本学園は、1928年の創立以来、「偉大なる平凡人たれ」を建学の精神とし、それに基づく大学の理念・目的のもと、今日まで教育研究活動を行ってきた。現在は、建学の精神を踏まえ、大学、大学院の理念・目的ならびに学部・学科および研究科・専攻・課程ごとの教育研究上の目的を定め、それらをWebサイトや学則・規程に明示するとともに、社会に公表している。また、本学園は、建学の精神や大学の理念・目的を実現するために、長期ビジョンである「Vision100」およびそれを実現するための行動計画である中期事業計画を定め、教育研究活動を展開している。それらの策定にあたっては、過去の認証評価結果等を適切に反映している。その上で、中期事業計画に基づく会計年度ごとの事業計画を策定し、計画の履行を確実なものとするべく努めている。なお、「Vision100」に基づく第二期中期事業計画（2022年度～2024年度）については、認証評価機関からの指摘事項を反映させやすいよう、認証評価機関が定める自己点検・評価項目に沿ったかたちで策定するなど、工夫を施している。</p>

## 大学基準2 内部質保証

2-① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

点検・評価項目	評価
(2-①-1-1) 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方	A
(2-①-1-2) 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担	A
(2-①-1-3) 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）	A
<p>（評価の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
(2-①-1-1) 本学は、「内部質保証に関する方針」を定め、Webサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。 その中で、「PDCAサイクルに則した教学運営を通じ、教育・研究の質の維持・向上を図るとともに、その結果をステークホルダーに広く公表すること」を内部質保証に関する基本的な考え方として示している。	<a href="#">資料2-1 内部質保証に関する方針</a>
(2-①-1-2) 本学は、「内部質保証に関する方針」を定め、Webサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。 その中で、内部質保証システムに関わる主な組織とその役割を示している。具体的には、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である内部質保証推進委員会が、大学全体、各組織、各構成員それぞれのレベルにおけるPDCAサイクルが適切に機能するよう管理・支援を行い、各組織の長は、内部質保証推進委員会に構成員として参画することで、全学方針や全学計画に基づき教育研究活動を展開するという両者の関係を示している。また、大学全体、各組織、各構成員という3層のPDCAサイクルは、それぞれが独立したものではなく、相互に連携して機能する必要があるため、内部質保証推進委員会は、それを踏まえた管理・支援を行う。	<a href="#">資料2-1 内部質保証に関する方針（再掲）</a>
(2-①-1-3) 本学は、「内部質保証に関する方針」を定め、Webサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。 その中で、教育のPDCAに関わる手続きを示している。「①教育課程」では、学科等が編成・実施する教育課程について、内部質保証推進委員会が下部組織であるカリキュラム委員会を活用し、その適切性を検証するとともに、学科等に必要の提言を行うことを示している。これにより、学科等の教育課程が「学修者本位の教育の実現」という観点を踏まえ適切に編成されるよう配慮している。「②教育の質保証に係る制度、方法等」では、内部質保証推進委員会が、諮問組織である教学企画検討小委員会を活用し、教育に係る制度や方法等の具体的施策を立案するとともに、その適切性について自ら検証と改善を行うことを示している。これらにより、マクロレベル（全学）、ミドルレベル（教育課程）、マイクロレベル（授業科目）の各レベルにおいて、PDCAサイクルに則した教育の質保証を図っていくという本学の基本姿勢を明らかにしている。	<a href="#">資料2-1 内部質保証に関する方針（再掲）</a>

## 大学基準2 内部質保証

2-② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

点検・評価項目	評価
(2-②-1) 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備	A
(2-②-2) 全学内部質保証推進組織のメンバー構成	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(2-②-1) 本学は、2015年度に受審した機関別認証評価において、複数の重大な問題が指摘され、その結果、3年間の期限付き適合となった。その問題のひとつが、内部質保証システムの構築が不十分である、というものであった(資料2-2)。これを契機として、内部質保証システムの整備を段階的に進め、2020年度より現在の内部質保証システムを運用している。 本学の内部質保証システムにおいては、「内部質保証推進委員会」を、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と位置づけている。内部質保証推進委員会について定めた「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」の第2条では、「学部・研究科等における教育研究活動について、方針・計画の設定、実行、評価および改善の一連のプロセスが適切に展開するよう、全学的な教学マネジメントの観点から内部質保証を推進し、もって大阪産業大学の教育研究水準の向上を図ること」を委員会の目的として謳っている(資料2-3)。また、同規程では、教学マネジメント機能を実質化するため、内部質保証推進委員会の下に「カリキュラム委員会」および「教学企画検討小委員会」の2つの諮問組織ならびに教学マネジメントに係る業務を付託するための作業部会を置くことを定めている。作業部会については、別途定める申し合わせに基づき、2023年6月現在、IR部会、FD部会、SD部会の3つの部会を設置している(資料2-4)。	資料2-2_大阪産業大学に対する大学評価(認証評価)結果【2015年度】 資料2-3_大阪産業大学内部質保証推進委員会規程 資料2-4_内部質保証推進委員会部会に関する申し合わせ
(2-②-2) 内部質保証推進委員会の構成員は、「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」第4条第1号から第9号により定められている(資料2-3)。まず、職名による構成員として、学長(第1号)、副学長(第2号)、各学部長および全学教育機構長(第3号)、各研究科長(第4号)、社会連携・研究推進センター長、情報科学センター所長、入試センター長、教務部長、学生部長、キャリアセンター長および総合図書館長(第5号)、事務部長(第6号)、学長企画室部長(第7号)、各学科主任および全学教育機構各センター長(第8号)を定め、学長を委員長とすることとしている。さらに学長が指名する全学的な教育課程の編成に関する知識を持った者(第9号)を構成員とすることができる。このほか、同規程第4条第4項の定めにより、委員会が必要と認めるときは、その他の者の出席を求め、意見を聴くことができる。このようなメンバー構成とすることで、教育研究に係る全学的な諸方針を各組織に的確に伝え、内部質保証の実現に向けた取り組みを確実に推進するとともに、学長と各組織の長の適切な連携による効果的な教学マネジメントの実現を図っている。また、第9号に係る構成員として、教育課程の編成に関する知識を持った事務職員が参画することで、教職協働による教学運営も行っている。 また、第9号に係る構成員を指名する場合は、その根拠を明確にしておく必要がある。	資料2-3_大阪産業大学内部質保証推進委員会規程(再掲)



## 大学基準2 内部質保証

2-③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

点検・評価項目	評価
(2-③-1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定	A
(2-③-2) 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施	A
(2-③-3) 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み	A
(2-③-4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施	A
(2-③-5) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施	A
(2-③-6) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応	A
(2-③-7) 点検・評価における客観性、妥当性の確保	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(2-③-1) 本学は、「3つのポリシー策定に関するガイドライン」を定めている（資料2-5）。本ガイドラインでは、基本的な考え方として、建学の精神を起点に、教育理念、教育目的、各学部（学科）・研究科の教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針という順次性を示し、それに基づき、各学科・専攻が、一貫性と関連性をもって、それぞれの方針を策定することを求めている。	資料2-5_大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン

<p>(2-③-2)</p> <p>本学は「内部質保証に関する方針」において「理念や目的を実現するため、恒常的かつ継続的に教育研究活動の状況を自ら点検および評価し、その結果に基づく改善・改革を通じて、教育・研究の質の維持・向上を図る」ことを謳っている（資料2-1【ウェブ】）。この方針に照らし、毎年度の前半は、内部質保証推進体制の下、自己点検・評価活動を行う。この自己点検・評価活動は、学校教育法に基づく自己点検・評価と位置づけ、全学的な見地から行っている。自己点検・評価活動は、内部質保証推進委員会から指示を受けた自己点検・評価委員会が行い、その成果を毎年度の「自己点検・評価報告書」としてとりまとめた上で、9月に内部質保証推進委員会に提出する。9月の内部質保証推進委員会では、自己点検・評価報告書で指摘された問題点についての検証・確認を行い、改善の必要があると判断されるものについては、学長から担当組織の長に対して、改善に向けた指示あるいは依頼が行われる。改善の指示・依頼を受けた担当組織の長は、1か月以内に改善計画を立案し、内部質保証推進委員会に改善計画を提出する。改善計画に、特に問題がなければ、計画は順次実行される。なお、改善計画が中長期に及ぶものについては、計画の確実な履行を担保するため、大学の中期事業計画や会計年度ごとの事業計画に反映させる。中期事業計画や会計年度ごとの事業計画の立案は、別に設置している大学計画検討委員会で行う（資料2-6）。大学計画検討委員会は、内部質保証推進委員会と同様、委員長である学長の下、各組織の長が構成員として参画する組織である。本学では、学長が、内部質保証推進委員会と大学計画検討委員会の両方の委員長を務めることで、自己点検・評価活動により抽出された問題を円滑に次年度以降の計画に反映させる仕組みを構築している。以上のような内部質保証システムの下、本学は、教育研究活動の質向上を図っている（図2-1）。</p>	<p><a href="#">資料2-1 内部質保証に関する方針（再掲）</a></p> <p>資料2-6_大阪産業大学大学計画検討委員会規程</p> <p>図2-1_大阪産業大学の内部質保証システム（イメージ）</p>
<p>(2-③-3)</p> <p>内部質保証推進委員会は、教学マネジメントを行うために、諮問組織として教学企画検討小委員会およびカリキュラム委員会を設置している。教学企画検討小委員会は、主に内部質保証推進委員会からの諮問により、授業の内容および方法に関する事項、学修成果の測定に関する事項、教育環境に関する事項、教育組織編制および教員組織編制に関する事項、学生支援に関する事項について審議を行い、内部質保証推進委員会に結果を報告する組織である。一方、カリキュラム委員会は、主に内部質保証推進委員会からの諮問により、教育課程および教育プログラムに関する事項について審議を行い、内部質保証推進委員会に結果を報告する組織である。内部質保証推進委員会は、両組織を活用し、マクロレベル（大学機関レベル）、ミドルレベル（学位プログラムレベル）、マイクロレベル（授業科目レベル）のそれぞれについて、PDCAサイクルに即した教学マネジメントを行う（図2-2）。</p> <p>また、それに伴い発生する業務を付託するための組織として、内部質保証推進委員会の下に部会を設置することができる。現在は、IR部会、SD部会、FD部会の3つの部会を設置している。</p>	<p>図2-2_教学マネジメントに係る組織体制</p>

<p>(2-③-4)</p> <p>本学は、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度行っている（資料2-7【ウェブ】）。自己点検・評価活動は、内部質保証推進委員会が活動全体を統括し、その下で、自己点検・評価委員会が実際の自己点検・評価を実施する体制としている（資料2-3）。自己点検・評価委員会は、下部組織として、内部質保証部会、教学部会、教育研究等環境部会、学生受け入れ部会、学生支援部会、社会連携部会および大学運営・財務部会の7つの部会を置いている（資料2-8）。7つの部会には、それぞれ部会長を置き、各部会長は、自己点検・評価委員会の構成員となる。このような体制の下、毎年度4月の内部質保証推進委員会において、当年度の自己点検・評価活動の大綱を示し、自己点検・評価活動が始まる。内部質保証推進委員会が自己点検・評価活動の大綱を示した後、自己点検・評価委員会委員長は、速やかに自己点検・評価委員会を開催する。自己点検・評価委員会委員長は、自己点検・評価委員会において、各部会長に対し、指定の点検・評価項目に沿って自己点検・評価活動を行うよう指示する。これを受け、各部会長は、5月中旬から7月上旬にかけてそれぞれの部会を開催し、指定の点検・評価項目に沿って、詳細な自己点検・評価を実施する。各部会には、点検・評価項目に関連する組織の管理職層が構成員として参画しており、各構成員は、部会長からの指示の下、自組織に関連する点検・評価項目について自己点検・評価を行う。各部会は、主に事務組織の管理職によって構成されるが、教学部会については、3つのポリシーに基づいて展開される教育の点検・評価を行うため、学部長・研究科長が主な構成員となる。このような仕組みにより、本学では、学部・研究科および事務組織が、それぞれ定期的に自己点検・評価を行っている（図2-3）。ただし、各組織における実際の活動を点検・評価する仕組みとは必ずしもなっていないことから、実際の活動に紐づいた自己点検・評価の実施について、検討する必要がある。</p>	<p>資料2-3_大阪産業大学内部質保証推進委員会規程（再掲）</p> <p><a href="#">資料2-7_自己点検・評価報告書</a></p> <p>資料2-8_大阪産業大学自己点検・評価委員会規程</p> <p>図2-3_本学の自己点検・評価実施体制</p>
<p>(2-③-5)</p> <p>2-③-4により実施した自己点検・評価の結果は、内部質保証推進委員会で確認され、改善が必要と判断される事項については、学長から担当組織の長に対し、改善計画の立案が求められる。その際、各組織の長は、組織内で改善に関する検討を行った上で、内部質保証推進委員会から示される「改善計画シート」の様式に沿って、改善計画を策定し、内部質保証推進委員会に報告する（資料2-9）。内部質保証推進委員会において、改善計画が承認され、その後の協議会および大学院研究科会議の審議を経て機関決定されれば、計画は実行に移される。</p>	<p>資料2-9_改善計画シート（様式）</p>
<p>(2-③-6)</p> <p>本学は、2017年度に、国際学部国際学科、スポーツ健康学部スポーツ健康学科およびデザイン工学部環境理工学科を、改組により届出設置した。これらについて、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき、設置計画履行状況報告書を、2017年度から完成年度である2020年度まで毎年度提出した（資料2-10【ウェブ】）。なお、そのうち環境理工学科については、履行計画に掲げた専任教員数が予定数に満たなかったため2020年度および2021年度に指摘を受けた。これに対応するため、2021年度および2022年度は設置計画履行状況報告書を提出しており、2022年度は指摘を受けていない（資料2-11）。</p> <p>認証評価に関しては、2022年度に受審した認証評価で適合判定を得ており、現在は「改善課題」として指摘された事項に対して、内部質保証推進委員会を中心に改善を進めている（資料2-12【ウェブ】）。改善状況については、「改善報告書」に取りまとめ、2026年7月末までに大学基準協会へ提出する予定である（資料2-13）。また、改善課題として指摘された事項以外についても、認証評価結果より改善の余地を指摘された点を抽出し、「問題点対応整理表」として取りまとめた。この表に基づいて、内部質保証推進委員会から該当する組織に対して改善計画シートの作成を指示し、取りまとめを行う予定である。今後は、改善計画シートの進捗状況を内部質保証推進委員会が確認しながら、改善活動を進めていく。</p>	<p><a href="#">資料2-10_設置認可・届出に係る書類関係</a></p> <p>資料2-11_設置計画履行状況等調査の結果について（令和4年度）</p> <p><a href="#">資料2-12_大阪産業大学に対する大学評価（認証評価）結果【2022年度】</a></p> <p>資料2-13_改善報告書（様式）</p>
<p>(2-③-7)</p> <p>本学は、自己点検・評価結果の客観性、妥当性を確保するため、外部評価委員会を設置している（資料2-8）。外部評価委員会の構成員は、「大阪産業大学自己点検・評価規程細則」により、(1)大学等の教育機関の教員、(2)地元行政から推薦を受けた者、(3)地元産業界から推薦を受けた者、(4)本学校友会および後援会から推薦を受けた者、(5)その他大学に関して高い見識を有する者、と定めている（資料2-14）。ただし、理事または評議員等、本学の運営に関わる者は構成員になることができない。すでに述べたとおり、本学は、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度実施し、自己点検・評価報告書を作成することとしている。自己点検・評価委員会は、毎年7月頃に自己点検・評価報告書の原案を作成し、9月に内部質保証推進委員会に提出するが、その過程で、外部評価委員会に対し、自己点検・評価結果に関する評価・検証を依頼する。外部評価委員会は、自己点検・評価委員会からの依頼により、自己点検・評価報告書（原案）に基づく評価・検証を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会は、外部評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、自己点検・評価報告書（原案）に修正を加え、自己点検・評価報告書を完成させる。本学では、このような手続きにより、自己点検・評価結果の客観性と妥当性の確保に努めている。</p> <p>なお、2020年度より現在の体制で自己点検・評価を行っているが、学部・研究科および事務組織がこれまで以上に具体的なデータに基づく点検・評価を行い、結果の客観性、妥当性を高めていく必要がある。また、自己点検・評価活動に関わる組織についても、これまで以上に全学的観点から点検・評価を行う体制としていく必要がある。</p>	<p>資料2-8_大阪産業大学自己点検・評価委員会規程（再掲）</p> <p>資料2-14_大阪産業大学自己点検・評価委員会規程細則</p>

## 大学基準2 内部質保証

2-④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

点検・評価項目	評価
(2-④-1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表	A
(2-④-2) 公表する情報の正確性、信頼性	A
(2-④-3) 公表する情報の適切な更新	A
<p>(評価の解説)</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である)</p> <p>A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない)</p> <p>B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める)</p> <p>C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)</p>	
現状説明	根拠資料
<p>(2-④-1)</p> <p>本学は、学校教育法施行規則第172条の2の規定に則して、教育研究活動等の状況に関する情報を公表している(資料2-15【ウェブ】)。2018年度からは、学習時間・学修成果等に関する学生調査結果や、授業改善のためのアンケート結果等、法令で定められている事項以外の情報も積極的に公表している(資料2-16【ウェブ】)。</p> <p>また、学校教育法第109条の規定に基づき、自己点検・評価報告書を公表するとともに、認証評価機関による認証評価結果も公表している(資料2-7【ウェブ】、17【ウェブ】)。</p> <p>さらに、財務情報の積極的な公表を求める文部科学省による諸通知や、私立学校法第47条の趣旨に鑑み、貸借対照表、収支計算書、財産目録、事業報告書および監査報告書等の決算に関わる情報の公表を行うとともに、予算に関する情報も併せて公表している(資料2-18【ウェブ】)。</p> <p>このほか、「我が国の高等教育の将来像(答申)」(2005年1月中央教育審議会)において、設置審査等の過程に関する情報を積極的に開示することが求められたことを踏まえ、2017年度に改組により届出設置した2学部・1学科の届出書類を公表している。また、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき、それらの設置計画履行状況報告書を公表している(資料2-10【ウェブ】)。</p> <p>なお、教職課程に関しては、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、教員養成の状況等、教職課程に関する情報について、本学教職課程のWebサイト上で公表しているほか、2023年度からは、教育職員免許法施行規則第22条の7に基づき、教職課程に関する自己点検・評価結果の公表を行っている(資料2-19【ウェブ】)。</p> <p>今後は、『教学マネジメント指針』で「公表する意義があるもの」として示されている情報例を参考に、様々な情報の公表を行っていく必要がある(資料2-20)。</p>	<p>資料2-7_自己点検・評価報告書(再掲)</p> <p>資料2-10_設置認可・届出に係る書類関係(再掲)</p> <p>資料2-15_教育研究活動等についての情報</p> <p>資料2-16_教学IRについて</p> <p>資料2-17_大学機関別認証評価</p> <p>資料2-18_財務情報</p> <p>資料2-19_情報公表(教職課程)</p> <p>資料2-20_教学マネジメント指針pp.52-58</p>
<p>(2-④-2)</p> <p>本学園は、「学校法人大阪産業大学情報公開規程」により、部長職位者を各事務組織の情報管理責任者として位置づけ、情報の適正な管理と公開を義務付けている(資料2-21)。その下で、各事務部署において、正確性と信頼性を重視しながら情報公表を行っている。</p>	<p>資料2-21_学校法人大阪産業大学情報公開規程</p>
<p>(2-④-3)</p> <p>学校教育法施行規則第172条の2の規定に係る情報については、学長企画室企画・広報課の担当者が、各事務部署から公表のための情報を収集し、毎年度更新している(資料2-22)。その他の情報は、各事務部署に配置されているWeb担当者が、学長企画室企画・広報課の担当者と連携し、それぞれ適切な時期に情報を更新している。</p>	<p>資料2-22_事務分掌規程(抜粋)</p>

## 大学基準2 内部質保証

2-⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評価
(2-⑤-1) 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価	A
(2-⑤-2) 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用	A
(2-⑤-3) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
（評価の解説） S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(2-⑤-1) 内部質保証システムの適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会内部質保証部において点検・評価を行う。内部質保証システムの適切性に関する点検・評価は、これまでの自己点検・評価活動で明らかとなった問題に対する改善計画の進捗状況や、内部質保証推進委員会の事務を所管する内部質保証推進課が期末に実施する業務総括などの情報に基づいて行う。	
(2-⑤-2) 2-⑤-1の点検・評価においては、「自己点検・評価報告書」や、内部質保証推進委員会をはじめとする会議資料、事業計画とその総括に係る資料等を活用して検証を行う（資料2-7【ウェブ】）。	<a href="#">資料2-7_自己点検・評価報告書（再掲）</a>
(2-⑤-3) 内部質保証システムの適切性に係る点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書」を通じて、9月の内部質保証推進委員会で確認され、内部質保証システムに改善の必要が認められる場合は、大学執行部と内部質保証推進課が改善・向上に向けた検討を行う（資料2-7【ウェブ】、23）。	<a href="#">資料2-7_自己点検・評価報告書（再掲）</a> 資料2-23_2022年9月内部質保証推進委員会資料（抜粋）



## 大学基準2 内部質保証

長所・特色
<p>本学の内部質保証システムの特長として、以下の2点が挙げられる。</p> <p>1点目は、自己点検・評価の結果を、改善・向上に繋げるための仕組みが確立している点である。本学では、すでに述べたとおり、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度行い、その結果を自己点検・評価報告書としてとりまとめている。その内容に基づき、毎年度秋頃、内部質保証推進委員会において、学長からの改善指示・依頼およびそれを受けた各組織長による改善計画書の報告が行われる。改善計画の立案にあたっては、その確実な履行を促すため、「改善計画シート」の作成を各組織長に求めている。改善計画シートについては、半期ごとに、進捗確認および計画修正等のメンテナンスを行う機会を設けており、各組織長は適宜メンテナンスを行った上で、その結果を内部質保証推進委員会に報告する。これにより、内部質保証推進委員会は、計画の進捗状況を把握することができるとともに、必要に応じてマネジメントを行うことが可能となる。また、計画の進捗状況は、自己点検・評価にも活用される。このような仕組みにより、本学は、教育研究活動のPDCAサイクルが適切に機能するよう努めている。</p> <p>2点目は、教学マネジメント機能を実質化させるための仕組みを取り入れている点である。内部質保証推進委員会が、「内部質保証の推進」とともに「教学マネジメント」の役割を担っていることはすでに述べたが、当委員会は学長、副学長をはじめ教学系の部長職を中心とする審議機関であり、教学マネジメントに係る企画・立案を自ら行うことは困難である。そこで、内部質保証推進委員会の下に、教学企画検討小委員会やカリキュラム委員会といった諮問組織を設置し、教学マネジメントに係る詳細な検討はそれらの組織に委ねることとしている。また、内部質保証推進委員会で決定した教学マネジメントに係る施策を実行するため、IR部会、FD部会、SD部会といった作業部会を設置し、それらの部会に実際の業務を付託することとしている。本学は、このような組織体制により、内部質保証推進委員会による教学マネジメント機能の実質化を図っている。</p> <p>以上のように、本学の内部質保証システムは、PDCAサイクルに則した教育研究活動の展開を可能にする仕組みとともに、教学マネジメントを行うための機能を実装しており、内部質保証の最も重要な目的である「教育の質向上」を実現するために必要な機能を備えたものであるといえることができる。</p>
問題点
なし
全体のまとめ
<p>本学は、2015年度に受審した大学基準協会による機関別認証評価において、内部質保証システムの構築が不十分である旨の指摘を受けたことを契機として、同年、内部質保証システムの構築に向けた本格的な取り組みを開始し、2018年度に、教学マネジメント委員会を中心とする内部質保証システムを構築した。この内部質保証システムは、2018年度に受審した大学基準協会による再評価において、一定の評価を得ることができたものの、2019年度の自己点検・評価により、組織体制や手続きに関する様々な課題が明らかとなったことから、2020年度に向け、あらためて内部質保証システムの見直しを行うこととした。</p> <p>2020年度以降の内部質保証システムでは、「内部質保証の推進」と「教学マネジメント」という2つの役割を果たすための組織体制と手続きを整えた。まず、内部質保証推進委員会を中心に、自己点検・評価とそれに基づく改善・向上に向けた手続きを毎年度行うことによって、教育研究活動の質向上を継続的に図っていくための基本的な仕組みを確立した。中でも、毎年度自己点検・評価活動を実施することと、自己点検・評価活動により抽出された問題の確実な改善・向上を図るための「改善計画シート」を導入した点は、本学の内部質保証システムの特長の1つであるといえる。その上で、内部質保証システムの最も重要な目的である「教育の質向上」を実現するため、内部質保証推進委員会の下に、教学企画検討小委員会とカリキュラム委員会という2つの諮問組織、ならびにIR部会、FD部会、SD部会といった3つの作業部会を設置し、教学マネジメントに関する機能を実質化した。これにより、教育課程や教育内容、教育方法などについて、「学修者本位の教育の実現」という観点からの全学的な議論・検討が可能となった。特に、カリキュラム委員会においては、他学科教員によるカリキュラム評価という取り組みが定着しつつあり、本学における「質文化」の醸成に大きく貢献している。</p> <p>2022年度に受審した大学基準協会による機関別認証評価においては、以上のような内部質保証システムにおける種々の取り組みについて一定の評価を得た。特に、「改善計画シート」の導入・運用については「自己点検・評価の結果に基づく改善及びその進捗を確認する仕組みを構築・活用し、内部質保証システムの機能性を高めている」として高い評価（長所）を得た。</p> <p>本学は、教育研究の質向上を図るため、今後も内部質保証システムの適切性に関する定期的な検証と改善を重ね、内部質保証システムの機能的有効性の確保に努めていく。</p>

図表集（大学基準2関係）

図 2-1 大阪産業大学の内部質保証システム（イメージ）

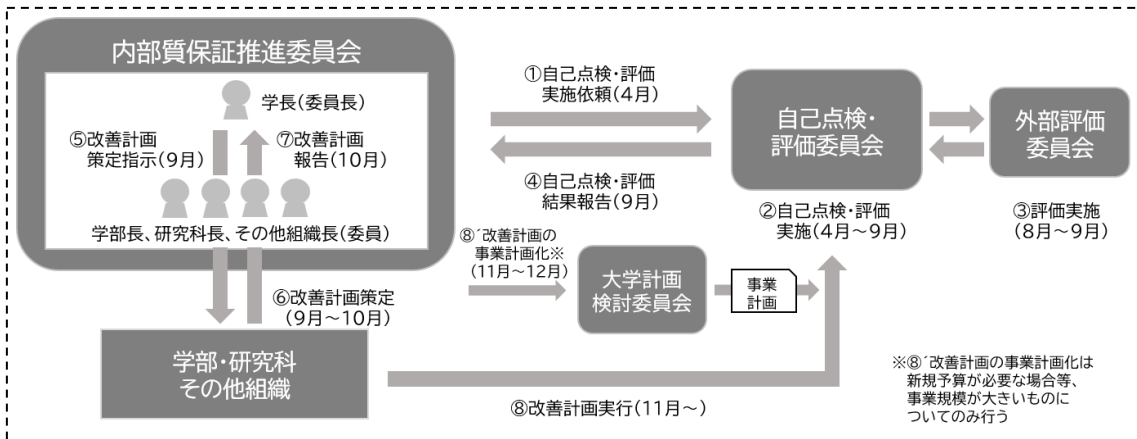


図 2-2 教学マネジメントに係る組織体制

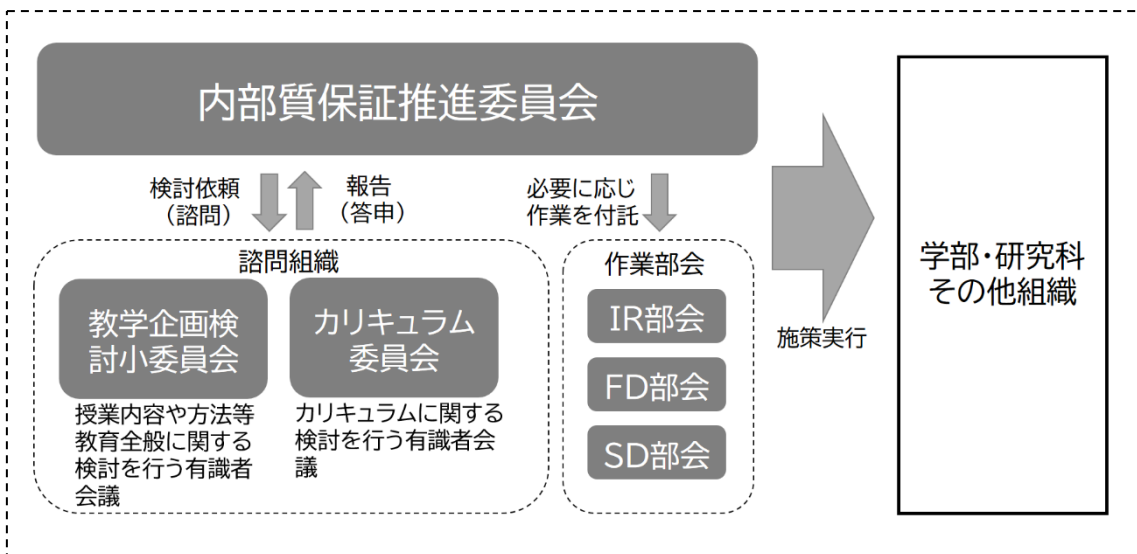
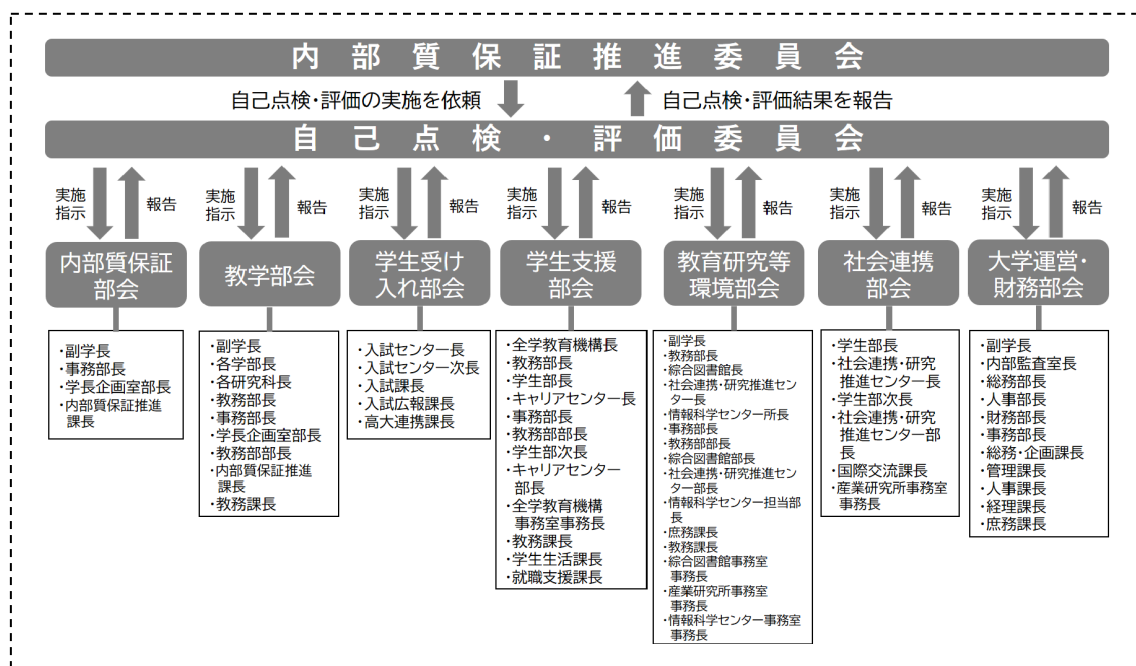


図 2-3 本学の自己点検・評価実施体制





## 大学基準3 教育研究組織

3-① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

点検・評価項目	評定
(3-①-1) 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性	A
(3-①-2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性	A
(3-①-3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性	A
(3-①-4) 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮	A
<p>(評定の解説)</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
<p>(3-①-1)</p> <p>本学は、幅広い専門知識と深い専門の学術の教授、教養・倫理観の養成、応用展開能力を持った実践的な人材の養成を行うとともに、文化の向上や産業・交通の発展に寄与することを謳う本学の理念・目的に応じ、国際学部、スポーツ健康学部、経営学部、経済学部、デザイン工学部、工学部の6学部（13学科）を設置し、教育研究活動を展開している（資料3-1【ウェブ】）。このような学部構成により、国際化、情報化、少子高齢化の進展により複雑多様化する社会や、自然災害、温暖化などの環境問題に対応する様々な人材を養成することで、大学の理念・目的を実現しようという観点から、本学の学部・学科構成は適切であるといえる。</p> <p>また、大学院については、学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することや、高度の専門性を要する職業等に必要能力の養成を謳う本学大学院の理念・目的に応じ、人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科、工学研究科の4研究科（博士前期課程10専攻、博士後期課程5専攻）を設置し、教育研究活動を展開している（資料3-2【ウェブ】）。これらは、大学の6学部（13学科）を基礎学部として、大学と同様に多様な学問分野による研究科・専攻構成としており、学問の動向や社会の要請に応じた様々な人材養成を行っている。</p>	<p><a href="#">資料3-1 学部・学科</a></p> <p><a href="#">資料3-2 大学院</a></p>

<p>(3-①-2)</p> <p>本学は、大学の理念・目的をより高度に実現するため、以下の組織を設置している。</p> <p>○全学教育機構</p> <p>本学は、学生の基礎的学力の向上、全学教育の提供、実践的教育の提供を目的に、全学教育機構を設置している（資料3-3【ウェブ】）。全学教育機構の下には、全学に共通する教育の指導・支援を行う高等教育センター、教職教育の指導・支援を行う教職教育センター、工学系・技術系の実践教育の指導・支援を行うテクニカルセンターを設置し、各センターに専任教員と事務室を置いて業務を執り行っている。</p> <p>高等教育センターは、各学部・学科に対し、総合教育科目や自然科学系専門基礎科目の授業を提供するほか、学習支援センター、ランゲージカフェなど全学共通の教育施設の管理・運営や、入学前教育の実施などを担っている。また、アクティブ・ラーニングに関する知見を有する教員を数名配置しており、当該教員によるFD等を通じて、各学部・学科における新たな教育手法の導入を側面から支援している。</p> <p>教職教育センターは、本学の教職課程を全学的な観点から運営する組織である。本学は、いわゆる「開放制教員養成制度」の下、学士課程のすべての学科ならびに大学院博士前期課程のうち、人間環境学研究科人間環境学専攻をのぞくすべての専攻において、教職課程を設置している。教職教育センターは、教職課程に係るカリキュラム編成や履修指導、法令手続きなどを一元的に執り行うことで、各学科・専攻における教職課程の効果的・効率的な実施を支援している。また、公立高校教諭出身の専任教員をはじめとするセンター所属の教員が、教員採用試験対策指導を積極的に行っており、毎年一定数の中学校、高等学校教員を輩出している（資料3-4【ウェブ】）。</p> <p>テクニカルセンターは、自動車部門と技術部門から成る。自動車部門は、工学部交通機械工学科と連携し、当該学科の2級自動車整備士養成コースの授業科目のサポートを行っている。技術部門は、その他の学科の体験・実践系授業科目のサポートを行っている。また、全学教育機構は、本学の特色ある取り組みである「プロジェクト共育」を統括し、本学学生の社会人基礎力養成に寄与している（資料3-5【ウェブ】）。</p> <p>○産業研究所</p> <p>本学は、学則第45条に基づき、産業研究所を設置している。産業研究所は、大阪産業大学大学院および大阪産業大学の学術研究の発展に資することを目的としており、その目的を達成するため次の業務を行っている。(1) 学術研究および調査(2) 前号に関する資料、資材および備品の購入および管理(3) 研究所の研究および調査に関する刊行物の出版(4) その他、研究所の目的達成のため適当と認める事業また、上記業務を遂行するため、産業研究所に学内研究組織と事務室を置いている。</p> <p>○新産業研究開発センター</p> <p>本学は、研究の推進を図り、広く社会に貢献することを目的に、新産業研究開発センターを設置している。本センターは、本学が積極的に取り組んでいる産学官連携の拠点施設となるもので、国の省庁およびその外郭機関の競争的研究費による研究事業、地方行政およびその関係機関の公的研究費による研究事業、研究助成財団等の研究費による研究事業等の遂行に活用されている。</p>	<p><a href="#">資料3-3 全学教育機構</a></p> <p><a href="#">資料3-4 教職課程</a></p> <p><a href="#">資料3-5 プロジェクト共育</a></p>
<p>(3-①-3)</p> <p>本学は、教職課程の実施に係る全学組織として、「教職課程委員会」と「全学教育機構教職教育センター」を置いている。</p> <p>教職課程委員会は、教職課程を設置する学科・専攻の教員により構成する審議機関である。本委員会は、毎月1回開催し、教職課程のカリキュラムのほか、教職課程の実施に係る全学的な事項について、審議を行う（資料3-6）。</p> <p>全学教育機構教職教育センターは、教職専門教育を担当する教員組織である。また、本センターに係る業務を行う事務室も設置している。本センターは、教職課程の全学的な実施に必要な業務全般を執り行うとともに、学生の履修指導や、教員採用試験合格に向けた支援を行う（資料3-4【ウェブ】）。</p>	<p><a href="#">資料3-4 教職課程（再掲）</a></p> <p>資料3-6_大阪産業大学教職課程委員会規程</p>

<p>(3-①-4)</p> <p>本学は学問動向や社会的要請を踏まえ、教育研究組織の見直しを適宜行っている。</p> <p>近年の学部学科の改組については、2017年度に行った人間環境学部の再編が挙げられる。それまで、人間環境学部は文化コミュニケーション学科、生活環境学科、スポーツ健康学科の3学科体制で運営していたが、教育研究の国際展開、多発する自然災害や環境問題、スポーツ文化の価値や関心の高まりといった学問動向や社会の情勢を踏まえ改組を行った。改組により、人間環境学部を廃止した上で、文化コミュニケーション学科を国際学部国際学科に、スポーツ健康学科をスポーツ健康学部スポーツ健康学科に、それぞれ新たな学部として改組設置するとともに、生活環境学科については環境理工学科と改めた上で既設のデザイン工学部に組み入れた。</p> <p>また、2018年度には理事長と学長の命により、10年後を見据えた学部学科構想を検討するための「将来構想提言プロジェクト」が設置され、理事長および学長から任命された教育職員と事務職員の協働により様々な角度から検討が行われた。「将来構想提言プロジェクト」は、少子高齢化の進展や10年後の学問動向を見据え、工学部4学科とデザイン工学部3学科を段階的に再編し、最終的には伝統的な工学5分野（機械、土木、電気、建築、情報）による1学部5学科編成とすることや、学生や社会のニーズに合わせた文系学部のカリキュラム改編などを結論としてまとめ、理事長と学長に提言した（資料3-7,8）。なお、本提言は2023年5月現在において実行には至っておらず、本学の学部学科再編の将来構想は引き続き検討課題となっている。</p> <p>その他、直近では工学部電子情報通信工学科の学科名称を2023年度から「電気電子情報工学科」に変更した。電子情報通信工学科はこれまで、電子・情報・通信分野の学習を通じてユビキタス情報化社会、高度情報化社会に対応できる人材養成を目指していたが、情報分野におけるデータ指向、電気分野における電動化という世の中の動向を踏まえ、2018年度よりカリキュラムの大幅改正を行った。これにより、同学科は電子情報工学コース、電気電子工学コースおよび自然エネルギーコースの3つの履修コースによる教育課程を実施してきた。さらに、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向けた国際社会の動向を踏まえ、2021年度には自然エネルギーコースを発展的に解消し、その内容を電気電子工学コースに組み入れることとした。これにより、今後は、発電や自然エネルギー分野に強い技術者のさらなる養成に繋がることが期待できる。以上のようなカリキュラム改正や履修コースの再編を経て、今後に向けた電子情報分野、電気電子分野への取り組みをさらに明確にするため、同学科は2023年度から学科名称を変更した。また、学科名称の変更に合わせ、当学科を基礎学部としている大学院工学研究科電子情報通信工学専攻（博士前期課程）の名称も、2023年度から「電気電子情報工学専攻」に変更した。</p> <p>以上のように本学は、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえ、適切な教育研究組織構成となるよう配慮を行っている。</p>	<p>資料3-7_工学系二学部再編に関するコンセプトおよび、模式図</p> <p>資料3-8_経営学部および経済学部の在り方について（ご報告）</p>
---	---

## 大学基準3 教育研究組織

3-② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評価
(3-②-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価	A
(3-②-2) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(3-②-1) 教育研究組織の適切性については、毎年度4～7月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。検証を担う組織は、各学部長・研究科長が構成員として参画する自己点検・評価委員会教学部会である。自己点検・評価委員会教学部会では、各学部長・研究科長に自己点検・評価シートを配布し、組織ごとの自己点検・評価を求めており、その中に教育研究組織の適切性に係る項目を設定することで具体的な検証を行っている。検証は、学問や社会の動向と教育課程の整合、志願状況、就職状況、教員組織の適切性等の観点により行われる。各組織によって検証された結果は、教学部会がとりまとめた上で、自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書を通じて内部質保証推進委員会に報告される。	
(3-②-2) 教育研究組織の適切性について、自己点検・評価報告書で改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から学部長・研究科長に対し、改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は、各学部・研究科で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では教育研究組織の適切性に係る定期的な点検・評価の実施と、それに基づき改善・向上を図るための仕組みを整えている(図3-1)。	図3-1_教育研究組織の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ

## 大学基準3 教育研究組織

長所・特色
なし

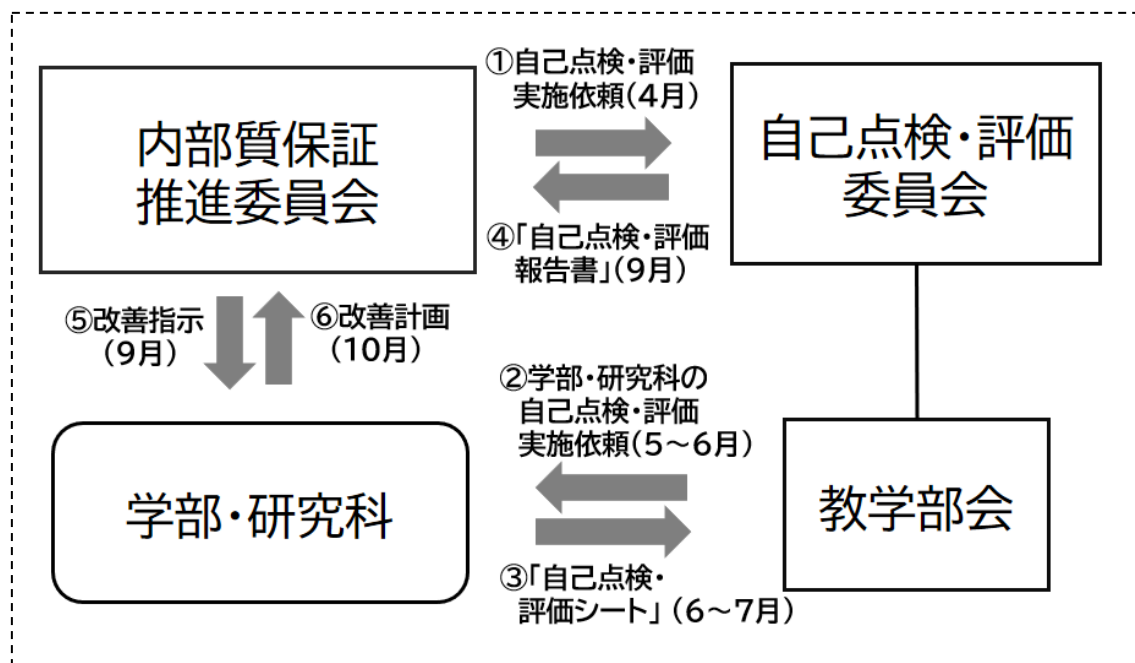
問題点
なし

全体のまとめ
<p>本学は、文系、理系、スポーツ系など様々な学問分野の学部・学科から成る総合大学として、複雑多様化する社会に対応しうる様々な人材の養成を通じ、文化の向上や産業・交通の発展に貢献してきた。また、それらの学部を基礎とした大学院の研究科・専攻を設置し、各専攻分野における高度な専門性と能力を具えた人材の養成を図ることで、文化の進展にも寄与してきた。</p> <p>教育研究組織の適切性については、これまで、学問の動向や社会のニーズなどを踏まえ、全学的な見地から必要に応じて検証し、組織再編や将来構想の検討を行ってきた。さらに、近年の内部質保証推進体制の整備により、教育研究組織の適切性に関する定期的な検証を行い、それを改善につなげる仕組みを確立している。</p> <p>教育研究組織に係る本学の重要課題としては、大学院の組織構成の見直しが挙げられる。それにあたっては、学問の動向や社会情勢の変化、現在の基礎学部の構成、収容定員充足状況等を踏まえ、内部質保証推進体制の中で、客観的な資料や情報に基づいて適切に行っていく必要がある。また、学部・学科組織の構成に関しても、18歳人口のさらなる減少や、Society5.0時代の到来等に向け、再編も視野に入れた見直しを検討する必要がある。</p>

## 図表集（大学基準3関係）

図 3-1 教育研究組織の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



## 大学基準4 教育課程・学習成果

4-① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

点検・評価項目	評定
(4-①-1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(4-①-1) 本学の卒業認定・学位授与の方針は、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」に則り設定することとしている（資料4-1）。同ガイドラインでは、策定（設定）単位を、全学（大学全体・大学院全体）および学位プログラム（学科、専攻、課程）ごとと定め、その上で、授与するそれぞれの学位にふさわしい学習成果を設定することとしている。さらに、学士課程における方針の策定にあたっては、「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（2008年12月24日 中央教育審議会）で示された「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」（いわゆる「学士力指針」）および日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を参考に、当該学位にふさわしい学習成果や社会のニーズなどを踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力を明確にすることを求めている。これらにより、各学科・専攻において、卒業（修了）認定・学位授与の方針を適切に設定し、Webサイトにて公表している（資料4-2【ウェブ】）。	資料4-1_大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン <a href="#">資料4-2 教育目標・3つのポリシー</a>

## 大学基準4 教育課程・学習成果

4-② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

点検・評価項目	評定
(4-②-1-1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表・教育課程の体系、教育内容	B
(4-②-1-2) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A
(4-②-2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）	
A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）	
B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）	
C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(4-②-1-1) 本学では、卒業認定・学位授与の方針と同様に、教育課程編成・実施の方針を、全学（大学全体・大学院全体）および学位プログラム（学科、専攻、課程）ごとに設定し、公表している（資料4-2【ウェブ】）。教育課程編成・実施の方針策定にあたっては、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、教育課程の体系、内容を具体的に記述することを求めている（資料4-1）。これにより、各学科・専攻が教育課程編成・実施の方針を適切に定めている。なお、一部の学科においては、体系的に関する記述が十分ではないが、別途作成している履修系統図によりそれを補完している（資料4-3【ウェブ】）。 大学基準協会による2022年度大学評価においては、「各学科が策定しているカリキュラム・ポリシーに内容の精粗が見られる」という指摘を受けた（資料4-4）。この指摘を受けて、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」を見直し、各学科のカリキュラム・ポリシーにおいて明示する内容を統一するよう大学執行部から内部質保証推進課へ改善指示を出している（資料4-5）。	資料4-1_大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン（再掲） <a href="#">資料4-2_教育目標・3つのポリシー（再掲）</a> <a href="#">資料4-3_科目ナンバリングとカリキュラム・ツリー</a> 資料4-4_大阪産業大学に対する大学評価（認証評価）結果（抜粋） 資料4-5_2023年5月内部質保証推進委員会資料（抜粋）
(4-②-1-2) 本学では、卒業認定・学位授与の方針と同様に、教育課程編成・実施の方針を、全学（大学全体・大学院全体）および学位プログラム（学科、専攻、課程）ごとに設定し、公表している。教育課程編成・実施の方針策定にあたっては、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を具体的に記述することを求めている（資料4-1）。これにより、各学科・専攻が教育課程編成・実施の方針を適切に定めている。	資料4-1_大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン（再掲）
(4-②-2) 教育課程編成・実施の方針の策定にあたっては、先述の「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、卒業認定・学位授与の方針との連関性を適切に確保することを求めている（資料4-1）。さらに、2017年度より学科・専攻ごと（大学院博士後期課程は除く）に作成している履修系統図では、各学科・専攻が卒業認定・学位授与の方針の中で示す学習成果と教育課程の対応関係を明示しており、それによっても教育課程の編成・実施方針と卒業認定・学位授与の方針との連関性を確認することができる（資料4-3【ウェブ】）。これらにより、本学では、教育課程編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針の連関性が適切に確保されている。	資料4-1_大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン（再掲） <a href="#">資料4-3_科目ナンバリングとカリキュラム・ツリー（再掲）</a>



## 大学基準4 教育課程・学習成果

4-③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

点検・評価項目	評価
(4-③-1-1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性	A
(4-③-1-2) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮	A
(4-③-1-3) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定	A
(4-③-1-4) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・個々の授業科目の内容及び方法	A
(4-③-1-5) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）	A
(4-③-1-6) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定	A
(4-③-1-7) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）	A
(4-③-1-8) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）	A
(4-③-1-9) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】 【博士】）	A
(4-③-1-10) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり	A
(4-③-2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	A
<p>（評価の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	

現状説明	根拠資料
<p>(4-③-1-1)</p> <p>本学では、教育課程編成・実施の方針に、授業科目区分や配当年次、授業形態等について具体的に記述することを求めている。それにより、教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性は自ずと確保されることになる。</p> <p>また、各学科・専攻は、教育課程の改正を行う際、事前にカリキュラム委員会の評価を受けることが必要となる。その際、学科・専攻は、教育課程改正案とともに、カリキュラム改正趣旨やカリキュラム新旧対照表等カリキュラム委員会に提出する(資料4-6)。それにより、カリキュラム委員会が、学内第三者の視点から、教育課程編成・実施の方針と教育課程のあいだに整合性が確保されているかどうかを確認することができる。</p> <p>以上のような仕組みにより、本学は、教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性の確保を図っている。</p>	<p>資料4-6_カリキュラム評価に関する申し合わせ</p>
<p>(4-③-1-2)</p> <p>本学では学科・専攻ごと(大学院博士後期課程は除く)に履修系統図を作成している。履修系統図では、各学科・専攻が卒業認定・学位授与の方針の中で示す学習成果と授業科目の対応関係や、授業科目間のタテ・ヨコのつながりを示すことで、教育課程の体系的・順次性を明らかにしている(資料4-3【ウェブ】)。</p> <p>また、学科・専攻ごとに科目ナンバリングも実施している。科目ナンバリングでは、学科・専攻ごとに、各授業科目に対して、学問分野や履修年次、授業形態を表す記号や数字を付けることで、教育課程の順次性や体系的を明らかにしている(資料4-3【ウェブ】)。</p> <p>本学では、以上のような措置により、各学科・専攻において、順次性・体系的に配慮した教育課程の編成を行うとともに、これらを学生にも公開することで、体系的な履修が可能となるよう配慮を行っている。</p>	<p><a href="#">資料4-3 科目ナンバリングとカリキュラム・ツリー(再掲)</a></p>
<p>(4-③-1-3)</p> <p>本学における各授業科目の単位数の設定方法については、大学設置基準に則り、講義および演習については15時間または30時間、実験、実習および製図については30時間または45時間の授業をもって1単位とすることを「大阪産業大学学則」第26条で定めている(資料4-7【ウェブ】)。なお、実験(製図等)を含む科目および演習を含む科目ならびに卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切とみられる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て単位数を定めることができるとしている。また、大学院については、大学学則を準用することを大阪産業大学大学院学則第20条で定めている(資料4-8【ウェブ】)。本学では、これらにより、各学科・専攻において適切な単位設定を行っている。</p> <p>また、単位設定の適切性に関しては、カリキュラム委員会が行うカリキュラム評価や、教育課程改正に係る教務委員会の審議の過程でもチェックしており、不適切な単位設定を防止している。</p>	<p><a href="#">資料4-7 学生便覧2023</a> <a href="#">資料4-8 大学院要覧2023</a></p>
<p>(4-③-1-4)</p> <p>個々の授業科目の内容及び方法については、教育課程編成・実施の方針に定めている授業科目区分や配当年次、授業形態等に基づいて、各学科・専攻がそれぞれ適切に設定している。</p> <p>また、学科・専攻ごとに毎年度実施している「第三者によるシラバスチェック」により、各授業科目の内容及び実施方法が、卒業認定・学位授与の方針に照らして適切なものとなっているかどうか点検している(資料4-9)。</p> <p>本学では、これらにより、個々の授業科目の内容及び方法が各学位プログラムに相応しいものとなるよう配慮している。</p>	<p>資料4-9_2023年度シラバスチェックの実施方針について</p>
<p>(4-③-1-5)</p> <p>教育課程における各授業科目の位置づけについては、各学科・専攻の判断により、学問上主要な科目を必修科目または選択必修科目として設定している。また、学問分野上主要ではないが、学生に幅広い知識を身につけさせるために必要とされる科目を選択科目としてバランス良く配置することで、学生が効果的な学習を行うことができるよう配慮している。さらに、学生が専攻分野の枠を超えて幅広い学習を行うことができるよう、学士課程においては、他学部他学科の授業科目を履修することができる「自由科目制度」を設けている。自由科目に関しては、各学部の修学規程により、履修単位数および卒業要件への算入単位数の上限を定めている。なお、大学院博士前期課程においても、自由科目制度に準じるものとして、他研究科や他専攻の授業科目を履修することができる制度を設けている。</p>	
<p>(4-③-1-6)</p> <p>教育課程の編成については、学士課程、博士前期課程、博士後期課程のそれぞれの課程に応じ、適切に行っている。特に、学士課程教育に関しては、「総合教育科目」区分と「専門教育科目」区分の2つを基軸に、教養教育と専門教育を適切に組み合わせた教育課程を編成しているほか、「実践教育科目」区分や「フィールド教育科目」区分などを独自に設定し、より実践的な教育を行っている学科もある。</p>	
<p>(4-③-1-7)</p> <p>初年次教育に関しては、ほとんどの学科で共通しているものとして、大学における学習の進め方やレポートの書き方を指導するための導入教育科目の開設が挙げられる。また、工学系の学部では、専門教育に係る基礎科目として、数学・物理・化学等の自然科学系基礎科目(リメディアル教育科目)を開設している。各学科は、これらによる効果的な初年次教育を行いつつ、各専門分野における入門的な内容を中心とした専門講義科目を配置している。</p>	
<p>(4-③-1-8)</p> <p>本学は、各学科の教育課程に「総合教育科目」区分を設け、そのさらに詳細な科目区分として「教養教育科目」区分、「言語文化科目」区分、「身体教育科目」区分などを設定している。学科ごとに要件は異なるが、卒業要件単位数(124単位)のうち約20単位以上を学生に修得させることで、2年次以降に本格化する専門的な学びの基礎を形成している。</p>	

<p>(4-③-1-9)</p> <p>博士前期課程では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を展開している。コースワークは、各専攻における専門的な知識を習得するために体系化された講義科目群であり、主に「〇〇特論」といった名称により、それぞれの専攻分野に相応しい内容の授業科目を開設している。これらの科目については、各専攻においてそれぞれ20～22単位以上の修得を求めている。一方、リサーチワークは、各専攻における修士論文の作成に係る科目群である。これらの科目は、「演習」や「調査研究」といった名称により開設され、各専攻においてそれぞれ8～10単位の修得を求めている。</p> <p>博士後期課程においても、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を編成している。コースワークに関しては、主に「〇〇特殊講義」といった名称により、それぞれの専攻分野に相応しい内容の授業科目を開設している。コースワーク科目については、各専攻とも2単位以上の修得を求めている。一方、リサーチワークは、各専攻における博士論文の作成に係る科目であり、「特殊研究」や「研究演習」といった名称により開設され、専攻ごとに12単位または18単位の修得を求めている。なお、コースワークの体系的性や、コースワークとリサーチワークの関係は、「履修系統図」により確認することができる(資料4-3【ウェブ】)。</p>	<p><a href="#">資料4-3 科目ナンバリングとカリキュラム・ツリー(再掲)</a></p>
<p>(4-③-1-10)</p> <p>本学における教育課程(カリキュラム)の編成は、各学科・専攻が、学問分野の動向や社会情勢に照らし、責任を持って行っている。その上で、内部質保証推進委員会が、「学修者本位の教育の実現」という観点から、全学的なカリキュラムマネジメントを行っている。具体的には、学科・専攻がカリキュラム改正を行う際は、事前に内部質保証推進委員会にカリキュラム改正案および関連資料の提出を求め、それに基づいて、内部質保証推進委員会の下部組織であるカリキュラム委員会が評価を行うといった仕組みを確立している。カリキュラム委員会は、内部質保証推進委員会からの諮問を受け、カリキュラム改正案に対する評価を行い、その結果を内部質保証推進委員会に答申する。内部質保証推進委員会は、カリキュラム委員会からの答申結果を当該学科・専攻にフィードバックするとともに、必要に応じてカリキュラム改正案の修正を求める。このような仕組みにより、各学科・専攻のカリキュラム編成が、「学修者本位の教育の実現」という観点に則して適切に行われるよう配慮している(図4-1)。</p>	<p>図4-1_カリキュラム改正に係る教学マネジメントモデル</p>
<p>(4-③-2)</p> <p>本学では、各学科がキャリア教育に関する授業科目をそれぞれの教育課程上に開設している。主なものとしては、「キャリアデザイン」「キャリア講座」「キャリアプランニング」等の授業科目の開設が挙げられる。「キャリアデザイン」等の授業科目では、社会でどのように生きていくのか、企業等でどのように働いていくのか、などについて、自己分析やディスカッションを通じて考えさせることで、学生のキャリア形成を支援するとともに、そのために必要な能力の養成を図っている。多くの学科で2～3年次にこのような授業科目を配置しているが、近年早期化する傾向にある就職活動に対応するため、1年次からキャリア関連科目を開設している例もある。また、学生のインターンシップへの参加を促進するため、教育課程上に「インターンシップ」科目を開設し、インターンシップのための事前指導や、インターンシップ実施による単位認定を行っている学科もある。</p> <p>なお、大学院の各専攻については、キャリア教育を直接の目的とした授業科目は開設していないが、リサーチワークにおける対外的な交渉や共同作業等を通じ、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成している。</p>	

## 大学基準4 教育課程・学習成果

4-④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

点検・評価項目	評定
(4-④-1-1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）	B
(4-④-1-2) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）	A
(4-④-1-3) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知	A
(4-④-1-4) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）	B
(4-④-1-5) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・学習の進捗と学生の理解度の確認	A
(4-④-1-6) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導	A
(4-④-1-7) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示	A
(4-④-1-8) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）	B

<p>(4-④-1-9)</p> <p>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <p>・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）</p>	B
<p>(4-④-1-10)</p> <p>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <p>・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）</p>	A
<p>(評定の解説)</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
<p>(4-④-1-1)</p> <p>本学は、単位の実質化を図るための措置として、全学科でCAP 制を導入しており、現在はずべての学科において年間履修上限単位数が48 単位となっている。なお、編入学生についても同様である。さらに学科によっては、セメスターごとの履修登録単位数の上限の設定も行っている。ただし、すべての学科において、教職課程における教職専門科目は、原則としてCAP 制の対象としていない。これにより、教職課程を履修する学生は、特に1-2 年次において、年間60 単位近くの授業科目を履修している。こうした現状を踏まえ、一部の学科においては、教職課程の授業科目を学位課程の中に組み入れ、それをCAP 制の対象とすることで、単位の実質化を図っている。ただし、履修上限を超えて教職専門科目を履修している学生の学習実態が把握できていないという課題がある。なお、2023年2月の内部質保証推進委員会では、FD部会からの「主体的学習を促すリーフレットの作成・配布」に関する報告に基づいて審議を行い、その後機関決定された（資料4-10）。リーフレットには、「単位制度実質化」に関する解説が記載されており、2023年4月に入学した入学生へ配布し、また、一部の在学生へも配布を行った。これにより、予習・復習の重要性を学生に対して周知することができた。</p> <p>また、2017 年度より、GPA 制度と、それに基づく退学勧告制度を導入した（資料4-11）。学生の学習意欲向上と教職員による適切な修学指導を支援することを目的に運用している当該制度では、各年次の終了時点において累積GPA が0.500 未満の学生に対し、各学科が指定する教員が面談および修学指導を行うこととしている。特に、2 年次以降の面談において改善の見込みがないと判断しうる学生に対しては、当該学部教授会の審議を経て、学長が退学勧告を行う。これにより、学生の過剰な履修を抑制し、単位数に応じた学習時間が適切に確保されるよう配慮している。なお、当該制度導入以後、実際に退学勧告を行った事例はない。この退学勧告制度については、その運用状況や有効性等について、2022年度に各学部長に意見聴取を行った（資料4-12）。今後は、既に全学科で実施されている年度末の学生指導を修学指導の制度としてあらたに規定し、その指標としてGPAを設定することを想定している（資料4-13）。</p> <p>さらに、シラバスにおいては、「準備学習等(事前・事後学習)の具体的な内容とそれに必要な時間」を入力必須項目とし、各教員に具体的に記載することを求めている。本学は、以上のような取り組みにより、単位の実質化を図っている。これらの取り組みの効果については、毎年度実施している学生調査結果を経年で比較することにより確認しているが、現状においては、取り組みの効果が十分に表れているとはいえない。</p>	<p>資料4-10_2023年2月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>資料4-11_大阪産業大学 GPA制度の取扱いに関する規程</p> <p>資料4-12_2023年1月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p> <p>資料4-13_2023年5月内部質保証推進委員会資料（抜粋）2</p>
<p>(4-④-1-2)</p> <p>本学のシラバスでは、授業科目ごとに、授業の目的、到達目標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等を明記している（資料4-14【ウェブ】）。特に、授業準備のための指示の項目欄では、事前・事後の学習内容とともに、その目安となる時間数も明記しており、授業外において必要な学習を具体的に示すことでその活性化を図っている。さらに、2020 年度からは、新規項目として「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と当該授業科目の関連」「担当教員の実務経験とそれを活かした教育内容」および「アクティブ・ラーニングの実施」を追加し、学生が授業の目的や内容、方法等をより理解しやすくなるための工夫を施した。また、各授業科目のシラバスの内容が、教育課程上の位置づけに照らし適切なものであるかどうかを点検するため、2016 年度より、「第三者によるシラバスチェック」を、学科・専攻単位で実施している。これにより、授業科目の担当者に変更が生じた場合等においても、授業内容の適切性が確保される仕組みとなっている。さらに、シラバスと実際の授業内容の整合性の確保を図るため、半期ごとに履修者に対して実施する授業改善のためのアンケートに、「シラバスに沿って授業が進められているか」という趣旨の設問を設け、その結果を授業担当教員にフィードバックしている。</p> <p>なお、2023年度のシラバスチェックにおいては、チェック対象科目の削減や、Googleスプレッドシートの活用等、従来とは異なる実施内容とした。この実施方法に対する意見や感想等については2023年6月の教授会・研究科委員会で意見聴取を行い、7月以降の内部質保証推進委員会でそれら意見等を踏まえた振り返りを行い、その結果を2024年度のシラバスチェックの実施方針に反映させる予定である。</p>	<p><a href="#">資料4-14 シラバス</a></p>



<p>(4-④-1-3)</p> <p>教員が授業の内容等の変更に伴いシラバスを改訂する際は、教務課に連絡し、シラバスシステムのロック解除を依頼する。その際、教務課員が、シラバス改訂について、授業で学生に説明するよう求めている。</p>	
<p>(4-④-1-4)</p> <p>本学は、2016年7月の教学マネジメント委員会において、「各学科において、学生の教育に積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れる」という基本方針を定めた。これにより、現在、各学科がアクティブ・ラーニングの導入に取り組んでいる。現在のところ、各学科が開講する演習、実験、実習といった科目区分の授業科目や、フィールドワーク系の授業科目を中心にアクティブ・ラーニング形式の授業が取り入れられている。学科によっては、初年次のゼミ科目で学外研修を取り入れるなど、個別に工夫を講じている。講義科目でアクティブ・ラーニング形式の授業を実施することは、履修者人数や教室形態などの制約によりかなりの工夫が求められるが、一部の授業科目ではグループワークやディスカッションなどを積極的に取り入れている例もある。</p> <p>また、各学部・研究科におけるFD研修については、アクティブ・ラーニングを促進することを目的とした内容とすることを奨励している（資料4-15）。さらに、全学的なFD研修においても、特に一般的な講義科目を対象としたアクティブ・ラーニング型授業や、学生による授業外での主体的な学びを促進する方法の定着を図るFD研修の実施について令和5年度事業計画で謳っており、例年8月に実施している（資料4-16）。</p>	<p>資料4-15_大阪産業大学FD活動の実施要項</p> <p>資料4-16_令和5年度事業計画</p>
<p>(4-④-1-5)</p> <p>毎年度、学期ごとに実施する「授業改善のためのアンケート」により、各授業科目における学生の理解度を確認している（資料4-17【ウェブ】）。</p> <p>また、個々の授業科目においては、本学のLMSであるWebClassを活用し、復習問題や確認問題を実施している例もある（資料4-18）。</p> <p>大学院においては、教員が学生と緊密にコミュニケーションを取り、理解度や研究の進捗度を適切に確認している。</p>	<p><a href="#">資料4-17_授業改善のためのアンケート結果について</a></p> <p>資料4-18_2023年4月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p>
<p>(4-④-1-6)</p> <p>履修指導は、学部や学科ごとに体制を整備して行っている。担任制の導入、定期的な面談の実施、上級生によるアドバイザー制、教員間における情報共有の仕組みの工夫、保護者との連携、1～4年の全学年にわたる支援体制の確立、といったように学科ごとに多様な工夫が見られる。また、工学部のように、学部単位でピアサポート体制を整備している例もある。</p>	
<p>(4-④-1-7)</p> <p>シラバスに「準備学習等(事前・事後学習)の具体的な内容とそれに必要な時間」および「課題(試験やレポート等)に対するフィードバックの方法」という項目を設け、各授業担当教員に inputs を求めている。</p>	
<p>(4-④-1-8)</p> <p>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、「大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則」の別表において、学部ごとに受講者数の目安を定めている（資料4-19）。また、同規程においては、実際の受講者数が、当該別表に定める授業形態ごとの目安を超過した場合、原則としてクラスを分割することを定めている。この規程に基づき、各学科は、毎年度の時間割を編成する際、1授業あたりの学生数が多くなりすぎないよう配慮をしている。また、学期の開始直前には、履修登録者数が教室定員数を上回っている授業科目については事前に教室を変更している。さらに、学期の開始時期には、中央キャンパスを中心に職員が教室を巡回し、学生を取容できていない授業科目については教室変更を行っている。これらにより、効果的に教育を行うための授業環境の確保に努めている。</p>	<p>資料4-19_大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則</p>

<p>(4-④-1-9)</p> <p>研究指導計画は、全研究科がWebサイトで明示している。また、指導教員を通じて直接学生に示している研究科もある（資料4-20～27【ウェブ】）。各研究科・専攻においては、それぞれの研究指導計画に基づいて、各指導教員を中心に研究指導を実施している。ただし、研究科によっては、スケジュールの提示にとどまっているものもあるため、さらなる改善が求められる。</p>	<p><a href="#">資料4-20 人間環境学研究科博士前期課程 研究指導計画</a></p> <p><a href="#">資料4-21 人間環境学研究科博士後期課程 研究指導計画</a></p> <p><a href="#">資料4-22 経営・流通学研究科博士前期課程（春学期） 研究指導計画</a></p> <p><a href="#">資料4-23 経営・流通学研究科博士前期課程（秋学期） 研究指導計画</a></p> <p><a href="#">資料4-24 経営・流通学研究科博士後期課程 研究指導計画</a></p> <p><a href="#">資料4-25 経済学研究科 研究指導計画</a></p> <p><a href="#">資料4-26 工学研究科博士前期課程 研究指導計画</a></p> <p><a href="#">資料4-27 工学研究科博士後期課程 研究指導計画</a></p>
<p>(4-④-1-10)</p> <p>内部質保証推進委員会は、「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」第7条第1項第3号(イ)の規定に基づき、「授業の内容および方法に関する事項」に関する審議を行う（資料4-28）。審議に先立って具体的な施策の検討・立案を行う必要がある場合は、下部組織である教学企画小検討委員会にそれを諮問する。内部質保証推進委員会は、このような仕組みにより、各学部・研究科に対して様々な働きかけを行う。近年は、いわゆる「質的転換答申」（2012年 中央教育審議会）で提言されたアクティブ・ラーニングの積極的展開を促すため、内部質保証推進委員会が、FD研修を自ら実施するなどの取り組みを行うことで、本学教育の質的転換に努めている。また、内部質保証推進委員会の前身である「教学マネジメント委員会」が導入した「第三者によるシラバスチェック」が、継続的かつ効果的に実施されるよう、毎年秋ごろには、当該年度におけるシラバスチェックの全学的な実施方針を各組織に提示している。このように、内部質保証推進委員会は、教育に関する具体的施策を自ら検討・立案し、それを実施することで、各組織における教育のPDCAサイクルが適切に機能するよう支援している（図4-2）。</p>	<p>資料4-28_大阪産業大学内部質保証推進委員会規程</p> <p>図4-2_教学マネジメントに係る組織体制</p>

## 大学基準4 教育課程・学習成果

4-⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

点検・評価項目	評定
(4-⑤-1-1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定	A
(4-⑤-1-2) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・ 既修得単位等の適切な認定	A
(4-⑤-1-3) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置	B
(4-⑤-1-4) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・ 卒業・修了要件の明示	A
(4-⑤-1-5) 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	B
(4-⑤-2-1) 学位授与を適切に行うための措置 ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表	B
(4-⑤-2-2) 学位授与を適切に行うための措置 ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置	A
(4-⑤-2-3) 学位授与を適切に行うための措置 ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示	A
(4-⑤-2-4) 学位授与を適切に行うための措置 ・ 適切な学位授与	A
(4-⑤-2-5) 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	



現状説明	根拠資料
<p>(4-⑤-1-1)</p> <p>本学は、大学設置基準第21条に定める1単位あたりに必要な学修時間（45時間）を確保するため、シラバスの記載項目に「準備学習等(事前・事後学習)の具体的な内容とそれに必要な時間」という項目を設け、具体的な学習内容やそれにかけるべき学習時間の目安を明示することを各授業担当教員に求めている（資料4-14【ウェブ】）。</p>	<p><a href="#">資料4-14 シラバス（再掲）</a></p>
<p>(4-⑤-1-2)</p> <p>大学設置基準の定めに基づき、本学が教育上有益と認めるときは、学生が他大学または短期大学等における授業科目の履修により修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、同様に、学生が行う短期大学または高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。さらに、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において修得した単位についても、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。これらの単位については、合わせて60単位を超えない範囲で、教授会の議を経て認定することができる。以上のことは、本学学則第33条から第35条に定めている（資料4-7【ウェブ】）。なお、大学院に関しても、大学院設置基準の定めに基づき、本学大学院学則第27条および第27条の2に、同様の規定を設けている（資料4-8【ウェブ】）。教授会（大学院においては研究科委員会）の議を経て決定された単位認定案は、教務課が事務処理を行うが、その際、当該認定案に係る法令適合性等について、事務的な観点からも確認を行っている。</p> <p>また、教職課程に関する科目については、学則の規定に加え、教育職員免許法および同施行規則の定めるところにより、適切に単位認定を行っている。教職課程に係る既修得単位の認定は、高度な専門知識を要するため、学科等が事前に全学教育機構事務室教職教育センターに法令適合性を確認した上で、単位認定を行う。</p> <p>なお、編入学生については、原則として入学前既修得単位の個別の認定は行わず、学部学科がそれぞれ指定する単位数を包括的に認定することとしている。ただし、スポーツ健康学部スポーツ健康学科は、編入学生の入学前既修得単位についても個別認定を行う。このことは、本学学部通則第4条第4項に定めている（資料4-7【ウェブ】）。</p>	<p><a href="#">資料4-7 学生便覧2023（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料4-8 大学院要覧2023（再掲）</a></p>
<p>(4-⑤-1-3)</p> <p>成績の評価基準に関しては、大学学則、各学部修学規程および大学院学則に明記している（資料4-7【ウェブ】、8【ウェブ】）。大学における素点に応じたグレードと評価は、100点法で、S（秀）は100点～90点以上、A（優）は90点未満～80点以上、B（良）は80点未満～70点以上、C（可）は70点未満～60点以上、D（不可）は60点未満、*は成績評価に至らない、としている。また、このうちDと*は不合格として単位を授与しない。大学院においても素点に応じてグレードを設け評価をしており、100点法で、A（優）は100点～80点以上、（良）は80点未満～70点以上、C（可）は70点未満～60点以上、Dは60点未満、*は成績評価に至らない、としている。このうちDと*は不合格として単位を授与しない（資料4-29【ウェブ】）。</p> <p>なお、近年の大学教育には、知識・理解だけでなく、汎用的技能や態度・志向性といった学生の様々な能力等を養成し、その成果を適切に評価することが求められていることから、本学は、2018年に「成績評価基準のガイドライン」を策定し、現在それを運用している（資料4-30）。このガイドラインに基づき、授業を担当する教員は、授業科目ごとに「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」の3項目の中から養成すべき能力を決め、それをシラバスに記載する。複数の項目を選択する場合は、その比重も併せてシラバスに記載する。ガイドラインには、項目ごとの簡易なルーブリックを掲載しており、教員はそのルーブリックに基づいて、項目ごとに厳格な評価を行った上で、最終的な成績評価を決定する。</p> <p>また、成績評価について疑義のある場合は、成績評価問い合わせ期間を設け、各授業科目の担当者が対応する。これにより、成績評価に修正の必要が生じた際は、教授会の審議を経て対応している。</p> <p>本学では、このような仕組みにより、成績評価の客観性・厳格性の確保に努めている。しかしながら、ガイドラインに掲載しているルーブリックは非常に簡易なものであり、具体性に乏しい内容となっているため、今後は、評価項目の細分化や評価の改善を図っていくことが必要である。今後は、具体的な対応の方向性について、教学企画検討小委員会へ諮問している（資料4-5）。</p>	<p>資料4-5_2023年5月内部質保証推進委員会資料（抜粋）（再掲）</p> <p><a href="#">資料4-7 学生便覧2023（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料4-8 大学院要覧2023（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料4-29 成績／成績表について</a></p> <p>資料4-30_成績評価基準のガイドライン</p>

<p>(4-⑤-1-4)</p> <p>大学の卒業要件は、大学学則および各学部修学規程に明示している（資料4-7【ウェブ】）。また、大学院の修了要件は大学院学則に明示している（資料4-8【ウェブ】）。学士課程における卒業要件は、休学期間を除き4年以上（編入学生は2年以上）在学し、学部修学規程に定める必要単位を修得することを基本としている。卒業要件単位数は、すべての学科において124単位としている。なお、経済学部については、3年次卒業制度を設けている。これにより、3年次修了時点において、優秀な成績をもって124単位を修得した学生については、休学期間を除き3年以上在学することで、卒業することができる。3年次卒業制度については、新入生に対して配布する『HANDBOOK』に掲載することで、学生に明示している（資料4-31【ウェブ】）。</p> <p>大学院の博士前期課程においては、2年以上在学し、所定の単位を修得した上で、修士論文の審査および最終試験に合格することを、基本的な修了要件としている。その上で、在学年数に関しては、優れた業績を上げた学生に対する要件の緩和等、いくつかの例外規定を設けている。</p> <p>また、大学院の博士課程においては、博士前期課程の2年を含み、5年以上の在学と、所定単位の修得、学位論文審査および最終試験の合格を、基本的な修了要件とした上で、優れた研究業績を上げた学生等に対するいくつかの緩和規定を設けている。</p>	<p><a href="#">資料4-7 学生便覧2023（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料4-8 大学院要覧2023（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料4-31 ハンドブック</a></p>
<p>(4-⑤-1-5)</p> <p>内部質保証推進委員会は、「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」第7条第1項第3号(ハ)の規定に基づき、「学修成果の測定に関する事項」に関する審議を行う（資料4-28）。学生の学習成果を正しく測定するためには、成績評価の客観性、厳格性の確保とそれに基づく適切な単位認定が前提となることから、内部質保証推進委員会は、必要に応じて成績評価および単位認定に係る全学的なルールの設定に直接関与することがある。ただし、現時点においては、成績評価の客観性・厳格性の確保に関する検討を十分には行っておらず、今後の課題である。</p>	<p>資料4-28_大阪産業大学内部質保証推進委員会規程（再掲）</p>
<p>(4-⑤-2-1)</p> <p>各研究科における学位論文審査基準については、「大学院要覧」により学生に明示するとともに、各研究科がWebサイトにおいて公表している（資料4-8【ウェブ】、32～42【ウェブ】）。ただし、一部の専攻においては、専攻名が旧名称のままとなっているため、修正する必要がある。</p> <p>なお、2021年11月の内部質保証推進委員会で、新入生ガイダンス時に論文審査基準を学生に対して説明するよう求めている（資料4-43）。</p>	<p><a href="#">資料4-8 大学院要覧2023（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料4-32 人間環境学研究科 評価基準</a></p> <p><a href="#">資料4-33 経営・流通学研究科</a></p> <p><a href="#">資料4-34 経済学研究科</a></p> <p><a href="#">資料4-35 工学研究科博士前期課程機械工学専攻 審査基準</a></p> <p><a href="#">資料4-36 工学研究科 博士前期課程交通機械工学専攻 審査基準</a></p> <p><a href="#">資料4-37 工学研究科博士前期課程都市創造工学専攻 学位審査</a></p> <p><a href="#">資料4-38 工学研究科 博士前期課程 電子情報通信工学専攻 課程修了基準</a></p> <p><a href="#">資料4-39 情報システム工学専攻 審査基準</a></p> <p><a href="#">資料4-40 工学研究科 博士前期課程 環境デザイン専攻 審査基準</a></p> <p><a href="#">資料4-41 工学研究科 博士後期課程 生産システム工学専攻 審査基準</a></p> <p><a href="#">資料4-42 工学研究科 博士後期課程 環境開発工学専攻 学位審査</a></p> <p>資料4-43_2021年11月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p>

<p>(4-⑤-2-2)</p> <p>学位論文等の審査は、研究科長からの付託に基づいて各研究科委員会が設置する審査委員会が行う。審査委員会は、主査1名、副査2名の体制によって編制される。また、各専攻において、学位論文公聴会の開催や学位論文の閲覧対応等、学位審査に客観性を持たせるための措置を講じている。</p>	
<p>(4-⑤-2-3)</p> <p>学士の学位の授与に関しては「大阪産業大学学則」および「大阪産業大学学位規程」に、修士および博士の学位審査および学位授与に関しては「大阪産業大学院学則」「大阪産業大学大学院学位規程」および各研究科規程ならびに各研究科における学位論文の審査の方法および手続きに関する内規または申し合わせにおいて、それぞれ具体的な手続きとその責任体制を明示している（資料4-7【ウェブ】、8【ウェブ】、44～49）。</p>	<p><a href="#">資料4-7 学生便覧2023（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料4-8 大学院要覧2023（再掲）</a></p> <p>資料4-44_人間環境学研究科博士〔人間環境学〕の学位論文審査の申し合わせ</p> <p>資料4-45_大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士（経営学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規</p> <p>資料4-46_大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士（経営学）〔論文博士〕学位論文の審査方法および手続き」に関する内規</p> <p>資料4-47_大阪産業大学大学院経済学研究科「博士（経済学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規</p> <p>資料4-48_大阪産業大学大学院経済学研究科「博士（経済学）〔論文博士〕学位論文の審査方法および手続き」に関する内規</p> <p>資料4-49_大学院工学研究科博士後期課程学位論文の審査の方法および手続きに関する内規</p>
<p>(4-⑤-2-4)</p> <p>学士の学位の授与に関しては、学校教育法の定めに基づき各学部教授会で厳正に審議した上で、学部長が学長に結果を報告する。教授会では、第一次卒業判定を行ったあと、成績評価問い合わせ等により生じる成績評価訂正を踏まえて第二次卒業判定を行い、最終結果を学長に報告する。学長は、教授会の審議結果を踏まえ学位の授与を行う。</p> <p>修士および博士の学位に関しては、研究科委員会の議を経て学長が授与する。</p>	
<p>(4-⑤-2-5)</p> <p>学位の授与は、教学マネジメントに関する重要事項であることから、現行の制度や運用面に問題が生じていることが確認された場合は、内部質保証推進委員会が、委員会における審議を通じて、全学的なルール設定等に関する具体的施策を講じることがある。</p>	

## 大学基準4 教育課程・学習成果

4-⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

点検・評価項目	評定
(4-⑥-1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）	B
(4-⑥-2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 <<学習成果の測定方法例>> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取	B
(4-⑥-3) 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり （評定の解説） S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	A
現状説明	根拠資料
(4-⑥-1) 学士課程においては、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みの基盤となるものとして、アセスメントプランを策定している（資料4-50）。アセスメントプランでは、「機関レベル（大学全体）」「教育課程レベル（学科・専攻）」「授業科目レベル（科目・授業）」の3つのレベルにおける学習成果・教育成果の把握・評価に活用可能な指標を、学生の「入学前・入学時」「在学中」「卒業時・卒業後」の3つの時点に分けて表形式で整理している。このアセスメントプランに基づき、大学全体、ならびに各学科が、卒業認定・学位授与の方針に定める学習成果項目ごとに、対応する評価指標を選定するとともに、それをどのような基準で評価するのか、ということ「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」を作成することによって整理している（資料4-51）。 なお、大学院については、学士課程と大きく異なる体系の教育を実施していることや、学習成果の把握・評価のための指標が充実していないこと、また、各専攻において学位論文の合格が修了要件となっており、それにより、卒業認定・学位授与の方針に基づく一定の質保証が図られていることなどを踏まえ、学士課程のような指標・基準の整理には至っていない。この問題については、昨年度の自己点検・評価で指摘され、すでに改善計画シートを作成している（資料4-52,53）。今後は、改善計画シートに基づいて取り組みを進めていく必要がある。なお、大学基準協会による2022年度大学評価では、「大学院において、学習成果の把握・評価を十分に行えていない」という指摘【改善課題】を受けている（資料4-54）。	資料4-50_大阪産業大学アセスメントプラン 資料4-51_ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表 資料4-52_2022年度自己点検・評価報告書（抜粋） 資料4-53_自己点検・評価結果に基づく改善計画シート 資料4-54_大阪産業大学に対する大学評価（認証評価）結果（抜粋）2

<p>(4-⑥-2)</p> <p>本学の学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みにおいては、成績評価やGPAといった客観データ指標だけではなく、学生調査における学生の成長実感等の主観データ指標を用いて、多角的な観点から実施することを目指している。本学は、2016年度に大学IRコンソーシアムに加盟して以来、当コンソーシアムが主催する学生調査を毎年度実施している（資料4-55【ウェブ】、56【ウェブ】）。この学生調査の中には、学生が大学における学びの中で獲得した能力に関する自己評価項目があり、そこでは、専攻分野の枠を超えて学士課程教育で普遍的に培うべき各種能力が設定されている。そこで、各学科が「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」を作成するにあたっては、当該学生調査項目を主観データ指標として設定することを全学的に推奨している。さらに、現在は外部テスト（GPS-Academic）の全学的な導入（2024年度）に向けて審議を行うなど、学科・専攻における直接評価手法の充実に向けた取り組みを進めている（資料4-57）。</p> <p>なお、個々の学科においては、専攻分野に関係の深い資格の取得状況や、外部テスト（PROG、RST）の実施により、学習成果・教育成果を把握の把握に取り組んでいる事例がある。また、学修ポートフォリオを試行した実績のある学科もある。</p> <p>また、大学院に関しては、現在は研究の進行過程や成果報告時に学習成果等を把握・評価しているが、先述の外部テスト（GPS-Academic）を導入することができればより多角的な評価が可能となる。なお、大学基準協会による2022年度大学評価では、「大学院では、学位論文の審査を通じて学習成果を把握・評価しているが、学位授与方針に示した学習成果の測定としては十分でないため、学生の学習成果を適切かつ多角的に把握・評価する方法や指標を開発・適用するよう、改善が求められる」という指摘【改善課題】を受けている（資料4-54）。</p>	<p>資料4-54_大阪産業大学に対する大学評価（認証評価）結果（抜粋）2（再掲）</p> <p><a href="#">資料4-55_学習時間等に関する調査の結果公表について</a></p> <p><a href="#">資料4-56_学修成果に関する調査の結果公表について</a></p> <p>資料4-57_2023年6月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p>
<p>(4-⑥-3)</p> <p>卒業認定・学位授与の方針に照らした学習成果・教育成果の把握及び評価に関しては、内部質保証推進委員会が主導的な役割を果たしている。各学科における「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」の作成にあたっては、学科ごとのカリキュラムマップ案や、大学IRコンソーシアムの学生調査項目と各学科の学習成果の相関表等を作成・提供することで、その支援を行った。</p> <p>また、内部質保証推進委員会は、その下に設置しているカリキュラム委員会を活用して、各学科が作成した「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」に基づくカリキュラム評価を行い、その結果をフィードバックすることで、各学科における教育改善を促すという一連の仕組みを整えている（図4-1,2,3）。</p>	<p>図4-1_カリキュラム改正に係る教学マネジメントモデル（再掲）</p> <p>図4-2_教学マネジメントに係る組織体制（再掲）</p> <p>図4-3_学習成果・教育成果の把握・評価に係る教学マネジメントモデル</p>

## 大学基準4 教育課程・学習成果

4-⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評定
(4-⑦-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用	A
(4-⑦-2) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(4-⑦-1) 教育課程及びその内容、方法の適切性については、年度ごとに学部・研究科単位で自己点検・評価を実施している。各学部長・研究科長は、毎年度春頃、自己点検・評価委員会教学部会を通じて配布される自己点検・評価シートに基づき、教育課程の編成・実施の適切性について点検・評価を行う。点検・評価には、必要に応じ学科主任や専攻主任も参画する。各学部・研究科の自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会教学部会によるとりまとめを経て、自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書に記載される。自己点検・評価報告書は、9月の内部質保証推進委員会に提出される。 また、前述したものは別の方法による教育課程の検証と、それに基づく改善に係る取り組みも行っている。これは、内部質保証推進委員会の下に設置しているカリキュラム委員会が、学内第三者の視点から教育課程について評価・検証を行うもので、主にカリキュラムの完成年度を迎えた学科・専攻や、これからカリキュラム改正を行おうとする学科・専攻の教育課程を対象としている。	
(4-⑦-2) 教育課程及びその内容、方法の適切性について、自己点検・評価報告書で改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から学部長・研究科長に対し、改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は改善案を策定し、10月の内部質保証推進委員会で報告する。改善案が承認されれば、学部長・研究科長はその内容を次年度の事業計画に反映する。 また、カリキュラム委員会を通じたカリキュラム評価に係る取り組みも、学科・専攻が教育課程を改善・向上させる契機となる。 以上のような仕組みにより、教育課程及びその内容・方法の改善を図っている（図4-1,3,4）。	図4-1_カリキュラム改正に係る教学マネジメントモデル（再掲） 図4-3_学習成果・教育成果の把握・評価に係る教学マネジメントモデル（再掲） 図4-4_教育課程の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



## 大学基準4 教育課程・学習成果

### 長所・特色

内部質保証システムの機能的有効性を確認するためには、内部質保証の最も重要な目的である「教育の質向上」が図られていることを、客観的な情報により証明する必要がある。それにあたっては、学習成果・教育成果の把握・評価が不可欠である。これについて、本学では2021年度に、大学全体のアセスメントプラン策定に加え、各学科におけるディプロマ・ポリシーに照らした教育成果を評価するための指標および基準を設定しており、より客観的・定量的な評価ができる仕組みを整えている。ただし、設定した評価指標と評価基準に関しては、継続的にこれらを活用した評価を実施していくとともに、その適切性・有効性の検証および改善も継続的に行っていく必要がある。

### 問題点

本学における教育課程、学習成果に関する重要な問題は以下の2点である。

1点目は、成績評価の客観性、厳格性確保のための実質的な取り組みが十分でない点である。学習成果・教育成果の把握・評価を行うための指標として、すべての学科でGPA等の成績評価情報を設定しているが、これは学生の成績評価が客観性・厳格性をもって行われていることが前提となる。しかしながら、本学の成績評価基準のガイドラインに掲載するルーブリックは抽象的な表現に留まっており、評価の客観性・厳格性が担保されているとはいえないため、改善が必要である。

2点目は大学院における学習成果・教育成果の把握・評価の取り組みが十分にできていない点である。学士課程においては、様々な取り組みが進んでいるものの、大学院における取り組みは十分でない。昨年度自己点検・評価や認証評価においても指摘を受けているため、今後は改善計画シートに基づいて取り組みを進める必要がある。

### 全体のまとめ

本学は、建学の精神や教育目的に則り、文化の向上や産業・交通の発展に寄与することができる人材を養成するため、教育の質向上に係る取り組みを積極的に行ってきた。特に、教学マネジメント委員会（現・内部質保証推進委員会）を設置した2016年度以降は、学生の学習成果の獲得に重点を置いた取り組みを推進してきた。

まず、2016年3月の学校教育法施行規則の改正を受け、同年、教学マネジメント委員会を中心に、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を含む「3つのポリシー」について、大幅な見直しを行った。それにより、現在は各学科・専攻において、それぞれ必要な要素を含んだ卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定め、社会に公表している。

その上で、教育課程の編成については、2016年度に導入を決定した「履修系統図」や「科目ナンバリング」により、各学科・専攻が体系的・順次性に配慮しながら適切に行っている。特に、学士課程においては、学習リテラシー科目やリメディアル教育科目等、高大接続に配慮した初年次教育科目や、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育科目を積極的に開設するとともに、幅広い教養を培い豊かな人間性を涵養するための教養教育科目を開設し、それらと専門教育の円滑な接続を図ることで、各学位課程の目的に沿った適切な教育課程を編成している。

そのような教育課程に則り、効果的な教育を行うための具体的な措置としては、近年段階的に行ってきたシラバスの改善が挙げられる。現在の本学のシラバスでは、授業の目的、到達目標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等といった従来の基本的な項目に加え、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と当該授業科目の関連」「担当教員の実務経験とそれを活かした教育内容」「アクティブ・ラーニングの実施」について明記することを各教員に求めており、学生が授業の目的や内容、方法等について事前に十分理解することができるよう配慮している。また、各学科においては、担任制や修学アドバイザー制度により、効果的な学習を促すための適切な履修指導を行っている。

このように実施している教育の成果を、学生の学習成果に基づいて適切に評価し、改善に繋げるため、2021年度には、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みを大きく進展させた。本取り組みにおいては、大学のアセスメントプランを策定した上で、大学全体または各学科が、卒業認定・学位授与の方針で定める学習成果を、どのような指標により、どのような基準で評価するのか、ということを整理した。さらに、それに基づいて学習成果・教育成果の達成状況を評価し、改善に繋げるという一連の仕組みも確立した。

ただし、学習成果・教育成果を正しく把握・評価するためには、個々の授業科目の成績評価が、客観的な基準により厳格に行われていることが必要である。本学は、2018年に「成績評価基準のガイドライン」を定め運用しているものの、未だ詳細化された成績評価基準の設定には至っていない。そのため、今後は、成績評価ルーブリックの導入等について、具体的な検討を進めていく必要がある。

図表集（大学基準4関係）

図 4-1 カリキュラム改正に係る教学マネジメントモデル

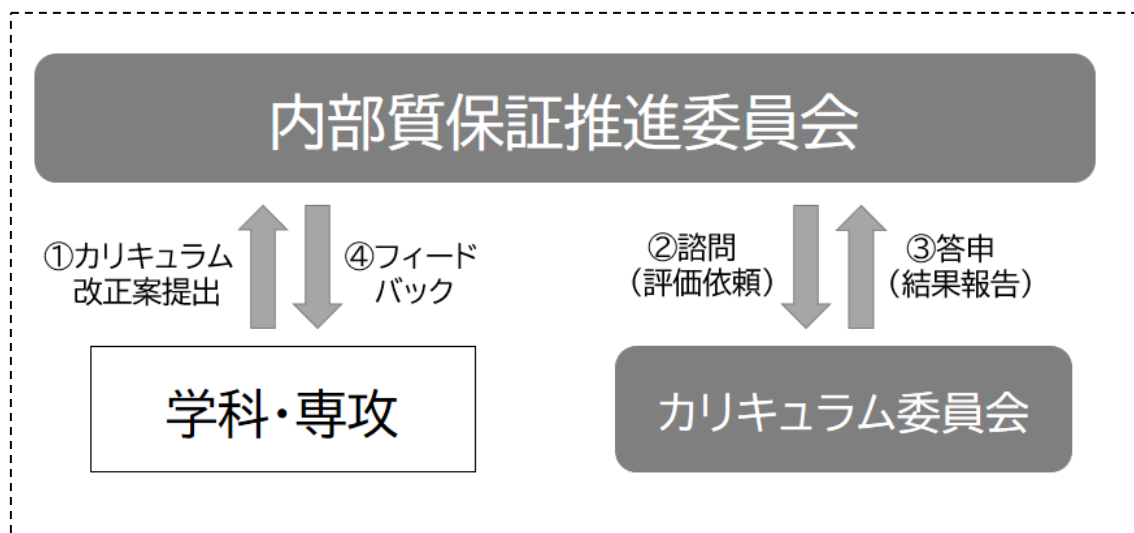


図 4-2 教学マネジメントに係る組織体制

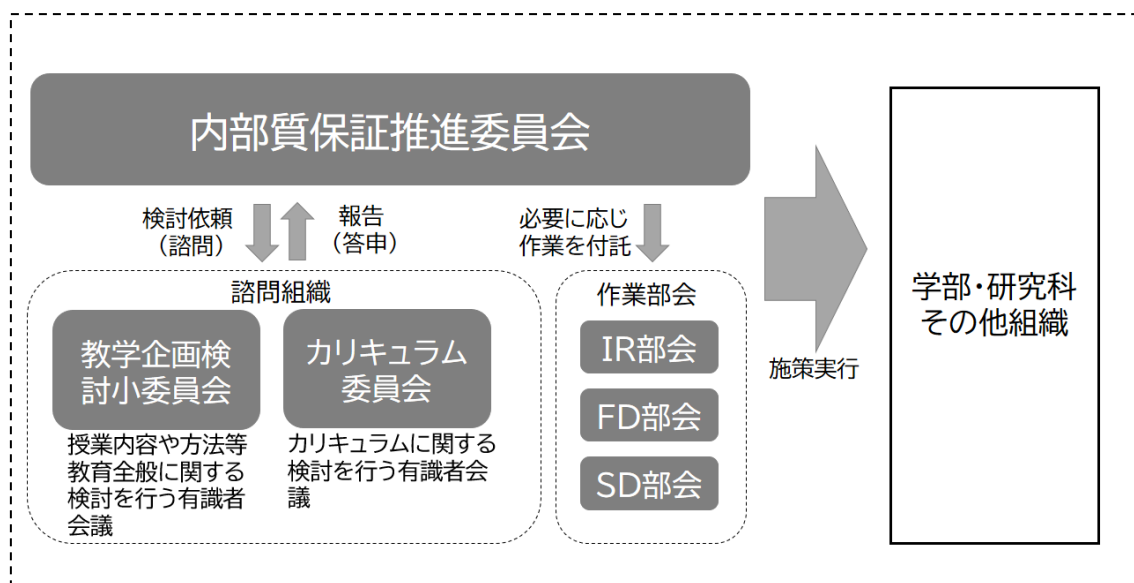




図 4-3 学習成果・教育成果の把握・評価に係る教学マネジメントモデル

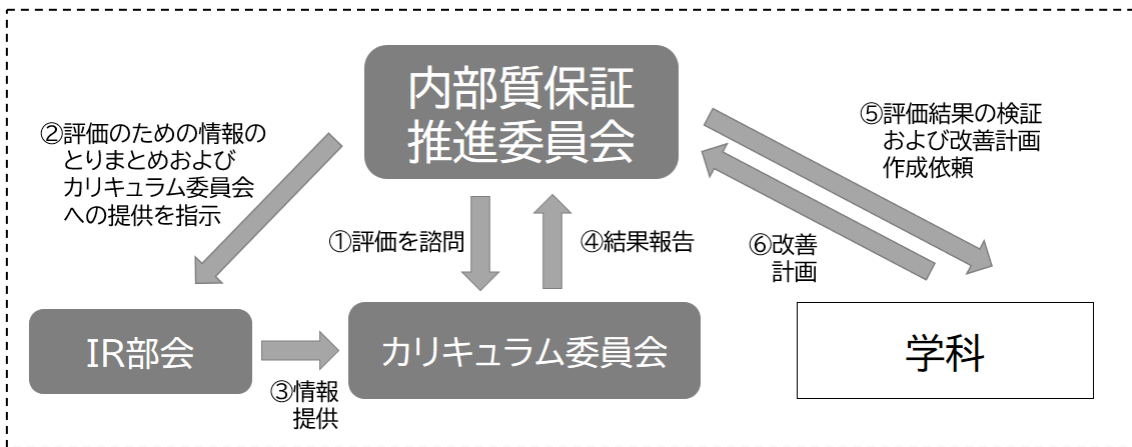
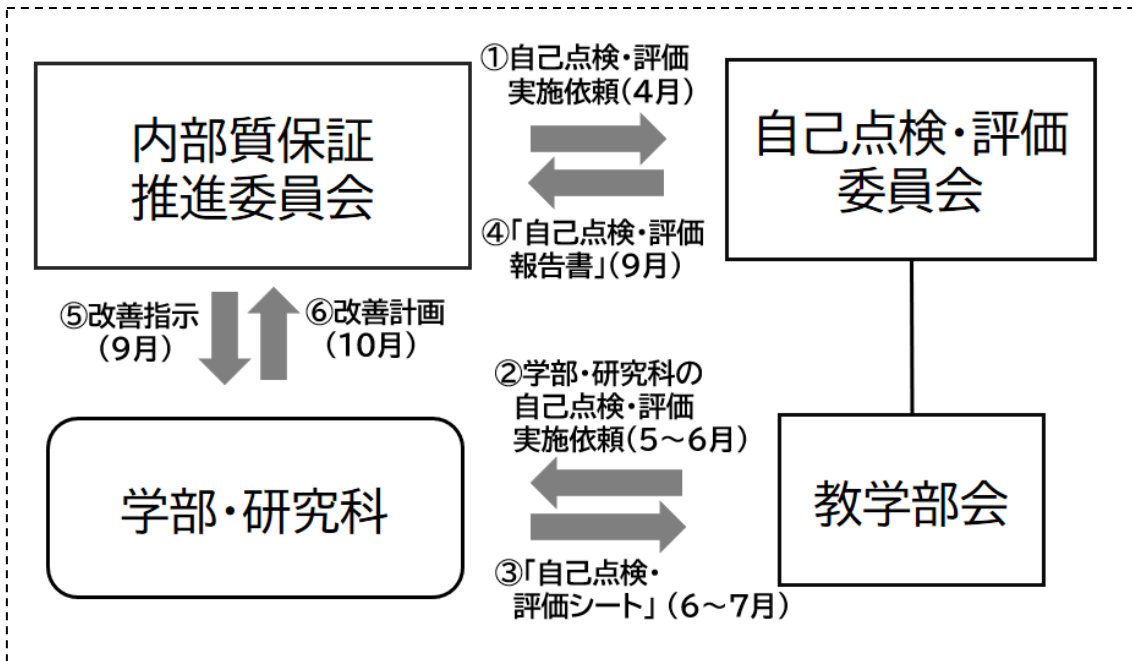


図 4-4 教育課程の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



## 大学基準5 学生の受け入れ

5-① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

点検・評価項目	評定
(5-①-1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表	B
(5-①-2-1) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像	A
(5-①-2-2) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(5-①-1) 本学では、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針と同様に、入学者受入れの方針を、全学(大学全体・大学院全体)および学位プログラム(学科、専攻、課程)ごとに設定し、公表している(経済学部に関しては「大括り入試」を導入しているため学部単位で設定)(資料5-1【ウェブ】)。ただし、各学科のアドミッション・ポリシーに記載している「求める学生像」の記載形式に統一性がない表記となっている(資料5-2【ウェブ】)。 なお、入学者受入れの方針の策定にあたっては、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえることを求めている(資料5-3)。	<a href="#">資料5-1 本学の教育理念等</a> <a href="#">資料5-2 教育目標・3つのポリシー</a> <a href="#">資料5-3 大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン</a>
(5-①-2-1) 学士課程における入学者受入れの方針の設定にあたっては、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、高校教育における「学力の3要素」を踏まえ、「求める学生像」として、入学前に身に付けている知識・能力または入学後に身に付けることが期待できる知識・能力等を示すことを求めている。これにより、各学科が入学者受入れの方針を適切に設定している。	
(5-①-2-2) 入学者受入れの方針の設定にあたっては、「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、「求める学生像」に掲げる各種能力と入試制度の対応関係およびその比重を示すことを求めている。これにより、各学科・専攻が、入学者受入れの方針を適切に設定している。	

## 大学基準5 学生の受け入れ

5-② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

点検・評価項目	評定
(5-②-1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定	S
(5-②-2) 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供	S
(5-②-3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備	S
(5-②-4) 公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	S
(5-②-5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）	S
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(5-②-1) 令和5年度大学入学者選抜実施要項を基準にして、本学では、多様な能力や学習経験を持った学生を適切に受け入れることが求められる（資料5-4）。このような背景を踏まえて、多様な学生を受け入れるという観点にも対応した。本学では、入学者受け入れの方針に基づいて、以下のような取り組みを行っている。 ○学生募集活動：学部・学科のアドミッション・ポリシー（以下、「AP」という）を念頭におき、本学各学部・学科の教育内容や進路先、入学後必要とされる高校の学力水準、入学試験などを「受験生」が正しく理解できるように努めている。コロナ禍対策を配慮して、オープンキャンパスを開催した。加えて、高校内説明会、出張講義、ブース形式説明会への参加、大学キャンパス見学会などを行った。募集活動においては、学部・学科のAPを念頭におき、学部・学科の教育内容や進路先、入学後必要とされる高校の学力水準、入学試験などを「受験生」が正しく理解できるように計画し、実行した。 ○入学者選抜制度：本学の入試は様々な制度を導入している。受験生の動向や高校のカリキュラム状況を的確に把握し、学部・学科が定める「学生の受け入れ方針（求める学生像）」に照らし合わせ、入学試験の内容、基本方針、入試制度を検討し、一層の充実を図っている。2023年度入試制度は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分の特徴や学部・学科のAPを勘案して、活用する評価方法、比重を明確化するように一層努めた。学部・学科が定めたコースの募集開始、募集枠の拡大を進めた。専門学科や総合学科に在籍する生徒が受験しやすいように、専門学科・総合学科公募推薦入学試験を導入した。（資料5-5,6,7【ウェブ】、8【ウェブ】、9） 2024年度入試では、専門学科・総合学科公募推薦入学試験を「学校推薦型選抜」から「総合型選抜」に変更し、「専門学科・総合学科出身者入学試験」として10月に実施予定。加えて、AO入試後期を12月に、文化系クラブ後期入学試験を2月に実施予定。	資料5-4_令和5年度大学入学者選抜実施要項 資料5-5_大学案内 資料5-6_入試ガイド 資料5-7_大学案内 資料5-8_入試ガイド 資料5-9_入試委員会議事録

<p>(5-②-2)</p> <p>学費（入学金・授業料・教育環境充実費・諸会費）や奨学金制度は、大学案内等の印刷物に記載し、大学案内等のデジタル版を本学Webでも公表している（資料5-5,6,7【ウェブ】、8【ウェブ】）。</p> <p>また、高校内説明会、進学説明会、オープンキャンパス等で、情報提供をしている。大学入学共通テスト利用入学試験（5教科型）では成績優秀者学費免除型入学試験、一般前期入学試験C日程では成績優秀者学費減額型入学試験があり、留学生には学費減免制度がある（資料5-10,11）。現時点では未定であるが、2024年度入試では指定校入試において、「入学金免除、減額制度」を検討したい。</p>	<p>資料5-5_大学案内（再掲）</p> <p>資料5-6_入試ガイド（再掲）</p> <p><a href="#">資料5-7_大学案内（再掲）</a></p> <p><a href="#">資料5-8_入試ガイド（再掲）</a></p> <p>資料5-10_大阪産業大学入学試験成績優秀者減免規程</p> <p>資料5-11_大阪産業大学私費外国人留学生授業料減免規程</p>
<p>(5-②-3)</p> <p>本学は、「大阪産業大学入学試験実施規程」の中で、入学者選抜実施のための体制および責任所在について定めている（資料5-12）。同規程においては、業務ごとに以下の委員会等を設置することと、その役割および責任の所在について定めている。</p> <p>入試制度等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験委員会：入試のあり方、入試制度の検証、入試の実施計画を検討する（資料5-9）。</li> </ul> <p>入試の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験実務委員会：入学試験に関する実務を計画し実施する。</li> <li>・入学試験本部：入学試験にあたって全学的な実施組織として設置する。</li> </ul> <p>出題採点について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出題採点委員会：出題と採点の体制を組織的に確立し、出題と採点の適合性を確保する。</li> <li>・得点調整委員会：同じ試験時間に行われる試験の科目間において、明らかに試験問題の難易差による平均点格差が生じた場合に学長のもとに設置する（資料5-13）。</li> </ul> <p>入試合否判定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験判定会議：入試の適切正、公平性、透明性を保持し、合否判定を行っている（資料5-14～16）。</li> </ul> <p>「入学試験判定会議規程」の中で、入学試験判定における目的、体制等を定めている（資料5-17）。</p> <p>入試の実施・出題・合否判定が適正に行われたかの確認については、2015年度入試から入学試験実施時、入学試験判定会議、入学試験委員会で、その都度確認している。その具体的な内容は入試事務処理関係事項、出題・採点関連事項、入試実務関連事項、合否判定事項、「APに基づき入学者選抜は適切に行ったか」、「APに基づき学力水準の要素を評価したか」である。これらについては、チェックシートに基づき、PDCAサイクルが機能していることを確認し、その適切性を確認している（資料5-18）また、チェックシートで入試実務面などに反省点などがあった場合は、今後の入学試験に役立つように努めている。2024年度入試も、この体制に基づいて、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な措置を講じるように努めた。</p>	<p>資料5-9_入試委員会議事録（再掲）</p> <p>資料5-12_大阪産業大学入学試験実施規程</p> <p>資料5-13_大阪産業大学入学試験における教科（科目）間の得点調整に関する内規</p> <p>資料5-14_判定原案作成会議に関する申し合わせ</p> <p>資料5-15_判定会議議事録</p> <p>資料5-16_判定原案作成会議（記録）</p> <p>資料5-17_入学試験判定会議規程</p> <p>資料5-18_入試チェックシート</p>
<p>(5-②-4)</p> <p>本学は、入学者選抜を公正かつ迅速に行うことを目的に、「入学試験判定会議規程」を定めている（資料5-14）。入学試験判定会議には、適切な合否判定を実施するため、委員以外の教育職員および入試センター次長等が出席することができる。また、「大阪産業大学入学試験実施規程」の中で定めている出題採点委員会について、その構成員等に関する情報は、一部の入試センター関係者を除き、学内関係者にも明らかとならないよう配慮している（資料5-9）。</p> <p>また、受験生に対しては、毎年度発行している入試ガイドおよびWeb上において、不正行為が判明した場合は、それ以後の受験ができない旨と、受験した全ての教科・科目の成績を無効とする旨明記している（資料5-6,8【ウェブ】）。さらに、各種入学試験の試験監督者に対しては、「監督者の手引き」を配付しており、「監督者の手引き」には不正行為の疑いがある場合の対応について詳細に記載している（資料5-19）。試験監督者に対しては、入学試験前の試験監督者説明会において、「監督者の手引き」を熟読し、理解した上で試験監督に臨むよう説明をしている。本学は、これらにより公正な入学者選抜を実施している。</p> <p>その他、入学試験におけるコロナ禍対策については、自主検温や当日の体温による受験可否判断基準は、Webサイトに公開した。試験当日の急な体調不良や発熱に関しては、別室受験で対応するなどの対策を取り、当該受験生の受験継続のみならず、周囲の受験生への環境整備にも配慮するように努めた。引き続き、文部科学省からの通達や社会情勢に鑑み、対応していくように努めたい。</p> <p>なお、オンラインによる入学者選抜は、スポーツ健康学部において「オンラインAO入試」を実施している。</p>	<p>資料5-6_入試ガイド（再掲）</p> <p><a href="#">資料5-8_入試ガイド（再掲）</a></p> <p>資料5-9_大阪産業大学入学試験実施規程（再掲）</p> <p>資料5-14_入学試験判定会議規程（再掲）</p> <p>資料5-19_監督者の手引き</p>

<p>(5-②-5)</p> <p>本学は、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施を行っている。入学試験実施にあたっては、身体機能等の障がいや不慮の事故等による負傷・疾病のある受験生および感染症にかかっていると申し出た受験生への対応として特別措置を行っており、入試ガイドおよびWeb上でその旨を明示している（資料5-6,8【ウェブ】）。具体的な特別措置としては、別室受験、座席指定、試験日の変更、試験時間の延長等を行っている。文部科学省等の通知文書等をベース資料にして、適宜、入試委員会等の会議体をとおして注意喚起を行った（資料5-9,20）。</p> <p>対策としては下記の通り、受験生の動向や高校のカリキュラム状況を的確に把握し、学部・学科が定める「学生の受け入れ方針（求める学生像）」に照らし合わせ、志願者への合理的な配慮に基づく公正な入学試験を種々検討した結果、下記の内容を計画し、実行した。</p> <p>(1) スポーツ系クラブ前期入学試験、文化系クラブ入学試験について1次試験（技量審査）では動画審査を実施している。具体的には、クラブが指定した技量内容について、撮影した動画に基づき審査を行う。ただし、動画の適切性を担保するため、「クラブ監督・顧問・担任等」の「証明書提出」を必須とした。トラブルもなく動画審査を適切に実施できている。引き続き、2024年度入試においても、適切な実施を講じるように努めたい。</p> <p>(2) AO入試 スポーツ健康学部 オンラインAO入試についてスポーツ健康学部において、「オンラインAO入試」を実施している。</p> <p>○選考方法：※面接および口頭試問100点＋評定平均50点の合計150点満点 入学試験の前日に、受験生とオンラインでの面接を問題なく行えるかを確認した。そのため、入学試験当日、トラブルなく面接を適切に実施できた。引き続き、2024年度入試においても、適切な実施を講じるように努めたい。</p> <p>(3) 入学試験の試験日振替措置および入学検定料移行措置について例年、入学試験日（以下、「試験日」で表記する。）と公式戦等日程が重なり、試験日の振替措置の依頼がある。この場合、直近の他の入学試験に振り替えて（試験日振替措置）、試験日振替措置入学試験として実施している。また、コロナの他、インフルエンザに代表される学校感染症等により、受験が出来ない旨の申し出が試験日までであった場合、入学検定料移行が可能な入試日程がある場合のみ、入学検定料移行措置を講じている。今年度も試験日振替措置および入学検定料移行措置を行った。引き続き、2024年度入試においても、適切な措置を講じるように努めたい。</p>	<p>資料5-6_入試ガイド（再掲）</p> <p><a href="#">資料5-8_入試ガイド（再掲）</a></p> <p>資料5-9_入試委員会議事録（再掲）</p> <p>資料5-20_令和5年度大学入学者選抜実施要項等（令和4年6月3日）に関するQ&amp;A</p>
---	--

## 大学基準5 学生の受け入れ

5-③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

点検・評価項目	評価
(5-③-1-1) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）	B
(5-③-1-2) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）	B
(5-③-1-3) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・収容定員に対する在籍学生数比率	C
(5-③-1-4) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	B
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(5-③-1-1) 2023年5月1日時点において、大学全体の入学定員1,976名に対し、入学者数は1,805名であり、入学定員に対する入学者数比率は0.91であった。学部別の入学者数比率は、国際学部が0.90、スポーツ健康学部が1.15、経営学部が1.08、経済学部が0.86、デザイン工学部が0.96、工学部が0.65であった（資料5-21）。 本学は、教育効果の維持・向上を図るため、2023年度入学試験における大学全体の入学定員に対する入学者数比率の上限値をあげて低め（1.08）に設定したうえで、入学者選抜を実施したが、結果として大学全体およびスポーツ健康学部と経営学部を除くすべての学部における入学者数比率が1.00を下回る結果となった（資料5-22,23）。	資料5-21_入学者推移(過去6年間) (2023年5月1日現在) 資料5-22【入試委員会】9月教授会資料(抜粋) 資料5-23_令和4(2022)年度第5回協議会に基づく機関決定通知書
(5-③-1-2) 2023年度の大学全体の編入学定員（38名）に対する編入学生数は65名であり、編入学定員に対する編入学生数比率は1.71であった。学部別の編入学生数比率は、国際学部が3.00、スポーツ健康学部が0.00、経営学部2.80が、経済学部が0.80、デザイン工学部が1.67、工学部1.63であった（資料5-21）。 以上のとおり、編入学生数が定員を大きく上回っている学部や、定員に満たない学部があり、今後の改善が必要である。	資料5-21_入学者推移(過去6年間) (2023年5月1日現在) (再掲)



<p>(5-③-1-3)</p> <p>・大学 2023年5月1日時点で、大学全体の収容定員7,958名に対して、在籍学生数は7,402名となっており、収容定員に対する在籍学生数比率は0.93であった（資料5-24,25【ウェブ】）。学部別の在籍学生数比率は、国際学部が0.85、スポーツ健康学部が1.01、経営学部が1.01、経済学部が0.88、デザイン工学部が0.95、工学部が0.86となっている（資料5-24,25【ウェブ】）。</p> <p>以上のとおり、大学全体における収容定員に対する在籍学生数比率は適正な数値となっているが、国際学部、経済学部、工学部における収容定員に対する在籍学生数比率が低い状態となっている。</p> <p>・大学院 博士前期課程については、2023年5月1日時点で、大学院全体の収容定員220名に対して、在籍学生数は109名となっており、在籍学生数比率は0.50であった（資料5-25【ウェブ】）。また、研究科別の在籍学生数比率は、人間環境学研究科が0.25、経営・流通学研究科が0.40、経済学研究科が0.60、工学研究科が0.52となっている（資料5-25【ウェブ】）。博士後期課程については、2023年5月1日時点で、大学院全体の収容定員51名に対して、在籍学生数は12名となっており、在籍学生数比率は0.24であった（資料5-24）。また、研究科別の在籍学生数比率は、人間環境学研究科が0.67、経営・流通学研究科が0.20、経済学研究科が0.22、工学研究科が0.06となっている（資料5-25【ウェブ】）。</p> <p>以上のように、大学院に関しては博士前期課程、博士後期課程とも著しく低い値となっている。</p>	<p>資料5-24_収容定員充足率 資料5-25_学生人数一覧表 (2023年5月1日現在)</p>
<p>(5-③-1-4)</p> <p>本学は、2015年度に受審した機関別認証評価において、編入学定員に対する編入学生数比率の不適正（多くの学科が低い、一部の学科は大幅超過）が指摘されたことから、編入学定員を正規の入学定員に段階的に移行してきた（資料5-26）。特に、2021年度については、編入学定員を、それまでの82名から、38名にまで大幅に減じた。しかしながら、2021年度および2022年度は、結果として多くの編入学生を受け入れたことにより、編入学生数比率は全体的に高い数値となった。また、2023年度は学部によって編入学生数比率に大きな差が生じている。今後、あらためて本学の編入学生受け入れに関する基本方針を検討する必要がある。</p> <p>2022年度に受審した機関別認証評価では、大学院における在籍学生数比率の不適正（低い）が指摘された（資料5-27）。これまで、内部質保証推進委員会において、各研究科および各学部に対し、「収容定員未充足状況の改善に向けた具体的方策」について意見聴取を行い、それらの意見を踏まえ、大学執行部が本件に係る所見を示すなど議論を行ってきた（資料5-28,29）。</p> <p>また、2023年2月の大学院研究科会議では、経済学研究科博士前期課程の、アジア地域経済専攻と現代経済システム専攻の入学定員を2024年度入試から入れ替える提案があり、同月機関決定された。これは、近年の両専攻への入学志願者数・入学者数の動向を考慮し、入学者数比率を適正な値にすることが主な目的とされており、将来の経済学研究科における収容定員充足率の適正化に繋がることが期待できる（資料5-30,31）。</p> <p>以上のような取り組みを行ってはいるものの、依然として大学院における収容定員未充足の状態が続いている。</p>	<p>資料5-26_入学定員及び収容定員推移表 資料5-27_大阪産業大学に対する大学評価（認証評価）結果 資料5-28_2021年1月内部質保証推進委員会資料（抜粋） 資料5-29_2021年5月内部質保証推進委員会資料（抜粋） 資料5-30_2023年2月大学院研究科会議資料（抜粋） 資料5-31_令和4（2022）年度第10回大学院研究科会議に基づく機関決定通知書</p>



## 大学基準5 学生の受け入れ

5-④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評価
(5-④-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	A
(5-④-2) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(5-④-1) 学生の受け入れの適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会学生受け入れ部会において点検・評価を行う。点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書」を通じて、9月の内部質保証推進委員会で確認する。以上のように、本学では学生の受け入れの適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。	
(5-④-2) 入学試験の実施に関し改善が必要と認められる場合は学長から入試センター長に改善指示を行う。入学定員および収容定員に関し改善が必要と認められる場合は、大学執行部が関係部署と協議し、改善・向上に向けた検討を行う。以上のように、本学では学生の受け入れの適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。	

## 大学基準5 学生の受け入れ

### 長所・特色

なし

### 問題点

本学では大学院における収容定員の未充足状況が長年の問題となっている。特に、人間環境学研究所博士前期課程、経営・流通学研究所博士前期課程・博士後期課程、経済学研究所博士後期課程、工学研究所博士後期課程における収容定員充足率が低くなっていることから、本問題に対する検討を2020年度より本格化させている。現在は、各研究科および各学部に対して行った「収容定員未充足状況の改善に向けた具体的方策」の意見聴取結果をもとに、大学執行部が所見を示した段階にとどまっているが、今後、改組等も含め、さらに具体的な検討を行っていくこととしている。

編入学生数比率に関しては、これまで、多くの学科において、非常に低い数値となっていたことから、近年、段階的に編入学定員を減じてきたが、2021年度および2022年度においては、一転して、各学部における編入学生数比率が、全体的に非常に高い数値となった。また、2023年度においては学部によって大きな差が生じている。そのため、今後、あらためて本学の編入学生受け入れに関する基本方針を検討する必要があると考える。

### 全体のまとめ

本学は、学科・専攻ごとに入学者受け入れの方針を設定している。入学者受け入れの方針には、各学位課程に応じた「求める学生像」を適切に設定するとともに、それらと選抜方法と関連を示すことで、入学希望者にとってわかりやすい内容となるよう配慮している。ただし、その記載形式については統一する必要がある。入学者受け入れの方針は、入試ガイドおよび本学Webサイトを通じて学内外へ公表している。

入学者選抜に関しては、ユニバーサルアクセスの段階を迎えた今日の高等教育の現状に鑑み、学生募集方法や入学者選抜制度にさまざまな工夫を施している。また、入学者選抜は、責任所在や役割を明確にした組織体制の下、関連諸規程に基づき公正・公平に実施している。

学生の受け入れ状況に関しては、大学における収容定員に対する在籍学生数比率は概ね適正な数値となっているが、大学全体およびスポーツ健康学部と経営学部を除くすべての学部における入学者数比率はいずれも1.00を下回っている。また、編入学定員に対する編入学生数比率および大学院における収容定員に対する在籍学生数比率は、いずれも適正な数値であるとはいえ、改善が必要な状態にある。なお、大学院工学研究科の一部の専攻では、近年行ったカリキュラム改正や入試方法の変更、学生や保護者への積極的な情報提供などが実を結び、2022年度は入学者数が大幅に増加した。また、経済学研究所においては、入学志願者数・入学者数の動向に合わせて専攻の入学定員を入れ替えるなど、入学定員の適正化に努める動きも見られる。一方、編入学生数比率の問題に関しては、かつてはその未充足状況が問題となっていたことから、近年段階的に編入学定員を減じてきたが、2021年度からは一転して過剰な充足状況となっており、2023年度は学部によって大きな差が生まれている。これを受け、本学としての編入学生受け入れに関する基本的な考え方について、あらためて整理・検討しなければならない。

## 大学基準6 教員・教員組織

6-① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

点検・評価項目	評価
(6-①-1) 大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A
(6-①-2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(6-①-1) 本学は「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」を定め、公表している（資料6-1【ウェブ】）。「求める教員像」については、教員にとって最も重要である「教育」に関する能力のみならず、大学にとってもうひとつの重要な目的である「研究」に関する能力、大学の運営に携わるスタッフとして必要な「学務」に関する能力、そして、地域における「知の拠点」としての大学の役割を果たすための「社会貢献（連携）」に関する能力を本学ではいずれも重視し、4つの領域に分けて説明している。これにより、本学における各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任の所在を明らかにしている。 一方、「教員組織の編制方針」は、「求める教員像」を踏まえて学部・研究科が教員組織を編制する際の方針である。本方針では、法令に則した教員数の配置や、多様な学生への配慮を踏まえた多様な教員による組織編制、規程に則った教員任用、教育改善のための組織的なFD活動の推進を謳っている。	<a href="#">資料6-1 求める教員像および教員組織の編制に関する方針</a>
(6-①-2) 同上	

## 大学基準6 教員・教員組織

6-② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

点検・評価項目	評価
(6-②-1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数	B
(6-②-2-1) 適切な教員組織編制のための措置 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性	B
(6-②-2-2) 適切な教員組織編制のための措置 ・各学位課程の目的に即した教員配置	A
(6-②-2-3) 適切な教員組織編制のための措置 ・国際性、男女比	B
(6-②-2-4) 適切な教員組織編制のための措置 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮	B
(6-②-2-5) 適切な教員組織編制のための措置 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置	A
(6-②-2-6) 適切な教員組織編制のための措置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置	A
(6-②-2-7) 適切な教員組織編制のための措置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮	A
(6-②-2-8) 適切な教員組織編制のための措置 ・教員1人あたりの学生数（ST比）	B
(6-②-3) 教養教育の運営体制	B
（評価の解説） S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	

現状説明	根拠資料
<p>(6-②-1)</p> <p>大学全体の専任教員数は、2023年5月1日時点において、大学設置基準上の必要専任教員数211名に対し209名となっている。また、教授数は、必要教員数109名に対し118名となっている。大学設置基準上の必要専任教員数を満たしておらず、教員数を確保する必要がある。学科別の専任教員数・教授数に関しては、ほとんどの学科がある程度余裕のある数値となっているものの、必要教員数・教授数を1名上回る程度となっている学科もある（資料6-2）。</p> <p>大学院全体の専任教員数は、2023年5月1日時点において、必要専任教員数115名に対し179名となっている。また、研究指導教員数は、必要教員数65名に対し140名、教授数は必要教員数50名に対し129名となっており、いずれも基準を十分に満たしている（資料6-2）。</p>	資料6-2_令和5年度 教員数
<p>(6-②-2-1)</p> <p>本学の教員組織の編制方針の要旨は、1)法定教員数の充足、2)ST比や年齢構成を考慮したバランスある組織編制、3)規程に基づく適切な教員任用、4)教育改善のためのFD推進である。法定教員数に関しては、前述のとおり設置基準上における必要教員数を充足しておらず、改善が必要である。教員任用に関しては、方針どおり規程に照らして適切に行っている。さらに、FDに関しても、全学的なFD研修会や学部・研究科単位のFD活動を毎年度実施し、教員の資質向上に努めていることから、方針との整合性を確保することができているといえる。ただし、ST比や年齢構成については、学部・研究科によってばらつきがあり、すべての学部・研究科において方針と教員組織の整合性が確保されているとはいえない。これに関しては、学科ごとに、2023年度から2027年度までの教員採用5か年計画を策定し、段階的に改善を図っていくこととしている（資料6-3）。</p>	資料6-3_各学科における教員採用5か年計画
<p>(6-②-2-2)</p> <p>各学科・専攻は、各学位課程の目的に則した適正な教員配置を行っている。たとえば、経営学部経営学科では経営学や会計学、工学部機械工学科では材料力学・設計・生産系、熱・流体系、機械力学・計測・制御系といったように、各学科・専攻における主要分野を中心に専任教員を配置し、教員組織を編制している。また、機械工学科では、企業での勤務経験を有する教員を多く配置しており、本学が重視する実学教育に配慮した教員組織編制を行っている。</p>	
<p>(6-②-2-3)</p> <p>2023年5月1日現在における本学の専任教員数に占める外国人教員数の割合は、全体で5.7%と低い値である。学部別では国際学部（16.0%）と経済学部（18.8%）がやや高い値である（表6-1）。</p> <p>また、2023年5月1日現在における専任教員数に占める女性教員数の割合についても、全体で17.2%と決して高い値とはいえない。ただし、国際学部が36.0%、デザイン工学部が25.6%とそれぞれ高い値となっている（資料6-4）。</p>	表6-1_外国人教員の割合 資料6-4_令和5（2023）年度 学部・職位・年代・男女別教員数
<p>(6-②-2-4)</p> <p>2023年度末時点における全学的な年齢構成は、60歳台が26.3%、50歳台が39.7%、40歳台が26.3%、30歳台が7.7%となっており、概ねバランスの取れた年齢構成であるといえる。ただし、学部別では、スポーツ健康学部において、50歳以上の教員が75.0%を超えており、年齢構成に偏りがみられる（資料6-4）。</p>	資料6-4_令和5（2023）年度 学部・職位・年代・男女別教員数（再掲）
<p>(6-②-2-5)</p> <p>本学では、各学科が教育上主要と認める授業科目について、必修、選択必修または全員履修科目として、それぞれの教育課程上に開設している。大学設置基準では、原則として主要科目は専任教員が担当することとなっているが、少人数教育の実現や、実験・実習科目における安全配慮等の観点から、一部の必修科目では非常勤講師も任用しており、100%の専任教員担当率にはなっていないところもある。ただし、必修科目はそれぞれ専任教員が科目代表を務めることで、質保証への配慮を行っている。また、少人数向けの履修コースを設置している学科においては、それぞれの専門性に鑑みて必修科目に非常勤講師を配置しているため、100%の専任教員担当率になっていないところもある。ただし、それぞれのコースには代表の専任教員を置いており、各コースにおける教育の質保証は適切に行われている。</p>	
<p>(6-②-2-6)</p> <p>研究科担当教員の資格については、「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」および同規程の適用に関する各研究科の内規に定めている（資料6-5～9）。基準規程では、研究科担当教員を博士前期課程、博士後期課程ごとにそれぞれ、「専攻担当」（研究指導教員）と「授業担当」（研究指導補助教員）に分類し、職位、学位および専門分野における業績や知識等の要件を定めている。その上で、研究業績に係る詳細な判定基準を研究科ごとの内規で定め、適切な教員任用と配置を行っている。</p>	資料6-5_大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程 資料6-6_大学院教員任用等の基準規程の適用に関する人間環境学研究科内規 資料6-7_大学院教員任用等の基準規程の適用に関する経営・流通学研究科内規 資料6-8_大学院教員任用等の基準規程の適用に関する経済学研究科内規 資料6-9_大学院教員任用等の基準規程の工学研究科への適用に関する内規

<p>(6-②-2-7)</p> <p>本学では、「大阪産業大学教員の標準担当時間等に関する基本規程」に則り、1コマの授業を2時間と換算した上で、週当たり10時間の授業担当を標準としている（資料6-10）。この標準担当時間は、前期・後期を合わせて平均し、通年で計算する。なお、学長は授業担当を免除されるほか、副学長および一部の役職者は週当たり6時間、入試実務・出題採点に係る主要な職務にあたる教員は週当たり8時間を標準担当時間とするなどの減免措置を設けている。また、「大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則」により、各学部の授業科目区分ごとに受講者数の上限の目安を定め、受講者数がそれを上回った場合は、クラス分割を行うことを認めている（資料6-11）。本学は以上により、教員の授業担当負担への適切な配慮を行っている。</p>	<p>資料6-10_大阪産業大学教員の標準担当時間等に関する基本規程</p> <p>資料6-11_大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則</p>
<p>(6-②-2-8)</p> <p>2023年5月1日時点における専任教員1名あたりの在籍学生数に関しては、経営学科と商学科がそれぞれ60を超えており、文系学部であることに鑑みても高い数値であるといえる。また、スポーツ健康学科、情報システム学科、建築・環境デザイン学科、機械工学科においては、それぞれ30台半ばとなっており、実験・実習科目の多い学科としては、やや高めの数値であるといえる（資料6-12）。</p>	<p>資料6-12_令和5年度 学科別ST比一覧</p>
<p>(6-②-3)</p> <p>本学の学士課程における総合教育科目のカリキュラムは、2017年3月の教学マネジメント委員会（現・内部質保証推進委員会）において学長より示された「総合教育科目のカリキュラムに関する指針」に則り、各学科がそれぞれの卒業認定・学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針を踏まえて編成することとしている（資料6-13）。総合教育科目の時間割編成および教員配置は、内部質保証推進委員会の諮問組織であるカリキュラム委員会の下に設置されている英語教育部会、語学（英語以外）・人文社会教育部会、数学・理科教育部会、教職課程・身体科学・新規教育部会がそれぞれ行う。以上のように、本学ではカリキュラム編成主体である学科と、時間割編成主体であるカリキュラム委員会の各部会が相互に連携しあって教養教育を運営する体制を敷いているが、近年、主に後者から教養教育運営に関する問題が指摘されてきた。これを受け、2020年2月に、教学マネジメント委員会の下に「教養教育検討ワーキング」を設置し、新たな教養教育の運営体制に関する検討を行った。「教養教育検討ワーキング」は、活動の成果を「本学の教養教育における現状の問題と解決の検討について（提言）」としてとりまとめ、2020年7月の内部質保証推進委員会で報告を行った（資料6-14）。また、2021年6月には第1回全学教育機構再編準備委員会が行われた。これらの議論を踏まえ、各学部あるいは学科に所属する教員を、全学教育機構を兼務する教員として配置する体制づくりを進めている。そして学部学科のカリキュラム編成の考え方を知る兼務教員間で連携を取りながら、総合教育科目の設置にかかる実務的な運営や大学全体からみた効率的かつ効果的な設置のあり方を検討しやすい「学部学科横断の組織体制」の整備を図っている。2022年4月より国際学部とスポーツ健康学部とに所属する12名の専任教員が、全学教育機構の兼務教員として配置された。さらに2022年10月にはデザイン工学部環境理工学科から2名の兼務教員が配置されたが、兼務教員の職務分担や事務職との線引きなどは明確に分離できていない。また、全学教育機構の専任教員の学部への配置といった体制構築は引き続き今後の課題である。事務組織の体制再構築の検討についても、さらにこれからの課題である。</p>	<p>資料6-13_総合教育科目のカリキュラムに関する指針</p> <p>資料6-14_本学の教養教育における現状の問題と解決の検討について（提言）</p>



## 大学基準6 教員・教員組織

### 6-③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

点検・評価項目	評定
(6-③-1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備	A
(6-③-2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）	
A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）	
B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）	
C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(6-③-1) <p>本学の教員採用および昇任（以下、任用）は、「大阪産業大学教員任用の手続規程」および「大阪産業大学大学院教員任用等の手続規程」に基づいて行う（資料6-15,16）。また、教員任用に関する職位（教授、准教授、講師等）ごとの審査基準は、「大阪産業大学教員任用の基準規程」および「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」に定めている（資料6-5,17）。さらに、大学院の教員任用に関しては、学術研究上の業績についての判定基準に関する内規を研究科ごとに定めている。</p> <p>教員の任用の必要が生じた場合、学部長・研究科長は学長に文書で申し出を行う。学長は申し出に対し、任用の適否について検討を行い、結果については、採用の場合は原則1カ月以内、昇任の場合は順次、それぞれ回答する。学部長・研究科長は、学長から教員任用の承認を受けた場合、学長回答の日から原則として3カ月以内に、任用対象者に所定の履歴書、業績等を提出させ、教授会における票決を行う。なお、採用は公募により行い、昇任は推薦により行い。対象者の中から任用しようとする候補者が決まれば、学部長・研究科長は教員資格審査委員会を組織する。この委員会は、原則として任用しようとする職位以上の教員3名で構成し、うち1名が主査となる。教員資格審査委員会は、「大阪産業大学教員任用の基準規程」または「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」に基づき審査を行った上で原則として1カ月以内に結論を出し、教授会または研究科委員会に報告しなければならない。報告を受けた教授会・研究科委員会は、報告に基づいて審議を行い票決する。採用に関する票決は、教授会・研究科委員会の講師以上の教育職員により行い、昇任に関する票決は、候補者が昇任しようとする職位・資格以上の教授会・研究科委員会の構成員のみによって行う。なお、投票は無記名とし、投票権を持つ教員の3分の2以上が出席する教授会・研究科委員会において、投票者の3分の2以上の賛成により可決する。任用が否決された場合、同一年度内には同一候補者について審議を行わない。学部長・研究科長は教授会・研究科委員会で可決された候補者について、速やかに必要書類を添えて学長に推薦する。学長は推薦を受けたときは速やかに協議会・大学院研究科会議に諮り、昇任については学長が自ら決定し、採用については理事長に任用を申請する。以上が、規程に基づく教員任用の手続きの流れである。</p>	資料6-5_大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程（再掲） 資料6-15_大阪産業大学教員任用の手続規程 資料6-16_大阪産業大学大学院教員任用等の手続規程 資料6-17_大阪産業大学教員任用の基準規程
(6-③-2) 諸規程に沿って概ね適切に行われている。	



## 大学基準6 教員・教員組織

6-④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

点検・評価項目	評定
(6-④-1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施	B
(6-④-2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	A
<p>（評定の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
<p>(6-④-1)</p> <p>本学におけるFD活動については、教学マネジメントを掌る組織である内部質保証推進委員会が組織的に管理した上で実施することとしている。内部質保証推進委員会は、「大阪産業大学FD活動の実施要項」に基づき、全学および各組織における毎年度1回以上の研修会の実施と、全教員の毎年度1回以上のFD研修参加を求めている（資料6-18）。また、内部質保証推進体制確立以前からのFDに係る取り組みとして、「授業改善のためのアンケート」を毎年度実施している（資料6-19【ウェブ】）。</p> <p>FD研修に関しては、前述の「大阪産業大学FD活動の実施要項」に基づき、各学部・研究科等が主体となって行う個別のFD研修と、内部質保証推進委員会が企画する全学的なFD研修をそれぞれ行っている。個別のFD研修については、各学部・研究科および全学教育機構を基本単位とし、それぞれが、所属の全専任教員の参加を前提とするFD研修を毎年度1回以上計画の上、実施することとしている。各組織は、実施計画や実施結果を内部質保証推進委員会FD部会に報告し、FD部会はその内容をとりまとめた上で内部質保証推進委員会に報告する。一方、全学的なFD研修については、内部質保証推進委員会が、当年度の事業計画や高等教育を取り巻く状況等を踏まえ、研修会の企画・立案をFD部会に付託する。FD部会により企画・立案されたFD研修会は、内部質保証推進委員会の承認を経て実施される。この全学的なFD研修会も、毎年度1回以上の実施を基本としている。以上のように、本学では個別のFD研修と全学的なFD研修をそれぞれ毎年度1回以上実施することで、全専任教員が、毎年度1回以上何らかのFD研修に参加することができるよう配慮している。また、内部質保証推進委員会は、FD部会を通じて全専任教員のFD研修参加状況の管理・把握を行っており、その状況を各組織の長と共有することで、各教員のFD研修参加を促している。</p> <p>「授業改善のためのアンケート」は、毎年度、半期ごとに実施している。アンケート対象科目は内部質保証推進委員会IR部会が事前に選定し、授業担当教員に実施を依頼する。なお、アンケート対象科目の選定にあたっては、2年の間に概ねすべての授業科目が対象となるよう調整しているが、毎年度すべての授業科目を対象とはしていないため、学生が毎年度自身の理解度や意見・要望等を示す機会を十分に保証することはできていない。アンケートの集計結果は、IR部会を通じて各授業担当教員にフィードバックするとともに、各授業担当教員にアンケート結果に対する所見書の提出を求めることで、授業改善を促している。また、教員の授業改善意欲のさらなる向上を図るため、2017年度より、アンケート結果に基づく顕彰制度を導入している（資料6-20【ウェブ】）。さらに、2019年度からは、アンケート結果を学部長や学科主任等に提供し、各組織における教育改善への活用を求めている。</p>	<p>資料6-18_大阪産業大学FD活動の実施要項</p> <p><a href="#">資料6-19_授業改善のためのアンケート結果について</a></p> <p><a href="#">資料6-20_令和4年度前期授業改善アンケート優秀表彰式を行いました【追記】</a></p>
<p>(6-④-2)</p> <p>本学は、2018年9月に「大阪産業大学教員活動評価実施規程」を制定した（資料6-21）。これに基づき、2018年度より、専任教員の教育・研究・社会貢献（連携）・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教育改善につなげる取り組みを開始した。この一連の手続きを、本学は「教員評価制度」として位置付けている。</p> <p>「教員評価制度」に基づく教員評価は、学部または学科単位で行われる。学部または学科は、規程に則り、教員評価を実施するための申し合わせと、評価用の自己点検・評価シートを策定する。その上で、所属の教員に対し、自己点検・評価シートの作成・提出を求め、それに基づいて教員評価を行う。評価は、学部または学科ごとに設置される評価委員会等により、組織的に行われ、特に優秀と認められる教員を、優秀教員候補者として選出することとしている。学部長は、評価委員会等が選出した優秀教員候補者を、根拠資料を添えて学長に報告する。学長は、学部長から報告された優秀教員候補者について、根拠資料を基にその妥当性を確認し、正式に優秀教員として選定し、理事長に報告する。優秀教員に対しては、理事長による決裁を経て、法人から一時金が支給される。なお、各教員は、その活動の点検・評価結果を踏まえ、自ら改善に努めるものとしている。このような仕組みにより、本学は、「求める教員像」の中で示す教員の資質・能力の向上が、適切に図られるよう配慮している。</p>	<p>資料6-21_大阪産業大学教員活動評価実施規程</p>

## 大学基準6 教員・教員組織

6-⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評定
(6-⑤-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	A
(6-⑤-2) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
(評定の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）	
A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）	
B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）	
C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(6-⑤-1) 教員組織の適切性については、毎年度4～7月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。検証を担う組織は、各学部長・研究科長が構成員として参画する自己点検・評価委員会教学部会である。自己点検・評価委員会教学部会では、各学部長・研究科長に自己点検・評価シートを配布し、組織ごとの自己点検・評価を求めており、その中に教員組織の適切性に係る項目を設定することで具体的な検証を行っている。検証は、法令に則した基準教員数の充足、学位課程の目的に則した教員配置、多様性の確保、主要科目への専任教員配置、教員の授業担当負担への配慮、規程に則した教員任用、教員評価とその結果の活用等の観点により行われる。各組織によって検証された結果は、教学部会がとりまとめた上で、自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書を通じて内部質保証推進委員会に報告される（図6-1）。 個々の教員については、「教員評価制度」に基づき、毎年度、教員ごとに教育・研究・社会貢献（連携）・学務の4領域に関する自己点検・評価を行っている。	図6-1_教員組織の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ
(6-⑤-2) 教員組織の適切性について、自己点検・評価報告書において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において学長から改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は、各学部・研究科で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。それが認められれば、次年度以降の教員採用計画に反映するなど、各組織が改善を進めていくこととなる。以上のような仕組みにより、教員組織の適切性に関する定期的な自己点検・評価と、その結果に基づく改善を促す仕組みを確立している（図6-1）。 各教員については、「教員評価制度」により、それぞれの改善が図られることを期待している。	図6-1_教員組織の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ（再掲）

## 大学基準6 教員・教員組織

### 長所・特色

本学は、教員一人ひとりの資質・能力向上に向けた取り組みを積極的に展開している。「求める教員像」でも示しているように、本学は教育のみならず、研究、学務、社会貢献（連携）のすべての領域における教員の資質・能力の向上を求めており、「教員評価制度」を通じてその実現を図っている。

また、前述の4領域の中で最も重要な、教育に関する資質・能力の向上を図るため、内部質保証推進委員会が中心となって、FD研修の管理・運営を組織的に行うことにより、全教員が毎年度1回以上、何らかのFD研修に参加することができるよう配慮している。この取り組みは2017年度以降継続的に行っており、現在ではFD活動を積極的に行う学内風土が形成されている。

さらに、授業改善のためのアンケートについては、授業担当教員へのフィードバックにとどまらず、優秀教員に対する顕彰の実施や、学部長等との情報共有など、その結果を多角的に活用している。これらにより、授業改善を単に個々の教員の課題ではなく、教育組織全体の課題として捉え、学部学科が組織的に取り組んでいくことを期待している。

### 問題点

本学における教員組織に関する特に重大な問題として、以下の3点が挙げられる。

1点目は、大学全体の専任教員数について、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしていないことである。

2点目は、経営学部および経済学部における専任教員1名あたりの在籍学生数が非常に多いことである。特に、経営学部の専任教員1名あたりの在籍学生数は、工学系の学部やスポーツ健康学部と比較して約2倍の数値となっており、このことは、学生の学習成果にも大きな影響を与えていると考えられる。

3点目は、責任所在や役割分担が不明瞭な教養教育の運営体制に関する問題である。本学の教養教育については、これまで教養部が中心となっており、カリキュラムおよび時間割の編成を行ってきたが、2017年度に人間環境学部を改組し、国際学部国際学科、スポーツ健康学部スポーツ健康学科およびデザイン工学部環境理工学科を設置した際、併せて教養部を廃止し、教養部所属教員の大半を新学科に移籍させた。それ以降は、先述のように、各学科が主体となり、旧教養部の教員を中心とするカリキュラム委員会各部会と連携しながら総合教育科目を運営する現在の体制となった。この体制の確立は、各学科が、自らの卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、124単位の構造設計の中で総合教育科目をどのように位置づけるかということ、主体的に考える契機となった一方で、総合教育科目を全学横断的に議論する機会が減少することにも繋がった。この状態を改善するため、各学部あるいは学科に所属する教員を、全学教育機構を兼務する教員として配置する体制づくりをすすめている。しかし、カリキュラム編成権を持つ学科と、時間割編成を行うカリキュラム委員会の各部会との間の連携が、現状において充分になされているとはいえないことから、可及的速やかに今後の教養教育運営に係る組織体制を再構築する必要がある。

### 全体のまとめ

本学は、教育、研究、学務および社会貢献（連携）の4領域にわたり、必要な資質・能力を兼ね備えた「求める教員像」を設定し、その上で教員組織編制方針を定めている。

実際の教員組織に関しては、法令で定められている必要専任教員数等の基準をすべて満たしておらず、改善が必要である。また、法令基準に対して十分余裕のある教員数となっていない学科や専攻がある。また、各学部等において、学位課程の目的に即した教員配置は適切に行われているものの、専任教員数に占める外国人教員数や女性教員数の比率が低い等の課題もある。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018年11月26日中央教育審議会）において、若手、女性、外国籍等の積極的な登用による教員組織の多様化が提言されていることも踏まえ、本学においても多様な教員を登用することで、多様化する教育研究活動への配慮を行っていくことが求められる。さらに、問題点でも述べた、経営学部および経済学部における専任教員1名あたりの在籍学生数や、教養教育の運営体制に関する問題等については、早期の改善が求められるところである。こういった教員組織の適正化や多様化に関しては、学科ごとに策定している教員採用五か年計画（2023-2027年度）により、段階的に改善を進めていくこととしている。教養教育運営体制に関しては、大学執行部主導の下、検討を進めているところである。

一方、個々の教員の教育力やその他の資質・能力の向上に向けては、定期的なFD研修会の実施をはじめ、「授業改善のためのアンケート」を活用した顕彰制度や、教員評価制度の導入など、さまざまな取り組みを積極的に展開している。これらにより、本学教員は、教育はもとより、研究、学務、社会貢献（連携）の各領域における活動も積極的に行い、大学教員として求められる役割を適切に果たしている。

図表集（大学基準6関係）

図 6-1 教員組織の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ

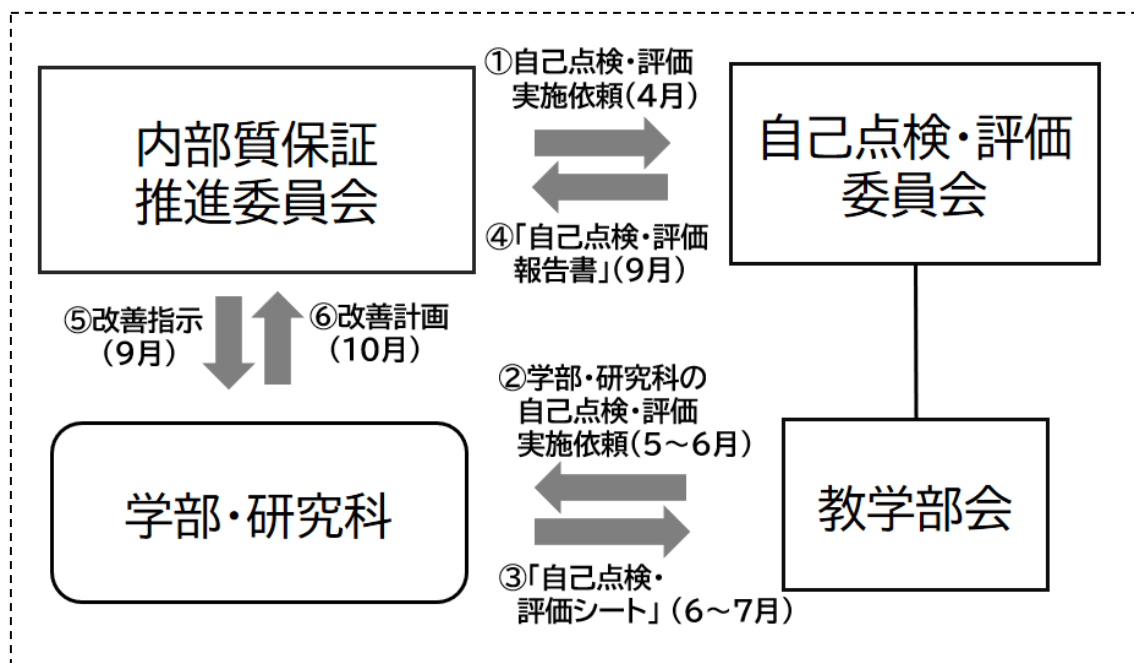


表 6-1 外国人教員の割合

学部	専任教員数	外国人教員数	
		数	比率
国際学部	25	4	16.0%
スポーツ健康学部	18	0	0.0%
経営学部	31	0	0.0%
経済学部	32	6	18.8%
デザイン工学部	39	0	0.0%
工学部	48	2	4.2%
全学教育機構	16	0	0.0%
大学 計	209	12	5.7%

※上記は特任教員を含む大学設置基準上の専任教員数

※各比率は小数第2位四捨五入

※学長は専任教員数に含まず

## 大学基準7 学生支援

7-① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

点検・評価項目	評価
(7-①-1) 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(7-①-1) 本学は、学生支援に関する方針を定め、Webサイトで公表している。(資料7-1【ウェブ】) 本学の学生支援に関する方針は、修学支援、学生生活支援、進路支援の3つに大別してそれぞれの詳細を記述している。本方針は、本学の理念・目的の内容と直接関連するものではないが、本学が理念・目的に則した教育を行う上で必要な学生支援の内容を謳っており、本学の理念・目的の実現に間接的に関わるものである。 また、2021年7月には、上記方針とは別に「障がいのある学生支援の方針」を定め、Webサイトで公表した(資料7-2【ウェブ】)。本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいのある学生が、他の学生と同等の教育を受けることができるよう、修学環境の整備を図っていくことや、授業や試験において、合理的配慮を行っていくことを謳っている。 本学では、これらの方針に基づき、学生が安心して学び、安定した学生生活を送ることができるよう支援を行っている。	<a href="#">資料7-1 学生支援に関する方針</a> <a href="#">資料7-2 障がいのある学生支援の方針</a>

## 大学基準7 学生支援

7-② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

点検・評価項目	評価
(7-②-1) 学生支援体制の適切な整備	A
(7-②-2-1) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育	A
(7-②-2-2) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・正課外教育	B
(7-②-2-3) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援	A
(7-②-2-4) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）	A
(7-②-2-5) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援	A
(7-②-2-6) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・成績不振の学生の状況把握と指導	B
(7-②-2-7) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・留年者及び休学者の状況把握と対応	B
(7-②-2-8) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・退学希望者の状況把握と対応	B
(7-②-2-9) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・身体障がいのある学生に対する修学支援	B
(7-②-2-10) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・精神障がいのある学生に対する修学支援	A
(7-②-2-11) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・奨学金その他の経済的支援の整備	A
(7-②-2-12) 学生の修学に関する適切な支援の実施 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供	A



(7-②-3-1) 学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備	A
(7-②-3-2) 学生の生活に関する適切な支援の実施 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備	A
(7-②-3-3) 学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮	A
(7-②-3-4) 学生の生活に関する適切な支援の実施 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）	B
(7-②-4-1) 学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施	S
(7-②-4-2) 学生の進路に関する適切な支援の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備	S
(7-②-4-3) 学生の進路に関する適切な支援の実施 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施	S
(7-②-4-4) 学生の進路に関する適切な支援の実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供	A
(7-②-4-5) 学生の進路に関する適切な支援の実施 ・インターンシップ	A
(7-②-5) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施	B
(7-②-6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	A
<p>（評定の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	



現状説明	根拠資料
<p>(7-②-1)</p> <p>本学は、教務部、学生部、キャリアセンター等の事務組織を設置し、適切な学生支援を行うための体制を整備している。</p> <p>教務部には教務課を置き、日々の履修指導や、成績不振者等への対応を行うほか、学生の学籍管理を行っている。</p> <p>学生部には、経済的支援や課外活動等に関する支援を行う学生生活課、海外への留学生や海外からの留学生の支援を行う国際交流課、学生の心理相談を行う学生相談室、学生の健康増進を担う保健管理センターの4つの部署を置いている。</p> <p>キャリアセンターには就職支援課を置き、職業紹介、履歴書添削等、学生の就職支援に係る様々な業務を行っている。</p> <p>また、事務部に全学教育機構事務室を置き、その下に、正課外教育等を担う高等教育センター事務室と、教職課程を履修する学生の支援を行う教職教育センター事務室を置いている。</p> <p>各事務組織は、それぞれが所管する委員会を通じ、学部・学科組織と適宜連携しながら学生の支援にあたっている。</p>	
<p>(7-②-2-1)</p> <p>授業を十分に理解できない学生が一定の割合で存在する現状に鑑み、本学では正課における学生の学習を支援するため、「学習支援センター」を設置している。学習支援センターでは、英語・数学・物理・簿記・日本語（留学生用）といった基礎科目を中心に、学生への指導や学習相談を行っている。学習支援センターには科目ごとに元高等学校教員や現役の大学院生などのチューターを配置しており、学生は授業の復習や、授業の内容に関する個別相談を行うことができる。学習支援センターでは例年延べ2,200名程度の学生が利用している（資料7-3【ウェブ】）。また、定期的に全学生を対象としたミニ講座も開催しており、設定した演習問題を学生と共に解くことで学生の基礎学力向上を支援している。なお、学習支援センターは、学習に不安を抱える学生以外への対応も行っている。例えば、英語の学習に意欲を有する学生が学習支援センターを利用したことにより、当初は530点であったTOEICの得点が2年間で900点まで向上した事例もある。学習支援センターについては、本学Webサイトへの掲載、学生へのメール案内のほか、教員に授業内でのアナウンスを依頼するなど、全学へ向け積極的に周知を行っている（資料7-4）。</p> <p>また、本学は外国語学習や国際文化交流に意欲・関心のある学生のため、気軽に外国語学習ができる「ランゲージ・カフェ」を設置している。ランゲージ・カフェには、英語・中国語・ドイツ語（現在休止中）・フランス語・朝鮮語（韓国語）・日本語（留学生用）のネイティブ・スピーカーを配置し、コミュニケーションを通じた学生の能動的な外国語学習を支援している。また、ネイティブ・スピーカーとのコミュニケーションを通じ、学生の異文化に対する理解も同時に形成されるため、グローバルな人材養成という観点からも有意な学習施設であるといえる。COVID-19の影響下であった2020年度および2021年度においては、学習支援センター、ランゲージ・カフェではいずれもGoogle Meetを活用したオンライン相談を取り入れ、学習支援センターでは、クラウドサービスを利用した「オンライン予約システム」も導入したことにより、学生はいつでもチューターの対応状況を把握することができるようになり、COVID-19の流行前と変わらず学生が気軽に相談できる体制が整った。現在では、授業も平常に戻りCOVID-19も5類に位置づけに移行されたことにより影響以前へ戻りつつある（資料7-5【ウェブ】）。</p> <p>そのほか、工学部では工学系基礎科目の学習サポートを目的に、大学院生や先輩学生が後輩学生への学習支援を行う「ピア・サポート制度」を設けている（資料7-6）。</p>	<p><a href="#">資料7-3 学習支援センター</a></p> <p>資料7-4_ミニ講座チラシ</p> <p><a href="#">資料7-5 ランゲージ・カフェ</a></p> <p><a href="#">資料7-6_ピアサポート案内</a></p>
<p>(7-②-2-2)</p> <p>本学独自の特色ある教育プログラムとして、2007年度より、「プロジェクト共育」を全学的に導入している。「プロジェクト共育」は経済産業省が2006年に提唱した「社会人基礎力」の育成を目的としており、学生が自ら選んだテーマに主体的に取り組み、目標達成に向かって努力する過程の中で、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」を養うことができる教育プログラムである。プロジェクト共育では自プロジェクトだけでなくプロジェクト全体で進捗状況や達成報告などを共有するため、定期的に会議を開催して活動を発表する場を設けている。これにより、人に伝えるプレゼンテーション能力の向上も図っている。</p> <p>また、令和4年度には大学基準協会より、正課外での活動を通じて地域社会の活性化にも貢献することが期待できることから、大学の理念・目的の実現に有効であると評価をいただいたが、現状はプロジェクト共育の主となる学生数の減少や後継者問題が明らかとなり、今後、この問題について早急に取り組むべき課題である。（資料7-7【ウェブ】 ,8,9）</p>	<p><a href="#">資料7-7 プロジェクト共育</a></p> <p>資料7-8_プロジェクト共育に関する取扱要領</p> <p>資料7-9_プロジェクト共育に関する取扱要領細則</p>
<p>(7-②-2-3)</p> <p>本学では、情報科学センターが中心となって、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援を行っている。具体的には、授業動画・資料が閲覧できない場合の対処方法や、教育支援システム（WebClass）を通じた出席データの送信方法、学習履歴の確認方法等、ハイブリッド授業に関する情報提供を行っている。また、学生に対してOffice365の無償提供等も行っており、学生の学習の質を低下させないよう努めている。これらの情報は情報科学センターを紹介するWebページで公表している（資料7-10【ウェブ】）。</p>	<p><a href="#">資料7-10 情報科学センター</a></p>
<p>(7-②-2-4)</p> <p>オンライン教育に係る通信環境に関しては、学生に自ら整備するよう求めている。その上で、もし自宅で適切な通信環境を整備できない場合は、大学での対面受講を求める。また、学内にオンライン自習室を設けており、そこでオンライン授業を受講することも可能である。</p> <p>オンラインで授業を行う教員には、授業の動画を保存するよう求めている。授業担当教員は、学生からの求めに応じ、個々の判断により、再視聴等の機会を提供している。</p>	

<p>(7-②-2-5)</p> <p>留学生については、各学科の教育課程において日本語教育科目を必修化しており、少人数クラスによるきめ細かい指導を行っている（資料7-11）。</p> <p>また、前述の学習支援センターやランゲージ・カフェにおいて、日本語学習等の支援を行っている（資料7-3【ウェブ】、5【ウェブ】）。</p>	<p>資料7-11_各学部修学規程</p> <p><a href="#">資料7-3_学習支援センター(再掲)</a></p> <p><a href="#">資料7-5_ランゲージ・カフェ(再掲)</a></p>
<p>(7-②-2-6)</p> <p>成績不振者について、教務課が各学科の教務担当教員（教務委員）と適宜連絡を取り合い個々の学生対応に努めている。令和4（2022）年度からは、教務課全体にて修学支援の体制を整え対応している。成績不良、退学などに繋がる出席不良の学生を早期に把握することを目的に、出席情報システムの導入を図り、令和4年度後期からの仮稼働を行い、令和5年4月から本稼働している（資料7-12）。ただし、出席情報取得のための端末が設置されていない教室では、各教員が出欠を取りその情報を手入力することとなっているが、すべての教員が行ってはいない状況である。そのため、正確な出欠情報がシステムに反映されず、学生が自覚する出席状況との齟齬が生じるケースもある。また、教員のシステム操作技術が十分でないため、学生からの出席データの修正依頼等に対応できていないケースもある。さらに、教室外から出席データを送信することができるため、教室内の学生数よりかなり多くの学生が出席として記録されるということもある。これらが主な問題点となっているが、その他様々な問題が生じているため、今後改善していく必要がある。</p>	<p>資料7-12_出席情報システムに係る稟議書</p>
<p>(7-②-2-7)</p> <p>留年者について、教務課が各学科の教務担当教員（教務委員）と適宜連絡を取り合い個々の学生対応に努めている。</p> <p>休学者について、個々の学生を把握し、休学申請時に注意事項や相談などを行っているが、休学中の学生に対して積極的なアプローチは出来ていない現状があり、今後は検討が必要と考える。</p>	
<p>(7-②-2-8)</p> <p>退学希望者について、教務課が各学科の教務担当教員（教務委員）と適宜連絡を取り合い個々の学生対応に努めている。また、退学しようとする学生に対しては、退学の理由等に関するアンケートへの回答を依頼し、学生対応や学生指導の改善に繋がる情報収集を行っている。今後は、これらのデータと出席情報システムのデータとの関係性などについての検証が必要と考える。</p>	
<p>(7-②-2-9)</p> <p>障がいのある学生に対する修学支援については、身体に障がいのある学生に対し、それぞれ以下のように実施している。身体に障がいのある学生に対しては、次のような配慮をしている。まず、車椅子を使用する学生に対しては、教室移動や講義を受ける際の負担をできるだけ軽くできるよう教室配置の配慮を行っている。次に、聴覚障がいを持つ学生に対しては、ノートテイクによる支援を行っている。また、定期試験においては、これらの学生を含め配慮が必要な学生に対し別室受験の措置を取っている。今後は、改正障害者差別解消法の施行に伴い、学内のサポート体制の再構築が必要と考える（資料7-13）。</p>	<p>資料7-13_身障者対応委員会開催通知</p>
<p>(7-②-2-10)</p> <p>精神障害のある学生支援は、学生部学生相談室（コミュニケーションラウンジ）を中心に行っている。特に修学支援では「障害者差別解消法」に規定されている「合理的配慮」の考えのもと、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示が学生から示されたときに、コーディネーター（コミュニケーションラウンジに2名を配置）による当該学生との面談を経て配慮内容を具体化し、授業担当教員や関係部署に対して学生部長名での「配慮願い」を発行することで、学生のニーズにあった組織的な支援を行っている。こうした手続きをわかりやすく周知するために、Webページの内容を2023年に入り更新した（資料7-14【ウェブ】）。</p> <p>また、2021年6月4日に公布された改正「障害者差別解消法」が2024年春までに施行されることから、私立大学においても「合理的配慮」の提供が「義務化」（現在は努力義務）される。そのため、教職員に対して法改正の認識を深める機会として、内部質保証推進課の協力のもと、学生相談室のスタッフによるSD研修会を2023年2月に実施した。こうした研修を実施することで、改訂法の施行後も、当該学生の修学支援を全学的に適切に実施する準備を整えている（資料7-15）。</p> <p>なお、必要に応じてカウンセラー（業務委託3名および学内兼務3名を配置）による臨床面接を行うことで、適応的に修学できるようなメンタルケアも行っている。各学生の支援方針については、月1回程度開催する「カンファレンス」で検討したり、必要に応じて関係部署の担当者の参加する「学生サポート会議」で情報共有を図ったりしている。</p>	<p><a href="#">資料7-14_相談窓口</a></p> <p>資料7-15_2022年度SD研修会資料（合理的配慮に関する理解促進に向けて）</p>

<p>(7-②-2-11)</p> <p>奨学金その他の経済的支援の対応については、日本人学生に対しては学生生活課、留学生に対しては国際交流課が窓口となっている（資料7-16【ウェブ】）。</p> <p>本学は、学費や生活費に係る学生の負担を軽減し、学生が安定した学生生活を送るための基盤を確立できるよう支援することを目的に、さまざまな奨学金制度に対応している。具体的な奨学金の種類としては、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間育英団体奨学金などのほか、外国人留学生を対象としたいくつかの奨学金がある。また、奨学金制度のほかに短期貸付金制度を設けており、やむを得ない事情により生活費の支弁が困難になった学生に、5万円（学業継続に困難をきたす特別な理由がある場合は10万円）を上限として無利息で貸与している（資料7-17）。短期貸付金制度における貸与の可否は、学生生活課において、書類審査および面接を実施した上で、学生部長が決定することとしている。また、外国人留学生に対して授業料減免制度を設定し、在留資格「留学」を有する者の大半が減免されている。さらに、日本政策金融公庫による教育ローンや、オリコ、セディナなど、民間企業による教育ローンの案内も行っている。これら、各種奨学金制度や、各種教育ローンに関する案内については、「CAMPUS LIFE GUIDE（学生生活案内）」に掲載するとともに、Webサイト上で公開することで、学生への周知を図っている（資料7-18,19【ウェブ】）。</p> <p>また、授業料等の減免についても、いくつかの制度を設けている。主なものでは、大学入学共通テストおよび一般入学試験において優秀な成績で合格した者に対する減免制度が挙げられる（資料7-20）。また、留学生に対しては、経済的理由により修学が困難な私費外国人留学生に対する減免制度を設けている（資料7-21）。</p> <p>以上のほか、本学は、2020年度から施行された「高等教育の修学支援新制度」の対象機関となっており、当制度に係る広報・周知活動および対応を円滑に行っている。</p>	<p><a href="#">資料7-16【重要】【日本学生支援機構奨学金】「継続願」に関する手続きについて</a></p> <p>資料7-17_大阪産業大学短期貸付金規程</p> <p>資料7-18_CAMPUS LIFE GUIDE</p> <p><a href="#">資料7-19 奨学金・教育ローンについて</a></p> <p>資料7-20_大阪産業大学入学試験成績優秀者授業料減免規程</p> <p>資料7-21_大阪産業大学私費外国人留学生授業料減免規程</p>
<p>(7-②-2-12)</p> <p>本学が行っている経済支援についての情報は、本学ポータルサイトを通じて随時発信している。また、奨学金案内や申請方法等の情報の取りこぼしがないよう、年間を通して奨学金（主に日本学生支援機構奨学金）に関する説明会を実施している。具体的には、4月に開催する新規申込希望者を対象とした春季募集説明会、12月に開催する奨学金の継続受給希望者を対象とした継続説明会等を行っている（資料7-22,23）。なお、現在は対面での説明会を実施しているが、動画配信による説明も行っている。さらに、先述のとおり、「CAMPUS LIFE GUIDE（学生生活案内）」およびWebサイトによる周知・情報提供も行っている。</p> <p>以上のように、本学は経済的支援を必要とする学生一人ひとりに情報が行き渡るよう、積極的な情報提供を行っている。</p>	<p>資料7-22_日本学生支援機構奨学金春季募集 新規申込説明会</p> <p>資料7-23_日本学生支援機構奨学金 継続手続き説明</p>
<p>(7-②-3-1)</p> <p>学生生活課に学生生活に関する相談窓口を設けており、学生健康保険、課外活動、けが・障がいによる自動車通学の許可、民間契約施設等の利用対応、学内外における行事、遺失物・拾得物・盗難等に関する学生からの相談に応じている。また、講義・実験・実習等といった正課の活動中や、課外活動中、または通学中に生じた事故等による傷害に関する相談窓口となっている（学生教育研究災害保険[学健災]関係）。</p> <p>さらに、学生生活課は外部事業者に委託し、下宿やアルバイトの紹介を行っている。</p>	
<p>(7-②-3-2)</p> <p>本学園は、「学校法人大阪産業大学ハラスメント対応規程」を定めており、それに基づき、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなど、各種ハラスメントの防止および対応のための体制を整備している（資料7-24）。具体的には、学生、生徒および職員等のハラスメント防止等のための中核的組織としてハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止のための研修等を行うほか、各機関にハラスメントに関する相談に対応するための窓口と相談員を置いている（資料7-14【ウェブ】）。なお、学生のハラスメント相談窓口は学生生活課に置き、「ハラスメント防止のためのガイドライン」を策定し周知している（資料7-25【ウェブ】）。</p>	<p><a href="#">資料7-14 相談窓口（再掲）</a></p> <p>資料7-24_学校法人大阪産業大学ハラスメント対応規程</p> <p><a href="#">資料7-25 ハラスメント防止のためのガイドライン</a></p>

<p>(7-②-3-3)</p> <p>学生の健康保持増進を目的として、学生部の下に保健管理センターを設置している（資料7-26【ウェブ】）。保健管理センターは、毎年4月に全学年を対象に定期健康診断を行うほか、学生に対する日頃の健康相談および保健指導、応急処置等を行っている（資料7-27）。</p> <p>また、学生の心身の健康の保持増進を目的として、学生部の下に学生相談室やコミュニケーションラウンジを設置しており、そこに配置しているカウンセラーが、学生の心理相談等に応じている（資料7-14【ウェブ】）。</p> <p>さらに、住道駅と本学間でシャトルバスを運行させており、学生の安全な通学をサポートしている（資料7-28【ウェブ】）。</p>	<p><a href="#">資料7-14 相談窓口（再掲）</a>  <a href="#">資料7-26 急な病気・ケガへの対応について</a>  <a href="#">資料7-27 学生健康保険委員会の年間企画書</a>  <a href="#">資料7-28 大学バスの利用（シャトルバス）</a></p>
<p>(7-②-3-4)</p> <p>学生が大学に親近感をもつため、学生間の交流の場を提供するためのイベントを実施する。興味を引き付ける必要があるため、企画の立案は学生自治会が主に行い、これまで新入生を対象としたクイズ大会や、バスツアーを行った（資料7-29）。学生生活課としては、学生自治会に概要をまとめてもらい、相談、内容検討、学生周知を行う。現在、学生自治会執行委員会との連携が中心であるが、取り組みの数としては十分といえず、今後は他の独立団体（文化会本部、体育会本部、赤十字ボランティアおよび学生健康保険委員会）とも連携してイベントなどを開催することが望まれる。</p>	<p>資料7-29_バスツアーの概要</p>
<p>(7-②-4-1)</p> <p>キャリアセンターが実施するキャリア教育（以下、センター主導キャリア教育）に関しては、学科が実施するキャリア教育に協力しながら実施しており、例えば、キャリア関連科目やゼミの中での「学科の学びと職業選択」などの講義や、「職業選択のための自己理解」、「業界研究」などの内容で実施している（資料7-30）。センター主導キャリア教育は学科毎に異なるが、取り組みが進んでいる学科の事例などを共有し、特にSPI eラーニングは授業の前後の自習時間を活用するなど、取り組みができてきている（資料7-31）。</p> <p>また、2022年度より教職課程を履修する学生が有志で参加する「教職ゼミ」活動を実施している（資料7-32）。「教職ゼミ」は学生の「教師力の向上」を目的とし、職業教育としてのキャリア教育を実施している。初年度である2022年度においては、本学協定締結先である奈良県野迫川村にある廃校の整備、その廃校での合宿勉強会の実施、高大村連携事業への参画を実施した（資料7-33～35,36【ウェブ】）。また“出前授業”として、高大連携による大東市内小学校でのプログラミング教室の開講や茨木市の中学校での環境教室の開講、大阪市の環境啓発イベントへの出展を実施した（資料7-37～39）。2023年度も同内容を計画している。またこの活動が学生のニーズや本学教職課程の目標に照らした内容となっているか、活動の目的に対する成果がでているかを確認・分析するために参加学生を対象としたアンケートを実施する予定である（2023年度前期中）。なお上述の高大連携による取り組みに関わった高校生3名が今年度本学に入学している。</p>	<p>資料7-30_シラバス  資料7-31_ライオンドリルSPI利用状況集計（2018年度～2023年3月24日まで）  資料7-32_教職ゼミ説明会開催案内  資料7-33_第1回廃校整備活動参加案内  資料7-34_第2回廃校整備活動参加案内  資料7-35_廃校合宿参加案内  <a href="#">資料7-36 高大村連携事業「集いの場づくり企画セレモニー」</a>  資料7-37_プログラミング教室参加案内  資料7-38_茨木市中学校での環境教室の様子  資料7-39_環境イベント参加案内</p>

<p>(7-②-4-2)</p> <p>〈体制〉</p> <p>キャンパス：本学は、学生のキャリア支援を行うため、キャリアセンター就職支援課（以下、就職支援課）を中央キャンパス、東キャンパスおよび梅田サテライトキャンパスに設置している（資料7-40）。</p> <p>スタッフ：中央キャンパスにキャリアカウンセラー3名を含む12名、東キャンパスにはキャリアカウンセラー2名を含む10名の計22名とセンター長1名で構成されており、サテライトキャンパスはコロナ禍の為にスタッフは配置していない。コロナ禍ではじめた在宅勤務はBCPの観点から原則週1回のペースで継続し、一方でオンラインでの全体朝礼と昼礼も継続し、課内のコミュニケーションを図っている。また、就職支援課に監督職が1名、主任が3名で、管理職と主任で構成するミーティングを原則週1回開催し、情報共有やトラブルの早期把握に努めている。※学科担当制も継続されており、学科担当者の創意工夫により教員との関係が強固なものとなっている学科も多くなった（資料7-41）。なお、担当学科は適性を見つつ、適宜見直しを行っている。またキャリアセンターのスタッフに必要な能力を整理し、人事部への共有もおこなった（資料7-42）。このほか、SD研修や面談スキルを向上させるための就職支援課内の研修も行った。またスタッフの自己研鑽を後押しするために文章検定を自己負担なしで受験できるようにした（資料7-43）。2022年度には、就職支援課の課員3名がキャリアコンサルタント（国家試験）の資格を取得した。</p> <p>※令和2年度よりコロナ禍のため配置していないが、令和3年度より「就活サポートデスク」を設置している（資料7-44）。</p> <p>※2019年よりキャリアセンターでできるSDGSの取組を設定し、目標に向け取り組んでいる（資料7-45）。</p> <p>〈スペース〉（資料7-40）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央キャンパスの事務室は令和3年（2021年）3月にリニューアルし、明るいスペースとなった。広がったフロアスペースでコロナ禍でありながらも小規模なイベントを開催できた。</li> <li>・東キャンパスの事務室は、令和元（2019）年7月に開設されたワーキング・コモンズに併設している。ワーキング・コモンズには個室ブース3室、ホワイトボードや可動式のテーブルを設置（80席以上）備えられており、コロナ禍でありながらも小規模な企業説明会や面談のための個室の貸し出しや、学生相談を行っている。</li> <li>・梅田サテライトキャンパスの事務室には、各種証明書発行機と、パソコン3台を設置している。令和2年度からはコロナ禍のため履歴書配布と証明書発行のみの対応となっているが、令和3年4月より後援会・校友会の支援による「就活サポートデスク」を開設し、令和5年度も継続している。令和4年度はのべ98名の利用のうち29名が就職決定となった（資料7-46）。</li> </ul> <p>教員採用試験を受験する学生は、教員採用試験と企業の選考活動の内容の違いを理由にキャリアセンターからの就職指導の呼びかけに十分に応じない、といった問題がかねてから指摘されていた。そこで、令和4年度から、キャリアセンターと教職教育センター事務室の連携による教員採用試験受験者への支援体制を確立した。具体的には、キャリアセンターが面接対策講座の実施等、指導機会の提供を行い、教職教育センター事務室が教員採用試験を受験する学生への呼びかけを行う、といった体制としている。なお、面接対策講座等の内容の設計については、教職教育センター事務室の職員も積極的に関わっている。この体制により、令和5年3月から5月にかけて、令和6年度教員採用試験受験者を対象とした面接対策講座を複数回実施した（資料7-47,48）。事後に実施したアンケートからは、参加した学生の高い満足度が窺えた（資料7-49）。</p>	<p>資料7-40_キャリアセンター（写真）</p> <p>資料7-41_令和4年度4月学科窓口担当者</p> <p>資料7-42_キャリアセンターのスタッフに必要な力</p> <p>資料7-43_2021.12全体会議アジェンダ</p> <p>資料7-44_既卒サポートデスク</p> <p>資料7-45_2021年度SDGs総括</p> <p>資料7-46_就活サポートデスク報告</p> <p>資料7-47_キャリアCによる面接対策講座開催案内（3月実施分）</p> <p>資料7-48_キャリアCによる面接対策講座開催案内（4-5月実施分）</p> <p>資料7-49_面接対策講座事後アンケート</p>
---	--



<p>(7-②-4-3)</p> <p>・キャリアセンターの主な支援は以下の通りとなっている。</p> <p>○個々の学生への対応：就職相談、履歴書の配布や添削、面接対策指導、企業紹介、架電を実施しており、令和4年度は10734件の面談を実施し、架電件数は9090件となった。</p> <p>○ガイダンス：コロナ禍において3年生を主対象とした、就活準備ガイダンスやスキルガイダンスを目的別に6回実施した（資料7-50,51）。</p> <p>○キャリアカウンセラーによる就活特別講座：学生のニーズを講座に組み入れることで、学生の就職活動全般に寄与することを狙いとしている（資料7-52）。</p> <p>○留学生への対応：国際交流課と協力し、在籍確認時にキャリアセンターのイベント情報提供やキャリアセンターへの誘導を行った。</p> <p>○保護者へのアプローチとして、就職への理解を深めていただき、大学と保護者が連携して学生の就職活動を支援する目的で後援会（保護者会組織）との連携として地区教育懇談会(7月)の他に就職講演会（5月）を実施している（資料7-53）。</p> <p>○就職関連書籍やオンライン用ブースの貸出：就職関連書籍のデジタルブックは昨年度導入予定だったが、コロナ禍対策として増冊して対応した（資料7-54）。</p> <p>○オンライン用ブースは令和4年度256件の貸出件数となった（資料7-55）。</p> <p>○学生のキャリア支援の一環として令和3年度に資格講座運営業務がキャリアセンターに移管された。コロナ禍にありながらも2022年度の申込件数(有料講座)は減少したが「資格サポートセンター」利用は増えている（資料7-56）。</p> <p>○大東、東大阪、堺、大阪、奈良の商工会議所との企業交流会にも積極的に参加し、大東商工会議所主催のイベント等の広報にも力を入れた（資料7-57）。</p> <p>○企業イベント：約200社が参加する『就活フェスタ』や本学のオリジナルイベントである「第5回鉄道関連企業業界研究会」等を実施した（資料7-58～60）。</p> <p>○就職支援システム：学生の利用促進のための改修を行い、セキュリティやスタッフの利便性を高めた。また、ネット上で大学オリジナル様式の履歴書作成を可能とし、ダウンロードやコンビニ印刷を可能とした(資料7-61)。</p> <p>○学生への広報：ポータルシステムだけでなくLINEやインスタ等も活用し、学生への周知を強化している（資料7-62）。</p>	<p>資料7-50_R4年度就活準備ガイダンスチラシ</p> <p>資料7-51_R4年度スキルガイダンスチラシ</p> <p>資料7-52_カウンセラー講座</p> <p>資料7-53_R4年度保護者対象就職講演会20220514</p> <p>資料7-54_電子図書</p> <p>資料7-55_貸出ルームの利用件数</p> <p>資料7-56_【資格講座】申込実績比較（2022年度）</p> <p>資料7-57_R3.11.22-26 大東市 合同企業説明会</p> <p>資料7-58_OSU就活フェスタ（12月）</p> <p>資料7-59_OSU就活フェスタ（2月）</p> <p>資料7-60_鉄道業界研究会チラシ2022</p> <p>資料7-61_ヤギッシュ履歴書</p> <p>資料7-62_インスタ広報用</p>
<p>(7-②-4-4)</p> <p>本学は、「大阪産業大学 FD 活動の実施要項」においてブレFD活動に関する事項を規定している（資料7-63）。これに基づき、内部質保証推進委員会の下部組織に設置しているFD部会は、博士後期課程の学生に対してブレFD研修に関する情報提供を行っている（資料7-64）。また、2023年2月に実施された全学FD研修会「時間外学習を促すアクティブ・ラーニング」および2023年3月に実施された全学FD研修会「GPA制度の活用に関するFD研修」・「eポートフォリオ・ルーブリック活用に関するFD研修」については博士後期課程学生に対しても参加を促し、2月、3月ともに1名の学生が参加した（資料7-65,66）。さらに、2023年8月にはアクティブ・ラーニングに関する全学FD研修会を開催予定であり、博士後期課程学生にも案内を行う予定としている（資料7-67）。</p>	<p>資料7-63_大阪産業大学FD活動の実施要項</p> <p>資料7-64_大学ポータルシステム_お知らせ配信 お知らせ照会画面</p> <p>資料7-65_2023年2月FD研修会</p> <p>資料7-66_2023年3月FD研修会</p> <p>資料7-67_2023年6月内部質保証推進委員会資料（抜粋）</p>
<p>(7-②-4-5)</p> <p>コロナ禍において大学協定型インターンシップは実施できなかったが、オリジナルサイトを通じたインターンシップの紹介も積極的に行った（資料7-68）。また、令和4年度からはコンソーシアム大阪のプログラムを活用してのインターンシッププログラムの実施とした（資料7-69）。2022年1月のキャリア委員会にて運用変更について報告を行った（資料7-70）。</p>	<p>資料7-68_キャリアボックス利用総括</p> <p>資料7-69_就労体験型インターンシップ</p> <p>資料7-70_就労体験型インターンシップ運用変更</p>

<p>(7-②-5)</p> <p>本学では、課外活動の健全な発展と振興を図ることを目的として、課外活動団体に対し、以下のような支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体運営資金援助</li> </ul> <p>本学の課外活動団体は、原則として、本学学生自治会による分配金、後援会（保護者組織）と校友会（卒業生組織）からの活動援助金およびクラブ加入者による部活動費で活動を行う。ただし、特別な費用の必要が生じた場合には、課外活動団体からの申請により、大学が、用具購入援助、行事開催援助および学外施設使用援助を行っている（資料7-71～73）。しかし、用具購入援助については、予算額が十分とはいえ、課外活動団体の要望に十分に答えることができていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学バスの運用</li> </ul> <p>「大阪産業大学バス運用規程」に基づき、課外活動における学生移動の際のバスの運用を行っている。バスの運用にあたっては、各団体より提出される運行計画に基づき、安全性・合理性の確保といった観点から学生生活課内で検討を行った上で、運用を認めている（資料7-74）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の提供</li> </ul> <p>「大阪産業大学部室等使用規程」に基づき、学生自治会および同会に所属する課外活動団体（クラブ・同好会等）に対し、部室の貸与を行っている（資料7-75）。部室は、学生会館、東キャンパスの新クラブハウス棟に設置している（資料7-76）。</p> <p>また、体育会クラブに所属している課外活動団体に対しては、生駒キャンパスの各グラウンドを始め、東キャンパス第1グラウンド、総合体育館、Wellness2008、クラブハウス棟内、学生会館の道場等を貸し出している。しかし、生駒キャンパスについては、大阪府の条例により大学が使用しているグラウンドの整備やトイレの設置等を行うことができないため、十分な利用環境を整えることができていない状況である。また、吹奏楽部は防音設備が十分に整っていない環境で活動しているため、近隣住民から苦情等が寄せられており、問題となっている。</p> <p>2023年4月に新設した学生会館にはトレーニングルームを設置しており、本学学生であれば予約不要で軽い運動やストレッチなどができる（資料7-77【ウェブ】）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課外活動指導者への啓発活動等の実施</li> </ul> <p>学生が犯罪等に巻き込まれることがないよう、課外活動指導者会議において、倫理教育や法令遵守に関する研修を実施するなど、指導者に対する啓発活動を実施している。</p>	<p>資料7-71_2023（令和5）年度 課外活動団体用具購入にかかる援助申請書</p> <p>資料7-72_課外活動団体 行事開催申請届</p> <p>資料7-73_2023年度 学外施設使用料援助申請書</p> <p>資料7-74_大阪産業大学バス運用規程</p> <p>資料7-75_大阪産業大学部室等使用規程</p> <p>資料7-76_CAMPUS LIFE</p> <p><a href="#">資料7-77_学生会館</a></p>
<p>(7-②-6)</p> <p>本学は、学生の声を学生支援サービスの改善・向上に繋げるため、「卒業生満足度調査」を毎年度実施している（資料7-78）。「卒業生満足度調査」は、学生生活課が実施している。学生生活課は、調査結果を取りまとめた上で、本学のポータルシステムにて教職員に公表すると共に、関係部署の管理職に結果を提供し、改善に向けて活用するよう促している（資料7-79）。また、併せて改善に取り組んだ内容について提供を求めており、2022年度調査結果についてはキャリアセンターから改善に向けた総括の提供があった（資料7-80）。ただし、現在の運用ではアンケートでの指摘事項への対応は関係部署に委ねられているため、今後は指摘事項の確認およびその改善等に繋げるための仕組みを検討することが求められる。</p>	<p>資料7-78_2022（令和4）年度 卒業生満足度調査</p> <p>資料7-79_学生生活課から該当部署への送信メール</p> <p>資料7-80_卒業アンケート（キャリアセンター総括）</p>



## 大学基準7 学生支援

7-③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評価
(7-③-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	A
(7-③-2) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが不明）	
現状説明	根拠資料
(7-③-1) 学生支援の適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会学生支援部会において点検・評価を行う。自己点検・評価委員会学生支援部会による点検・評価は、全学教育機構事務室、教務課、就職支援課および学生部が各組織の業務・取り組みに関して行った点検・評価結果を活用し、全学的な見地から行う。以上のように、本学では学生支援の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。	
(7-③-2) 点検・評価結果は、9月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示を行う。以上のように、本学では学生支援の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。	

# 大学基準7 学生支援

長所・特色
<p>就職支援課では、以下のとおり専門人材の育成や幅広い就職支援等に力を入れており、これらの活動は非常に有意かつ先進的な取り組みであるといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・就職支援課における人材育成 就職支援課では、面談スキルを向上させるための研修を課内で実施するなど、人材育成に積極的に取り組んでいる。また、文章読解・作成能力検定を自己負担なしで受験できるよう配慮しており、職員の自己研鑽をサポートしている。なお、2022年度は就職支援課の職員3名がキャリアコンサルタントの資格を取得するなど自己研鑽の成果が表れている。</li><li>・既卒生への就職支援 本学は、梅田サテライトキャンパスに就活サポートデスク（就職支援課所管）を設置し、既卒生を対象とした就職支援を行っている。2022年度は、のべ98名が就活サポートデスクを利用しており、そのうち29名の就職先が決定している。具体的なサポート内容は、採用継続企業紹介、就活相談、履歴書添削、面接練習等であり、キャリアコンサルタントによるきめ細かな支援を行うことができている。</li><li>・SNSを活用した学生への就職活動関連情報発信 就職支援課では、学内企業説明会等、就職活動に関する情報を様々な広報媒体（学内ポータルシステム、LINE、instagramなど）を利用して発信している。これにより、学生が就職活動関連情報に触れる機会を増やすことができている。</li></ul> <p>教職課程を履修する学生に対しては、全学教育機構事務室教職教育センターが支援を行っている。2022年度からは、「教職ゼミ」活動として、廃校の整備や合宿勉強会、高大村連携事業への参画等、様々な経験の場を提供しており、これらの活動は学生の「教師力の向上」に繋がることが期待できる。また、大東市内小学校でのプログラミング教室や、茨木市の中学校での環境教室といった”出前授業”を行い、活動に携わった高校生3名が本学に入学している。以上の活動については、学生のニーズや教職課程の目標に照らした内容となっているかなどについてアンケートを実施する予定としているが、自宅や教室での学習にとどまらず、様々な場所へ出かけて多様な経験を積み重ねる機会を提供していることは、有意かつ先進的な取り組みであるといえる。</p>

問題点
なし

全体のまとめ
<p>本学は、「学生支援に関する方針」に基づいて、修学支援、学生生活支援および進路支援を中心とした学生支援を行っている。</p> <p>修学支援に関しては、学習支援センターやランゲージ・カフェの設置、「プロジェクト共有」の取り組みなどにより、正課における学生の学びを側面から支援している。また、学生の修学支援に関する基幹部署である教務課は、学科教員と連携して丁寧な履修指導を行っている。</p> <p>学生生活支援に関しては、奨学金制度や授業料減免制度による経済的支援をはじめ、保健管理センターによる定期健康診断や日々の健康指導、応急処置、学生部を相談窓口としたハラスメントへの対応など、学生が安定した学生生活を送ることができるよう、必要な配慮、措置を行っている。また、課外活動に関しては、用具購入援助をはじめとした経済支援、必要な施設設備の貸し出しを通じて活動の活性化を図っている。さらに、新たな学生会館（アクトス）が2023年4月に開館しており、課外活動環境のさらなる充実がなされている。</p> <p>就職支援に関しては、近年施設等の拡充を進めるとともに、職員一人ひとりの能力向上にも努めており、ハード面とソフト面の両面から支援の質の向上を図っている。また、変化の激しい社会情勢においても適切な支援を維持できるよう創意工夫を凝らし、様々な対応を行っている。特にCOVID-19の対応に関しては、いち早くBCPを策定しそれを実行することで、従来の就職支援の質を維持しつつ、ニューノーマルを見据えた新たな支援の在り方を見出すことにも繋がった。</p> <p>教職課程を履修する学生に対しては、「教職ゼミ」を通して、職業教育としてのキャリア教育を2022年度より実施している。また、高大連携による取り組みも積極的に行っている。教員採用試験を受験する学生に対しては、2022年3月～5月に就職支援課と全学教育機構事務室（教職教育センター）が連携して面接対策講座を実施するなど、次年度の教員採用試験を見据えた新たな取り組みを行っている。</p> <p>以上のように、本学は学生支援に関する様々な対応や取り組みを適切に行っている。また、既存の取り組みだけでなく、学生のニーズを把握しつつ新たな学生支援にも取り組んでいる。しかしながら一方で、本学は学生の中退率の高さが長年の問題となっている。加えて、高等教育がユニバーサル段階に入った今日、これまで以上に多様な学生の受け入れを行うことで、学生支援に関する対応はますます複雑困難なものとなっている。それらの学生への適切な対応を継続して行っていくため、今後は学生支援に係る各部署のさらなる連携強化や、教職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めていく必要がある。</p>

## 大学基準8 教育研究等環境

8-① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

点検・評価項目	評価
(8-①-1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(8-①-1) 本学は、教育研究等環境に関する方針を定め、本学Webサイトで公表している(資料8-1【ウェブ】)。 本方針は、本学の理念・目的の内容と直接関連するものではなく、教育研究等環境について大学として一般的に整備すべき内容を謳うにとどまっているが、総合大学である本学の理念・目的を実現するための必要十分な内容であるといえる。	<a href="#">資料8-1 教育研究等環境に関する方針</a>

## 大学基準8 教育研究等環境

8-② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

点検・評価項目	評価
(8-②-1-1) 施設、設備等の整備及び管理 ・校地、校舎、運動場等（※新規追加項目）	A
(8-②-1-2) 施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保	A
(8-②-1-3) 施設、設備等の整備及び管理 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保	A
(8-②-1-4) 施設、設備等の整備及び管理 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備	B
(8-②-1-5) 施設、設備等の整備及び管理 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備	A
(8-②-1-6) 施設、設備等の整備及び管理 ・学生の自主的な学習を促進するための環境の活用状況（※新規追加項目）	B
(8-②-1-7) 施設、設備等の整備及び管理 ・LMS（WebClass）の活用状況（※新規追加項目）	A
(8-②-2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み	A
<p>（評価の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
(8-②-1-1) 本学が現有する校地面積は、専用部分と共用部分を合わせ157,741.4㎡であり、大学設置基準に定める面積を十分満たしている。また、運動場用地として85,438.2㎡を有し、正課の授業や課外活動に必要なグラウンド、テニスコートなどを整えている。運動施設は、中央キャンパス内の総合体育館、東キャンパス内の第一グラウンド、南キャンパス内の「Wellness2008」のアリーナのほか、生駒キャンパスにもグラウンドを有している。なお、生駒キャンパスへの移動に要する時間は、片道10分程度であり、大学が運行しているバスによって安全に移動することが可能である。 また、校舎面積は107,773.8㎡であり、これについても大学設置基準に定める面積を十分に満たしている。校舎は、主に文系学部の学生が学ぶ中央キャンパス、理系学部の学生が学ぶ東キャンパス、スポーツ健康学部の学生が学ぶ南キャンパスにそれぞれ配置し、必要な講義室、演習室、実験・実習室等を備えている。	

<p>(8-②-1-2)</p> <p>本学では、学部学科管理のもと運用されている施設設備を除き、学内のネットワーク環境、情報通信(ICT)機器ならびにソフトウェアなどの整備を情報科学センターが担当している。情報科学センターが提供する主なサービスは、次の5項目である。</p> <p>(1) 情報処理関係の授業や、学生の授業時間外の自由な使用のため、PC 演習室13室を運用管理</p> <p>(2) 無料無線 LAN ネットワーク (LEONET Wi-Fi) および国際学術無線LAN ローミング基盤(eduroam)を整備しており、広く学内全域に無線LANアクセスポイントを設置</p> <p>(3) すべての研究室、教室、事務室やクラブハウスなどに情報コンセントを設置</p> <p>(4) 包括ライセンス契約による、Microsoftメディア貸出し、Adobe製品メディア貸出しおよびSymantecアンチウィルスソフトメディア貸出し</p> <p>(5) 教育支援システム (WebClass) の運用</p> <p>以上をはじめとした各種サービスにより、情報科学センターは、学生の学びと教職員の教育研究活動等において必要不可欠である安心・安全で快適なネットワーク環境や、情報通信技術 (ICT) に関わる機器、備品等を安定して提供している。</p> <p>情報科学センターが管理運用する情報インフラおよび業務系システムについては、通信回線を含めて適切に管理されており、教育研究に支障を及ぼすような重大インシデントは発生していない。また、これらは、年次計画に則り機器の更新や性能強化等を行っており、令和4 (2022) 年度は以下の項目を実施した (資料8-2)。</p> <p>(1) 基幹系スイッチ等の学内ネットワークの主要機器の更新</p> <p>(2) 学内どこでも利用できるよう無線LANを広く学内に設置</p> <p>(3) 学生会館の新館構築に伴うネットワーク機器の適切な配備</p> <p>(4) 教学系事務システムの更新</p> <p>(5) 仮想デスクトップ (VDI) の検証、セキュリティ関連システム活用によるセキュリティレベルの向上</p> <p>上記施策の進捗等に関しては、①情報ネットワーク関係の専門業者と情報科学センター事務室との毎月のミーティング、②PC 演習室関係の専門業者と情報科学センター事務室との毎月のミーティングによって、それぞれ定期的に点検・評価と改善・向上に向けた検討を行っている。また、情報科学センターの重点・特別業務の進捗状況については、研究会および情報科学センター運営委員会に報告している (資料8-3,4)。</p> <p>上記施策により令和4年3月卒業生向けの満足度調査において最も多く改善要望が上がっていた学内無線LANについては、令和4年度中に学内どこでも利用できるように無線LANの拡充が図れた。</p> <p>令和5年度については安心・安全で快適なICT環境を安定して提供するため以下の施策を計画しており、研究会、情報科学センター運営委員会、教授会にて報告している (資料8-5)。</p> <p>(1) 無線LANの梅田サテライトへの拡張</p> <p>(2) 新館構築に伴うネットワーク機器の適切な配備</p> <p>(3) インターネット回線のBCP対応強化</p> <p>(4) 教学系事務システム (入試) の更新</p> <p>(5) セキュリティ関連システム活用によるセキュリティレベルの向上</p>	<p>資料8-2_R4年度情報科学センター予算編成に係る事業方針・計画について</p> <p>資料8-3_R4年度情報科学センターの重点 (特別) 業務進捗報告(202209)</p> <p>資料8-4_R4年度情報科学センターの重点 (特別) 業務進捗報告(202302)</p> <p>資料8-5_R5年度情報科学センター事業方針・計画について</p>
<p>(8-②-1-3)</p> <p>施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、事業計画に基づき、管財課が中心となり取り組んでおり、令和4 (2022) 年度は以下について実施した。</p> <p>(1) 大学キャンパス整備事業 [第1期] について、学生会館、体育施設倉庫の竣工、18号館の建築工事 (令和5年度竣工)</p> <p>(2) 総合体育館耐震、リニューアル工事</p> <p>(3) 15号館空調機更新工事</p> <p>(4) 15号館照明LED化工事</p> <p>(5) 総合図書館外壁改修工事</p> <p>(6) 15号館、16号館ポンプ更新工事</p> <p>(7) 14号館屋上防水工事</p> <p>(8) 本館1階教務課、学生生活課改修工事</p> <p>(9) キャンパス内自動火災報知設備更新工事</p> <p>(10) 各教室教壇改修、固定席補修工事</p> <p>また、各部署からヒアリングを行い、施設設備等の改修を検討し実施している。</p> <p>教室の設置および整備状況については、現在キャンパス整備が少しずつではあるが進んでおり、建築が進んでいる新館 (18号館 2023年8月竣工予定) には、ICTやアクティブラーニング機能を持った教室の整備が予定されており、効果的な教室利用が可能になると考える (資料8-6)。また、既存教室の設備について、老朽化したプロジェクターなどの機器は、計画的に改修、交換を実施しており、授業に支障をきたすことはない (資料8-7)。開講授業数と教室数については、曜日、時限により、多くの授業が集中する場合もあるが、全学的には、教室数が不足する状況ではない (資料8-8)。COVID-19が5類相当となり、対面での授業に戻った状況にあるが、ハイブリット授業などで臨機応変な対応が継続してできる環境の整備は継続しておく必要がある。</p>	<p>資料8-6_18号館配置図</p> <p>資料8-7_2022年度の設備改修に係る資料</p> <p>資料8-8_教室割付</p>

<p>(8-②-1-4)</p> <p>バリアフリー化のために、各号館へのアプローチおよび建物内のスロープの整備を行っている。</p> <p>また、キャンパス整備計画においても、エレベーターの設置等バリアフリー化への対応の整備を検討していく。</p> <p>令和4（2022）年度は以下について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館リニューアル工事に伴う、おもいやりトイレ改修工事、スロープ設置工事</li> <li>・5106室スロープ設置工事</li> </ul> <p>なお、バリアフリー化のための施設、設備等の改善において、予算や物理的観点から実施が難しい場合はソフト面（教職員間の連携、学生支援サポートの充実等）で補完する必要がある。令和6年度から、合理的配慮が私立大学においても義務化されるため、施設、設備等の改善とあわせて、ソフト面での対応・対策等についても検討を進めていく。</p>	
---	--



<p>(8-②-1-5)</p> <p>本学では、学生の自主的な学習を促進するために、以下のような環境を整備している。</p> <p>まず、総合図書館では、個人学習室を整備し、学生が集中して学習できる環境を整えている。また、グループワークやディスカッションが可能な学習空間も整えている（資料8-9【ウェブ】）。特に2016年5月に開設したラーニング・コモンスは、学生の能動的な学びを支援・促進するために設置したものである。これにより、プレゼンテーションの実施や練習、授業やゼミでの発表およびその準備、教職課程履修者による模擬授業、その他学生によるグループワークなど多様な利用が可能となり、幅広い学習支援の場となっている（資料8-10【ウェブ】）。</p> <p>総合図書館以外でも、自主的な学習を促進するための環境整備を進めている。2019年4月には、学園創立90周年記念事業の一環として、16号館3階に90Hallを開設した。90Hallには、スタジアムベンチ、卓球台型テーブル、ビッグテーブルなどを設置しており、学生が自習やグループ学習のために利用することができる（資料8-11）。</p> <p>また、2019年7月には、同じく学園創立90周年記念事業の一環として、東キャンパス学生サービスセンター1階にワーキング・コモンスを開設した。ワーキング・コモンスには、ホワイトボードや可動式テーブルを設置しており、学生が個人やグループで自由に学ぶことができる空間となっている（資料8-12【ウェブ】）。同じく東キャンパスの8号館2階には、ものづくりを通して学生の自主性や創造性、積極性を育み、物を作る楽しさ、難しさを体験することを目的としたクリエイトセンターが開設されている（資料8-13【ウェブ】）。</p> <p>5号館2階には教職課程演習室を設け、教職課程を履修している学生が自主的な学習に取り組むことのできる環境を整備している（資料8-14【ウェブ】）。</p> <p>9号館1階には、学習支援センターを開設しており、大学での専門的な学習の前提となる基礎科目を中心に学習相談・指導を行っている（資料8-15【ウェブ】）。</p> <p>12号館の横にはランゲージ・カフェを設置しており、様々な言語のネイティブ・スピーカーが在駐している。利用者は無料で会話の練習ができる環境となっている（資料8-16【ウェブ】）。</p> <p>その他、PC演習室を、授業で使用していない時間に、学生が自由に使用できるよう開放することで、学生の自主的な学習の促進に寄与している。</p> <p>2023年4月には、学生同士や地域の方との触れ合い、クラブ活動等、学びと憩いの場として活用することを目指して学生会館「アクトス」が開館した。アクトスの2階および3階にはコモンススペースを設置しており、学生の自習や休憩、大学や学生自治会等が開催するイベント等のスペースとして活用される予定である。（資料8-17）</p>	<p><a href="#">資料8-9 総合図書館 フロア案内</a></p> <p><a href="#">資料8-10 ラーニング・コモンス</a></p> <p><a href="#">資料8-11_90Hall</a></p> <p><a href="#">資料8-12 ワーキング・コモンス</a></p> <p><a href="#">資料8-13 クリエイトセンター</a></p> <p><a href="#">資料8-14 教職課程演習室</a></p> <p><a href="#">資料8-15 学習支援センター</a></p> <p><a href="#">資料8-16 ランゲージ・カフェ</a></p> <p><a href="#">資料8-17_学生会館使用基準</a></p>
<p>(8-②-1-6)</p> <p>PC演習室については、過去5カ年（2018年度～2022年度）ではコロナ禍前の2018年度および2019年度が最も利用されていた。コロナ禍が始まった2020年度は急激に利用者が減ったが、2021年度、2022年度と再度利用者が増えているが、コロナ禍前ほどではない。また、毎年度本館4階（0401）や16号館4階（16418）の利用者数の多く、12号館4階（12403）の利用者数が少ない傾向にあるなど、教室により利用状況が大きく異なっている。年間を通した傾向としては、コロナ禍前（2018年度、2019年度）は、4月から7月頃までが最も頻繁に利用され、夏期間である8月が最も利用者が少ない。その後、10月から1月にかけて再度利用者数が増加し、2月、3月に利用者数が少なくなる。ただし、コロナ禍（2020年度、2021年度）はこの傾向がなく、年間を通して少ない利用者数となっている（資料8-18）。</p> <p>90Hallについては、運用基準や規程が整備されていないため、学生の使用規則が曖昧となっている。また、学生の利用者数に関するデータは把握していないため、活用状況は不明となっている。</p> <p>ワーキング・コモンスについては、就職支援課が企画・実施するイベントなどに定期的に活用されている（資料8-19）。そのほか、2023年4月には機械工学科での新入生ガイダンスや、2022年および2023年の1月に建築・環境デザイン学科の卒業制作展示会などで利用されているが、授業以外で学生が自主学習やグループワークに活用している実態を十分に確認することができていない。</p> <p>クリエイトセンターの年間利用登録者数については、コロナ禍前までは400～500名程度であったが、2020年度および2021年度は大きく利用登録者数が減少した。2022年度は、開館時間を延長したことや、新たな設備・ソフトウェアの導入によりものづくりメニューが拡大したこと、教員による学生に対する利用の呼びかけなど複合的要因によりコロナ禍前までと同程度まで利用登録者数が増加した（資料8-20）。</p> <p>ラーニング・コモンスについては、コロナ禍前までは年間3万人以上の来室者数であったが、コロナ禍を契機に来室者数が大幅に減少し、2022年度は3千人程度であった。例年来室者の最も多い時間帯は12：00～13：00であり、その後15：00頃まで多くの来室がある（資料8-21）。2022年度は、複数人で会話をしながら学習をする利用者が多く、学内におけるグループ学習の場として確立していると思われる。また、PCを使用する学習や就職面談の場としても活用され、徐々にコロナ禍前の活用状況に戻りつつある。ただし、スマホゲームに没頭する学生や、大声を出す学生も目立つようになっており、そういった学生についてはカウンタースタッフによる巡回や他の部屋へ移動させることで対処している。</p> <p>ランゲージ・カフェについては、コロナ禍前の2018年度は1,480名、2019年度は1,168名の利用人数であったが、コロナ禍の2020年度は144名、2021年度は416名の利用人数であった。2022年度は688名と徐々に利用者数が戻っている。学習する言語は英語が最も多く、次いで中国語や日本語が多い（2022年度）。なお、例年国際学科の学生の利用率が最も高い。今後も、学生の外国語運用能力の向上を支援していく場として積極的に周知していく必要がある（資料8-22）。</p> <p>学習支援センターについては、コロナ禍前の2018年度は1,858名、2019年度は2,179名の利用人数であったが、コロナ禍の2020年度は193名、2021年度は514名の利用人数であった。2022年度は1,636名と徐々に利用者数が戻っている。学習支援を行う科目は、数学、物理、英語、日本語が例年多くなっており、簿記は少ない傾向にある。また、例年経営学部、経済学部、工学部の学生が多く利用している。今後は、精神的な悩みを抱えている学生にも対応できるよう、コミュニケーションラウンジや学生相談室等と連携して学習支援環境を作っていく必要があるのと同時に、より多くの学生に対してセンターの周知を行っていく必要がある（資料8-23）。</p>	<p>資料8-18_PC演習室利用状況</p> <p>資料8-19_ワーキングコモンス利用人数</p> <p>資料8-20_クリエイトセンター年間利用登録者数の推移</p> <p>資料8-21_ラーニング・コモンス利用実績</p> <p>資料8-22_2022年度ランゲージ・カフェ懇話会資料</p> <p>資料8-23_学習支援センター懇話会資料</p>



<p>(8-②-1-7)</p> <p>LMS (WebClass) については、コロナ禍後に教員と学生の利用率が急激に増加し、2022年度は88.7%の利用率となっている (資料8-24,25)。</p>	<p>資料8-24_LMS (WebClass) 利用率 資料8-25_WebClass利用状況</p>
<p>(8-②-2)</p> <p>本学は、「情報ネットワーク利用者に対する情報倫理規程」を定め、情報倫理の確立に努めている。この規程の中で、情報ネットワーク利用者が良識的行動規範を持って臨めるよう、情報倫理の基準を定め、また基準違反行為に対する措置を明確にしている。</p> <p>また、令和元(2019)年12月には、学園全体のセキュリティポリシーである「学校法人大阪産業大学情報管理基本方針」を制定した。同時に、これに基づく「学校法人大阪産業大学情報管理基本規程」および「学校法人大阪産業大学セキュリティ対策基準」も制定し、教育・研究活動および校務の運営において利用する情報資産を保護し、適正かつ効率的な活用を実現するためのルールを学園全体で規定した。令和2年度はこれに基づき、情報科学センター関連の諸規程を改正し、「情報ネットワーク利用者に対する情報倫理規程」も令和3年2月1日に改正規定が施行されている (資料8-26)。</p> <p>この他の取り組みとして、学生に対しては、入学直後に新入生全員を対象としたICTリテラシガイダンスを実施し、情報倫理について理解を促している。ガイダンス実施後にはICTリテラシに関するアンケートを実施し、学生のICT利用環境や理解状況を把握している (資料8-27)。この新入生向けのICTリテラシに関するアンケート結果については、研究会、情報科学センター運営委員会および教授会にて報告され、学生の指導等に活かされている。</p> <p>教職員に対しては、毎年「ソフトウェアの適正利用等に関する点検」を実施し、著作権法の遵守について注意喚起と啓蒙を兼ねた調査を行っている (資料8-28)。</p>	<p>資料8-26_情報ネットワーク利用者に対する情報倫理規定 資料8-27 ICTリテラシアンケート結果について 資料8-28_ソフトウェア適正利用等に関する点検結果について (報告文書)</p>

## 大学基準8 教育研究等環境

8-③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

点検・評価項目	評価
(8-③-1-1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備	C
(8-③-1-2) 図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備	A
(8-③-1-3) 図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応	A
(8-③-1-4) 図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備	A
(8-③-2) 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置	C
<p>（評価の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
<p>(8-③-1-1)</p> <p>本学では、「大阪産業大学総合図書館資料収集方針」に基づき、体系的な本学蔵書の充実を図っている（資料8-29）。具体的な取り組みとして、「学部別選定図書」の制度を設け、各学部の教育ニーズを反映しながら蔵書を充実させているほか、リクエスト制度および「学生選書モニター」により、学生のニーズへの対応も行っている（資料8-30【ウェブ】）。</p> <p>量的整備状況は、令和5（2023）年5月時点で、蔵書595,661冊、所蔵雑誌1,734種となっている（資料8-31【ウェブ】）。電子書籍類も1,084冊に留まっている。データ入手可能な令和3（2021）年度末時点で比較すると、本学（学生数7,824人）の587,348冊・1,735種はともに関西地区学生数上位25私立大学（平均学生数13,229人）の平均値1,147,711冊・13,056種を大きく下回っていた（資料8-32）。多額の予算が必要であることから、現時点で平均値に近づける見通しは全くたっていない。</p>	<p>資料8-29_大阪産業大学総合図書館資料収集方針</p> <p><a href="#">資料8-30_学生選書モニター</a></p> <p><a href="#">資料8-31_図書館統計</a></p> <p>資料8-32_令和3年度関西地区私立大学図書館統計</p>
<p>(8-③-1-2)</p> <p>以下のとおり、現状において学術情報相互提供システムの整備は適切になされている。</p> <p>(1) 国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）に参加し、図書館利用者に提供するとともに、他館資料の目録、所在情報を提供している（資料8-33【ウェブ】）。また、他館に本学所蔵資料の情報を、洋書の一部を除いて提供している。今後さらなる情報提供をするため、本学の目録整備を進めている。</p> <p>(2) 国立情報学研究所（NII）の図書館相互貸借のサービスであるNACSIS-ILLサービスに参加しており、図書の貸借、文献複写の受付、依頼のサービスを実施している。また、相互利用の申込にあたっては、レファレンスカウンターを設けており、さらに電子メールや図書館システムのMyLibrary機能を利用して、オンラインからも申し込むことができるよう、利用者の利便性の向上を図っている（資料8-34【ウェブ】、35）。</p>	<p><a href="#">資料8-33_データベース</a></p> <p><a href="#">資料8-34_レファレンス・相互利用</a></p> <p>資料8-35_MyLibrary</p>
<p>(8-③-1-3)</p> <p>本学では、目的の図書や雑誌が図書館にあるか検索できるよう、OPAC（蔵書検索）を導入している（資料8-36）。OPACは、図書館専用端末やWebサイトから利用することができる。また、学生が学術情報へのアクセスを円滑に行うことができるよう、文献検索ガイダンス、ゼミ・研究室向けガイダンスを積極的に実施している。</p>	<p>資料8-36_OPAC（蔵書検索システム）</p>

<p>(8-③-1-4)</p> <p>総合図書館の座席数は、令和5（2023）年5月1日時点で、学生収容定員7,958名に対して927席（ラーニング・コモンズ含む）であり、10%以上の座席数を確保している。また、令和4（2022）年度の年間開館日数は278日であり、文部科学省の「令和4年度学術情報基盤実態調査報告」における国公立大学の年間開館日数平均の253日、私立大学平均の247日を上回っている（資料8-37）。これまで総合図書館は、開館時間を通常9：00～21：40としていたが、大学全体で夜間の緊急時対応の仕組みが整っていないことから、現在は9：00～18：00までとしている（資料8-38【ウェブ】）。</p> <p>なお、現時点では大きな問題はないものの、建物がかなり老朽化しているため、内装や什器類の入れ替えを含め、早期に改修を検討する必要がある。</p>	<p>資料8-37_2022年度総合図書館開館日程表</p> <p><a href="#">資料8-38 開館時間・利用対象者</a></p>
<p>(8-③-2)</p> <p>本学では、図書館または学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者として、令和5（2023）年5月1日時点で、司書12名を配している（資料8-32）。ただし、職員数は、大学規模や蔵書数から見ても、同規模校と比較して異常に少ない状況である。</p>	<p>資料8-32_令和3年度関西地区私立大学図書館統計（再掲）</p>

## 大学基準8 教育研究等環境

8-④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

点検・評価項目	評価
(8-④-1-1) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示	A
(8-④-1-2) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・研究費の適切な支給	A
(8-④-1-3) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・外部資金獲得のための支援	A
(8-④-1-4) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等	A
(8-④-1-5) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・リサーチ・アシスタント（R A）等の研究活動を支援する体制	B
(8-④-1-6) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・リサーチ・アシスタント（R A）等の活用状況（※新規追加項目）	B
(8-④-1-7) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・ティーチング・アシスタント（T A）、スチューデント・アシスタント（S A）等の教育活動を支援する体制	A
(8-④-1-8) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・ティーチング・アシスタント（T A）、スチューデント・アシスタント（S A）等の活用状況（※新規追加項目）	A
(8-④-1-9) 教育研究活動を促進させるための条件の整備 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制	A
（評価の解説） S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	

現状説明	根拠資料
<p>(8-④-1-1)</p> <p>本学は、研究に関する方針を定め、Webサイトで以下のとおり公表している（資料8-39【ウェブ】）。</p> <p>本学では、建学の精神に基づき、教育理念を実現するための活動のみならず、持続可能で豊かな社会、国際社会の平和、人類の福祉や地球環境の保全に寄与する知の成果を得るための研究を行います。この研究の成果を研究論文、著書、知的財産などに取りまとめて公表し、社会への貢献と教育への還元につなげます。また、本学はすべての武器・防衛装備品の開発に関する研究、およびこれらへの転用を目的とする研究は行いません。</p> <p>本学は、この方針に基づき、教育研究活動を促進するための条件を整備し、教育研究活動の促進を図っている。</p>	<p><a href="#">資料8-39_研究に関する方針</a></p>
<p>(8-④-1-2)</p> <p>本学の研究費は、「教育職員研究補助費」（以下、個人研究費）、「学内研究組織」に係る研究費、「学会旅費」の3系統に分かれている。「個人研究費」および「学内研究組織」に係る研究費は産業研究所事務室が管理し、「学会旅費」は庶務課が管理している。</p> <p>個人研究費は、専任教員およびそれに準ずる特任教員の研究活動を支援するための研究費として支給している。個人研究費については、「大阪産業大学教育職員研究補助費支給規程」に詳細を定めている（資料8-40）。個人研究費は、専任教員に対して年額44万円、専任教員に準ずる特任教員に対して年額22万円を配分している。専任教員が予算を執行する場合には、その都度、請求書または立替払理由書兼支払請求書とともに、研究費支出申込書の提出を義務付けている。また、年度末までに研究経過・成果報告書、研究費使途報告書および次年度の研究計画書の提出も義務付けており、2020年度の報告書の提出率は95%、2021年度は100%、2022年度は99.5%となっている。</p> <p>「学内研究組織」に係る研究費は、学内における競争的研究費である。この研究費は、「大阪産業大学産業研究所規程」に定める「学内研究組織」に対して配分する（資料8-41）。</p> <p>学内研究組織に関する詳細は、別に定める「産業研究所学内研究組織に関する内規」に規定している（資料8-42）。学内研究組織は、「研究助成事業」と「採択者支援事業」に大別される。「研究助成事業」は、当該年度の科学研究費助成事業（以下、科研費）に研究代表者として申請している専任教員（または専任教員に準ずる特任教員）が、産業研究所への申請により設置することのできる学内研究組織である。一方、「採択者支援事業」は、当該年度の科研費の課題を、研究代表者として有している専任教員（または専任教員に準ずる特任教員）が、産業研究所への申請により設置することのできる学内研究組織である。いずれの研究組織も、単独あるいは複数の教員により構成することができる。すべての研究組織には、主任研究員（科研費における研究代表者）を置き、そのうち複数の教員で構成する研究組織には、分担研究員（科研費における分担研究者）を置く。なお、限られた財源でできるだけ多くの研究者を支援できるようにするため、1名の教員が複数の学内研究組織に所属することはできない。研究費の配分対象となる科研費の研究種目や、予算の上限は、年度ごとに作成する「学内研究組織設置申請要領」に定めている（資料8-43）。学内研究組織の研究期限は1年とし、学内研究組織には、その研究の成果を、研究期限の翌年までに「産業研究所所報」で報告することを課している（資料8-44【ウェブ】）。</p> <p>学会旅費は、学会出張に係る旅費として、専任教員に対して年額22万円、専任教員に準ずる特任教員に対して年額11万円をそれぞれ配分している。さらに、学会において研究発表する者については、年1回5万円を限度として別に支給している（資料8-45）。</p> <p>以上のとおり、本学は各種規程に基づいた研究費の適切な支給を行っているといえる。</p>	<p>資料8-40_大阪産業大学教育職員研究補助費支給規程</p> <p>資料8-41_大阪産業大学産業研究所規程</p> <p>資料8-42_産業研究所学内研究組織に関する内規</p> <p>資料8-43_学内研究組織設置申請要領</p> <p><a href="#">資料8-44_産業研究所所報</a></p> <p>資料8-45_学校法人大阪産業大学旅費規程</p>
<p>(8-④-1-3)</p> <p>学内研究組織の設置申請は、科研費への応募を前提としている。これにより、本学は外部研究資金獲得に向けた教員の意識向上を図っている。</p> <p>また、産業研究所事務室では、科研費獲得支援のための方策として、以下のような取り組みを実施している。</p> <p>(1) 産業研究所事務室にリサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置</p> <p>(2) 外部業者による科研費申請書類の添削支援</p> <p>(3) 各学部学科事務室への科研費申請書類作成に関する参考書等の設置</p> <p>(4) 学内で過去に採択された科研費に関する応募書類閲覧サービス</p> <p>(5) 科研費の採択や審査員の経験がある学内のURA（リサーチアドミニストレーター）および教員によるセミナーの開催（2023年6・7月開催）（資料8-46）</p> <p>(6) 日本学術振興会の担当者による科研費に係る審査や制度等に関する学内説明会の開催（2023年6月開催）（資料8-47）</p> <p>(7) 本学webサイト上に 科研費応募支援特設ページを設置（現在作成中）</p> <p>ただし、支援方法については検討を重ね、更なる教員の意識向上を図る。</p>	<p>資料8-46_学生講師による科研費セミナー</p> <p>資料8-47_日本学術振興会による科研費説明会（科学研究費助成事業について）</p>
<p>(8-④-1-4)</p> <p>本学は、専任教員である全ての教授、准教授、講師、助手に対して個人の研究室を整備している。</p> <p>また、「大阪産業大学海外留学および海外出張規程」および「大阪産業大学国内留学規程」を定めており、教育職員が研究に専念することができる制度を設けている（資料8-48,49）。また、「大阪産業大学学会海外留学費補助金規程」では、海外留学生に対する補助金の支給について定めている（資料8-50）。</p> <p>なお、専任教員が補助金の支給を受けるには、成果報告として「大阪産業大学学会報」に留学記を寄稿することなどが必要となる。</p> <p>以上のとおり、本学は研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等を適切に行っている。</p>	<p>資料8-48_大阪産業大学海外留学および海外出張規程</p> <p>資料8-49_大阪産業大学国内留学規程</p> <p>資料8-50_大阪産業大学学会海外留学費補助金規程</p>

<p>(8-④-1-5)</p> <p>本学は、「大阪産業大学リサーチ・アシスタント（RA）に関する規程」を定めている（資料8-51）。</p> <p>これにより、大学院研究科、研究所等の研究支援体制の充実を図るとともに、本学大学院博士後期課程の院生が研究補助者として従事することができ、院生自身の研究遂行能力の育成にも繋がる。</p> <p>本学はリサーチ・アシスタント（RA）等の研究活動を支援する体制を整備しているが、活用できていないため、対策が必要である。</p>	<p>資料8-51_大阪産業大学リサーチ・アシスタント (RA)に関する規程</p>
<p>(8-④-1-6)</p> <p>前述によりRAに関する規程が制定されているものの、近年における使用実績が乏しい状況である。当該規程の対象となる本学大学院博士後期課程に在籍する人数は少ない。現在、庶務課管轄の規程であるが、研究活動の中心的な役割を担っている産業研究所事務室へ規程を移管するとともに、研究補助者として従事するための学内研究支援体制に合致した規程とする必要がある。</p>	
<p>(8-④-1-7)</p> <p>本学では、教員の教育研究活動を支援するため、TA または SA を採用している。TA については、「大阪産業大学ティーチングアシスタント（TA）に関する規程」を定めており、本学大学院生が TA として学部学生の実験、実習および演習等の授業を補助することにより、教育効果の向上を図るとともに、本学大学院生自身の資質の向上にも寄与している（資料8-52）。</p> <p>また、SA については、「大阪産業大学授業補助に係るスチューデントアシスタント（授業 SA）に関する規程」を定めており、本学の学部学生が授業を担当する教員の指示に従い、本学学部学生に対する実験、実習および演習等の授業を補助することにより、学部学生への教育効果の向上と、授業 SA を務める本学学部学生自身の資質の向上を図っている（資料8-53）。</p> <p>以上のとおり、本学はティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）等の教育活動を支援する体制を適切に整備している。</p>	<p>資料8-52_大阪産業大学ティーチングアシスタント (TA)に関する規程</p> <p>資料8-53_大阪産業大学授業補助に係るスチューデントアシスタント (授業 SA) に関する規程</p>
<p>(8-④-1-8)</p> <p>TAの採用に関しては、例年11月の教務委員会で連絡が行われ、その後各学科から提出された採用計画を教務課が取り纏めて庶務課へ提出している（資料8-54～56）。</p> <p>一部の学部学科が大学院生（TA）を配置できない場合は、他研究科からの応援や対象科目を管轄する学部学生（授業 SA）に委ねることもある。</p> <p>全体を通して、本学はTAまたは授業SAの教育活動を支援できている。</p> <p>なお、TAの採用は、例年理系学科で多い傾向にあり、特に情報システム学科、都市創造工学科、電気電子情報工学科における担当時間数が多くなっている（資料8-56）。</p>	<p>資料8-54_「TA・非常勤助手 採用申請書」の作成について（依頼）</p> <p>資料8-55_TA・非常勤助手採用申請書</p> <p>資料8-56_2023(令和5)年度TA（ティーチングアシスタント）採用計画</p>
<p>(8-④-1-9)</p> <p>各学期の開始直前に、オンライン授業実施に係る技術的な支援を目的とした説明会を実施している。さらに、授業期間中においては、ハイブリッドサポーター（学生スタッフ）を本館3階の教室に常駐させ、日々の技術的な相談への対応や、緊急時のトラブル対応を行っている。</p> <p>情報科学センターではオンライン授業に利用するネットワークインフラやWebClass等ツールの維持・運用を行っており、それぞれの専門メンバーが教員の技術支援を行っている（資料8-57）。</p>	<p>資料8-57_令和5年度情報科学センター組織図</p>



## 大学基準8 教育研究等環境

8-⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

点検・評価項目	評価
(8-⑤-1-1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・ 規程の整備	A
(8-⑤-1-2) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）	A
(8-⑤-1-3) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備	B
(評価の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）	
A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）	
B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）	
C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
<p>(8-⑤-1-1) 本学では以下の規程を整備することで、研究倫理の遵守に必要な措置を講じている。</p> <p>&lt;大阪産業大学研究倫理規程&gt;（資料8-58） 研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規程に関し必要な事項を定め、もって本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的としている。</p> <p>&lt;大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程&gt;（資料8-59） 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）に基づき、研究費の取り扱いに係る不正を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的としている。</p> <p>&lt;大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程&gt;（資料8-60） 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、研究活動に係る不正行為を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的としている。</p> <p>&lt;大阪産業大学研究倫理委員会規程&gt;（資料8-61） 「大阪産業大学研究倫理規程」第18条に定める研究倫理委員会について必要な事項を定めている。</p> <p>&lt;大阪産業大学「人を対象とする研究」倫理規程&gt;（資料8-62） 人を対象とする研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規程および研究実施の手続きに関する事項について定めている。</p> <p>また、研究費の不正使用防止対策の基本方針、行動規範、不正防止計画等については、大学のWebサイトで公表している（資料8-63【ウェブ】）。</p> <p>なお、文部科学省の研究倫理や研究活動の不正防止に関する方針等に変更があれば、研究倫理委員会にて前述規程の見直しを図っている。</p>	<p>資料8-58_大阪産業大学研究倫理規程 資料8-59_大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程 資料8-60_大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程 資料8-61_大阪産業大学研究倫理委員会規程 資料8-62_大阪産業大学「人を対象とする研究」倫理規程 <a href="#">資料8-63_研究・社会連携</a></p>



<p>(8-⑤-1-2)</p> <p>コンプライアンスや研究倫理に関する教育については、「大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程」および「大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程」で定めている（資料8-59,60）。</p> <p>&lt;研究倫理・コンプライアンス教育&gt;</p> <p>研究倫理教育及びコンプライアンス教育を兼ねて、主に専任教育職員および競争的研究費等の管理・運営に携わる事務職員を対象とした教育を実施している。2021年度はAPRIN eラーニングプログラムを実施し、2022年度で研修会（動画視聴・理解度確認テスト）を実施している（資料8-64）。2023年度はAPRIN eラーニングプログラムを実施する予定である。なお、各部署長より未受講者に対して受講を適宜促すことで、すべての対象者（休業等によりやむをえず受講できない場合を除く）が受講を完了している。</p> <p>&lt;研究倫理教育&gt;</p> <p>各学部等独自で教員と学生に対する研究倫理教育を計画・実施を行っている。研究倫理委員会において実施状況や実施計画を共有することで、教育の向上を図っている。また、『科学の健全な発展のために』（日本学術振興会編集）を全教育職員に配付し、教育職員による学生への研究倫理教育の推進も図っている。</p> <p>また、その他の取り組みとして、科研費に携わる教育職員に対して毎年度科研費費予算執行説明会の開催（COVID-19流行下においては、資料配布）や不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るための啓発活動として、全教職員への不正事例の紹介等のメール配信、リーフレット配布、ポスター掲示を実施している（資料8-65）。</p> <p>以上のとおり、本学は様々な取り組みを定期的にも実施することで、不正を防止することに努めている。</p>	<p>資料8-59_大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程（再掲）</p> <p>資料8-60_大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程（再掲）</p> <p>資料8-64_2022年度「研究倫理・コンプライアンス研修」の受講について</p> <p>2022/12/16</p> <p>資料8-65_科研費の執行について</p>
<p>(8-⑤-1-3)</p> <p>研究倫理に関する学内機関については、大阪産業大学研究倫理規程に基づき「研究倫理委員会」を設置している（資料8-61）。研究倫理委員会では、研究費の不正使用防止に関する事項や研究活動に係る不正行為防止に関する事項を主に掌っている。</p> <p>その他、研究倫理に係る事項について以下の委員会を設けている。</p> <p>&lt;人を対象とする研究倫理審査委員会&gt;（資料8-62）</p> <p>人を対象とする研究に係る研究計画の審査を行う。</p> <p>&lt;利益相反マネジメント委員会&gt;（資料8-66）</p> <p>職員の利益相反の状態を審査し、適切な管理措置について検討する。</p> <p>&lt;安全保障輸出管理委員会&gt;（資料8-67）</p> <p>輸出管理に関して、該非判定および取引審査の審議等がされている。</p>	<p>資料8-61_大阪産業大学研究倫理規程（再掲）</p> <p>資料8-62_大阪産業大学「人を対象とする研究」倫理規程（再掲）</p> <p>資料8-66_大阪産業大学利益相反マネジメント規程</p> <p>資料8-67_大阪産業大学安全保障輸出管理規程</p>

## 大学基準8 教育研究等環境

8-⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評価
(8-⑥-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	A
(8-⑥-2) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
（評価の解説） S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが不明）	
現状説明	根拠資料
(8-⑥-1) 教育研究等環境の適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会教育研究等環境部会において点検・評価を行う。自己点検・評価委員会教育研究等環境部会による点検・評価は、庶務課、教務課、情報科学センター事務室、総合図書館事務室および産業研究所事務室が、各組織における教育研究等環境の適切性について行った点検・評価結果を活用し、全学的な見地から行う。以上のように、本学では教育研究等環境の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。	
(8-⑥-2) 自己点検・評価結果は、9月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示を行う。以上のように、本学では教育研究等環境の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。	

## 大学基準8 教育研究等環境

### 長所・特色

なし

### 問題点

本学の総合図書館においては、学生一人当たりの図書の蔵書数が私立大学平均値に比して低い水準となっていることから、大学規模に見合う蔵書数を確保するための予算措置を行うことが求められる。第二期中期事業計画（2022年度～2024年度）においては、雑誌の受入種数の増加を段階的に行っていくことを計画している。また、総合図書館の職員は同規模校と比較して非常に少ない状態にある。

### 全体のまとめ

本学は、教育研究等環境に関する方針を定め、学生の学習や教員の教育研究活動のための適切な環境整備に努めている。

キャンパスに関しては、法令に照らし十分な校地・校舎の下、教室や実験室等を適切に整備している。また、近年ではラーニング・コモンズやワーキング・コモンズなど、学生の主体的な学びを促進するための学習スペースの整備に努めている。さらに、教育環境のICT化を推進するため、無線LANネットワークの整備も積極的に進めてきた。

教員の研究活動を支援するための環境や条件の整備については、研究費の支給や研究室の整備、RAやTAなどによる教育支援体制の整備等、多面的に行っている。また、科研費の応募・採択を促進するため、研修会の実施や申請書類の添削支援、URAの配置など様々な取り組みを行っている。さらに、研究費の適切な執行や研究不正防止のための必要諸規程を整備するとともに、それに基づくコンプライアンス教育や研究倫理教育を積極的に実施している。

以上のように、本学は教育研究等環境を概ね適切に整備している。さらに、現在は学園創立100周年に向けた長期展望である「Vision100」の下、キャンパス整備計画を推進しており、現在は東キャンパスへの18号館の建設を進めている。これにより、教育研究環境のより一層の充実が期待できる。

ただし、総合図書館の蔵書数や職員の不足等、今後に向けた課題も残っており、今後検討を進めていく必要がある。

## 大学基準9 社会連携・社会貢献

9-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

点検・評価項目	評価
(9-①-1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示 (評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	A
現状説明	根拠資料
(9-①-1) 本学は、大阪産業大学社会連携ポリシーを定め、Webサイトで公表している(資料9-1【ウェブ】)。 本学は、日本有数の製造業集積地である大阪府東部にキャンパスを構えている。その立地特性を活かし、地域の企業との製品開発・共同研究等を積極的に行うことで、商品開発、特許など知的財産の創出と社会への還元を努めている。また、地元である大東市および近隣地域の住民や企業で働く人々に対し、生涯学習やリカレント教育の場を提供することで、地域の振興にも貢献している。さらに、実学教育を標榜する本学の特色を活かし、地域連携・地域振興に係る活動に学生を参加させることで、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を図っている。本学では、以上のような活動を、社会連携・社会貢献に係る取り組みと位置づけ、社会連携ポリシーとして示している。これは、大学基準1で示した大学や大学院の目的とも合致するものとなっており、適切な方針であるといえる。 また、大学の社会的信頼を確保するとともに、職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境の整備を目的に「大阪産業大学利益相反ポリシー」を定めている(資料9-2)。さらに、このポリシーに基づいて「大阪産業大学利益相反マネジメント規程」を定めている(資料9-3)。これらの規程およびポリシーについても、Webサイトで公表している(資料9-4【ウェブ】)。	<a href="#">資料9-1 大阪産業大学社会連携ポリシー</a> <a href="#">資料9-2 大阪産業大学利益相反ポリシー</a> <a href="#">資料9-3 大阪産業大学利益相反マネジメント規程</a> <a href="#">資料9-4 利益相反について</a>

## 大学基準9 社会連携・社会貢献

9-② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

点検・評価項目	評定
(9-②-1) 学外組織との適切な連携体制	B
(9-②-2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進	A
(9-②-3) 地域交流事業への参加	A
(9-②-4) 国際交流事業への参加	A
(評定の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(9-②-1) <p>本学は、社会連携・社会貢献に係る取り組みを推進するため、社会連携・研究推進センター産業研究所事務室が中心となって、地元の自治体や商工会議所をはじめとした学外組織との連携体制の整備を進めている。</p> <p>産業界との連携に係る取り組みに関しては、地元である大東市や隣接する東大阪市の商工会議所等と連携し、企業からもたらされるニーズと、本学の研究シーズのマッチングに係る業務を産業研究所事務室が行っている。具体的には、外部の展示会やシーズ発表会への研究成果の出展、本学の研究シーズ集の発刊、本学教員への企業ニーズの紹介などが挙げられる(資料9-5,6)。また、産業界との連携によって創出される知的財産の保護とその適切な活用を図るため、産学連携コーディネーターを1名雇用している。</p> <p>地域貢献・地域振興に関しては、地元自治体である大東市や近隣自治体である東大阪市との包括協定、大東市、大東商工会議所および本学の三者による「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」などをはじめ、地元および近隣の自治体や企業との連携協定に基づく様々な取り組みを展開している(資料9-7~9)。各取り組みの詳細は後述するが、本学はこれらの協定に基づき、日々の教育研究活動により培ったノウハウや人材を地域社会に提供することで、地域における知の拠点としての役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、担当する人員が不足しており、積極的な社会連携の対応ができていない。</p>	<p>資料9-5_令和4年度展示会・シーズ発表会スケジュール(産業研究所事務室所管の展示会)</p> <p>資料9-6_大阪産業大学 研究シーズ集</p> <p>資料9-7_大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定</p> <p>資料9-8_大東市と大阪産業大学との連携に関する包括協定書</p> <p>資料9-9_東大阪市と大阪産業大学との連携・協力に関する包括協定書</p>

<p>(9-②-2)</p> <p>社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進について、本学では以下のような取り組みを行っている。</p> <p>○展示会の出展と研究シーズ発表会の参加</p> <p>産業研究所事務室では社会連携による共同研究・受託研究等の連携研究を、研究分野を問わず積極的に推進している。また創出された研究成果（知的財産）を産業界へ積極的に技術移転することを目指して、2022年度は12件の展示会等に参加した。特に5月に東京ビックサイトで開催された「2022 NEW環境展」では、コロナ禍ながら3日間で6万人が来場され、本学の研究や取組を広く周知できた（資料9-10）。</p> <p>○「大東企業 いいね！探しプロジェクト」</p> <p>「大東企業 いいね！探しプロジェクト」は、だいたい産業活性化協議会（大東市、大東商工会議所および本学の三者による協議会）の1つのプロジェクトとして、大東市内の企業のご協力のもと、大阪産業大学経営学部経営学科矢寺ゼミナールの学生を中心に行われている。このプロジェクトをとおして、大阪産業大学の学生の地元企業についての認識を高めるとともに、調査協力企業に対しては、学生が企業のどのような所に魅力を感じているのかを明らかにすることによって、自社の良いところを再確認し、さらに大東市内の企業の新規雇用促進に繋げることを目的としている。</p> <p>COVID-19の影響により多くのイベント等が中止する中、大東市内企業の協力もあり、2022年度の報告会および報告書の作成をはじめ、2023年度の活動も予定している（資料9-11）。</p> <p>○東大阪産業展実行委員会</p> <p>東大阪市と大阪産業大学との連携・協力に関する包括協定を締結していることから、東大阪商工会議所や市内の企業等と連携し、毎年1名の産業研究所事務室事務員が実行委員となり、東大阪産業展実行委員会に参加している。毎年11月頃には東大阪産業展「テクノメッセ東大阪」がマイドームおおさかにて開催され、本学からも教員の研究シーズを出展することで、研究成果の発表と企業等との連携を強化している（資料9-12）。</p> <p>○DAITO DOUKI CAMPUS</p> <p>「DAITO DOUKI CAMPUS」は、大東市、大東商工会議所および本学の三者による連携のもと、2021年度に開始したプロジェクトである。</p> <p>このプロジェクトの「基本カリキュラム」では、「合同入社式」、グループワークを中心とした「新入社員研修」、仕事に必要な主体性とリーダーシップを学ぶ「3か月研修」、その後、1年間を振り返り、主体的に行動できる社会人を目指す「1年後研修」を実施している。「ものづくり企業専門カリキュラム」では、専門的な教育プログラムを年に3回実施し、大東市内企業の社員が共に学ぶことのできる場を提供することで、企業や業種を超えた社外同期による仲間づくりを促し、各企業における職場定着を支援するとともに、困難に向き合い、やりがいをもって成長することができる社員を育てることを目的としている（資料9-13【ウェブ】）。2022年度は本学学園の新入職員も5名、参加している。</p> <p>本学は入社式時に手渡す記念品の準備をはじめ、両カリキュラムにおいて講師を派遣するなど本プロジェクトの実施に貢献している（資料9-14）。</p> <p>なお、本取り組みは、既出の「市内企業人材育成カリキュラムの実施に関する協議書」に基づいて行われている。</p>	<p>資料9-10_令和4年度展示会・シーズ発表会スケジュール（産業研究所事務室所管の展示会）</p> <p>資料9-11_2022年度いいね探しプロジェクト報告書</p> <p>資料9-12_テクノメッセ東大阪2022 ガイドブック</p> <p><a href="#">資料9-13_DAITO DOUKI CAMPUS</a></p> <p>資料9-14_DAITO DOUKI CAMPUS チラシ</p>
---	---

<p>(9-②-3)</p> <p>本学では、地域交流については産業研究所事務室が中心となって、以下に挙げるような事業や取り組みを行っている。</p> <p>○市民講座</p> <p>本学は、教育・研究の成果を地域に還元し、生涯学習の場を提供する事を目的として、近隣住民を対象に無償で参加できる市民講座を開講している。講座では、スポーツ、工学、環境、国際など、本学の特色を活かした様々な分野を扱い、今後の日本のあり方や、生活における身近な疑問の解消など、多くの地域住民が学びやすい内容としている（資料9-15）。</p> <p>2022年度は3年振りに16講座を開講し、申込者数1,265名、延べ参加者は799名であった(資料9-16)。2023年度は12講座を開講し、申込者906名、延べ参加者は595名であった(資料9-17)。</p> <p>○大東市イルミネーションイベント実行委員会</p> <p>大東市長が顧問を務め、大東市産業・文化部観光振興課が事務局を務める、大東市イルミネーションイベント実行委員会の事業推進グループに、産業研究所事務室事務員2名が毎年、実行委員として参加している。企画提案事業として、点灯式へ本学の文化会吹奏楽部の派遣や当企画提案の実績報告を管理している。また、実行委員は点灯式においても市民の誘導や吹奏楽部の補助を行っている。2022年度の点灯式イベントは感染症対策も緩和されたなかで実施され、多くの市民にイベントや吹奏楽部の演奏を楽しんでいただけた（資料9-18）。</p> <p>○大東シニア総合大学</p> <p>地元大東市のシニア層の学びや活動の場を提供することを目的に、大東市と本学が連携して「大東シニア総合大学」を開校している（なお、大東シニア総合大学は学校教育法上の大学ではない）。大東シニア総合大学は、大東市長が学長を務め、本学の学長が副学長を務めている。大東シニア総合大学には、環境学部、観光学部および健康学部の3学部を設けており、それぞれの学部で本学教員が講義、実習、フィールドワークなどによる多様な授業を展開している（資料9-19【ウェブ】）。</p> <p>なお、2020年度および2021年度は、COVID-19の影響により活動中止となったが、2022年度は3年振りに開催した。2023年3月には、環境学部第13期生15名、観光学部第8期生10名、健康学部第6期生14名の計39名が卒業された（資料9-20【ウェブ】）。2023年度は25名の入学生を迎え、本学の施設も利用して講義が行われる（資料9-21【ウェブ】）。</p> <p>○いきいき大東スポーツクラブ</p> <p>「いきいき大東スポーツクラブ」は、本学の施設である「Wellness2008」内に併設されている総合型地域スポーツクラブである。このクラブは、スポーツの振興、地域の連帯感の涵養、世代間の交流、高齢社会への対応、地域住民の健康・体力の保持増進、地域の教育力の回復等の観点から、新たなまちづくりに貢献することを目的として設立され、加えて、本学のスポーツ健康学部の教員および学生が、スポーツ指導やクラブ運営等を通じてその活動に参画している（資料9-22【ウェブ】）。</p> <p>COVID-19影響を受けた2020年度は約半年間に渡って閉鎖を余儀なくされ、「NPO法人いきいき大東スポーツクラブにおけるCOVID-19ガイドライン」を策定して再開したが、一部の教室を閉鎖したほか、会員数減少が続くなど、クラブにとっては痛手となってしまった。その後も基本的な感染予防対策を講じながら活動を継続しており、現在、少しずつではあるが会員数も増えてきており、また中止していたイベントも再開させるなど、以前のクラブ活動に戻りつつある。今後はこの経験を、地域住民のスポーツライフにどのように活かしていくかが課題である。</p> <p>○「だいたうのええもん」（大東市の名物紹介冊子）の発行</p> <p>大東市と本学の包括協定に基づく「だいたうのええもんPR事業」において、本学経営学部経営学科の学生が、大東市に縁のある人物、企業や店舗、市内施設および地域の歴史等を紹介するPR冊子「だいたうのええもん」を発行する取り組みを行っている。この取り組みは、2009年度に経営学科の観光ビジネスコースを新設した際、地元である大東市への貢献を目的に開始したものであり、2011年3月に第1号を発行して以来、今日までに計12回冊子を発行している。冊子の発行にあたっては、本学経営学部の学生が取材先の選定、取材、記事の作成までを担当している。2023年度も13号の発行を予定している。なお、経営学科の観光ビジネスコースは、2014年度以降廃止となったが、現在、この取り組みは同学科の経営学コースに引き継がれている。</p>	<p>資料9-15_2022年度市民講座チラシ</p> <p>資料9-16_2022年度市民講座 参加状況表</p> <p>資料9-17_2023年度市民講座チラシ</p> <p>資料9-18_大東スマイルミネーション2022 チラシ</p> <p><a href="#">資料9-19_大東シニア大学</a></p> <p><a href="#">資料9-20_令和4年度大東シニア総合大学卒業式が行われました</a></p> <p><a href="#">資料9-21_令和5年度大東シニア総合大学の入学式が行われました</a></p> <p><a href="#">資料9-22_いきいき大東スポーツクラブ</a></p>
---	--



<p>(9-②-4)</p> <p><b>【留学生フェスティバル】</b>  学内の留学生が、母国の民族音楽や舞踊等を近隣住民の方々に披露するイベントを毎年度実施している。このフェスティバルには、日本人学生や学外の団体も参加し、国籍を超えた学生同士の交流や、地域社会との交流をより一層深めることが期待できる。2020年度から22年度までコロナ禍の影響で中止せざるを得ない状況が続いたが、2023年度は4年ぶりに開催する予定である（資料9-23～25）。</p> <p><b>【留学生舞龍団の地域交流】</b>  大阪産業大学プロジェクト共育の「OSU舞龍団」は、本学留学生と日本人学生で構成され、近隣小学校を始め外部団体からの要請により、あるいは自ら積極的に外部イベントに参加して他地域、他学校との交流を積極的に深めている。中国伝統舞踊の「舞龍」を披露し交流することで、大学と地域社会との交流、留学生と地域住民等との異文化交流の裾野を広げる役割を担っている。また、中国人だけでなく日本人学生の参加も呼び掛けて学生間交流も積極的に取り入れている。国際交流課としても、外部での活動時に道具運搬などで適宜協力している。2020年度から22年度までコロナ禍の影響で学内外ともに演舞を披露する機会に恵まれなかったが、その間も定期的な練習やイメージトレーニングを取り入れて活動を継続したため、大きく空洞化することなく舞龍の精神と技術も引き継がれている。2023年度は、本格的に活動を再開し、夏期期間中には若狭湾青少年自然の家での合宿も予定している（資料9-26,27）。</p> <p><b>【海外協定校の学生に対する日本語研修の実施】</b>  中国・韓国・台湾の協定校で日本語を学ぶ学生を夏期・冬期期間に各々約3週間受け入れて、学内で日本語研修を実施している（資料9-28）。この研修には、日本語学習に加え、研修生に日本人学生が付き添って関西圏を巡るなど、文化研修も取り入れており、語学および日本文化の両面において充実した内容となっている。また、この研修に参加した研修生が、研修後に本学に入学することもある。2020年度から22年度までコロナ禍の影響で中止せざるを得ない状況が続き、2023年度から再開する予定であったが、本研修で学生宿舎として利用してきた本学セミナーハウスが2021年度末で閉館となり、宿舎の確保が担保できないため、2023年度夏季日本語研修は中止することを当該協定校に連絡した（資料9-29）。冬季研修も中止する見込みである。</p> <p><b>【ベトナム交流プログラム】</b>  当プログラムでは、学内で選抜した学生をベトナムに派遣し、ベトナム国家大学ホーチミン市人文社会科学大学の学生との交流をはじめ、現地日系企業や学校施設、名所旧跡を訪問するなど、ベトナム近隣の歴史や文化を理解できるような内容を採り入れている（資料9-30）。2020年度から22年度までコロナ禍の影響で中止せざるを得ない状況が続いたが、2023年度は4年ぶりに開催する予定である。</p> <p><b>【COVID-19への対応・対策あるいは新規入国留学生への対応】</b></p> <p>○新入留学生の入国時のサポート  コロナ感染予防のために、新規入国者に課せられた8泊間の待機期間などの入国制限に対して、大学として2021年度海外からの新入生に入国後の移動手段（専用タクシー）および滞在施設（ホテル）を手配できるよう予算計上した（資料9-31,32）。実際には本予算執行の対象者はなかったが、新規入国時の、通常の空港等送迎および宿泊施設手配は行った。</p> <p>○新規入国留学生の授業への対応  コロナ禍の影響や制限は概ね終息、緩和したが、航空便数減や郵便の遅延などが残っており、今年度も一部学生の入国遅延があったため、教務課等と連携して、欠席届で対応するなど調整し、教授会等で学内にも周知した（資料9-33,34）。</p> <p>○課題の確認  次年度への課題等について、課内で点検・確認等を行った（資料9-35）。</p>	<p>資料9-23_2019年度フェスティバル案内表紙</p> <p>資料9-24_プログラム</p> <p>資料9-25_2023年度委員会資料</p> <p>資料9-26_舞龍募集案内</p> <p>資料9-27_夏期合宿資料</p> <p>資料9-28_2019年度海外協定校日本語教育の実施</p> <p>資料9-29_2023年度中止報告委員会資料</p> <p>資料9-30_2019年度ベトナム交流プログラム募集要項</p> <p>資料9-31_2023年度事業計画書</p> <p>資料9-32_特別費予算申請書2023</p> <p>資料9-33_教務課宛依頼文書</p> <p>資料9-34_教授会資料</p> <p>資料9-35_国際交流課2022年度業務と課題</p>
---	--

## 大学基準9 社会連携・社会貢献

9-③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評価
(9-③-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	A
(9-③-2) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
（評価の解説） S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(9-③-1) 社会連携・社会貢献の適切性については、毎年度5～7月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。検証を担う組織は、社会連携・研究推進センターおよび学生部（国際交流課）の教職員が構成員として参画する自己点検・評価委員会社会連携部会である。社会連携部会は、各構成員から提出される自己点検・評価シートに基づき、社会連携・社会貢献の適切性について、全学的な観点から検証を行う。以上のように、本学では社会連携・社会貢献の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。	
(9-③-2) 自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会が作成する「自己点検・評価報告書」を通じて内部質保証推進委員会に報告される。「自己点検・評価報告書」において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から担当部署の長に改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた担当部署の長は、部署内で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では社会連携・社会貢献の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。	

## 大学基準9 社会連携・社会貢献

長所・特色
なし

問題点
なし

全体のまとめ
<p>本学は社会連携ポリシーに基づき、地元や近隣の自治体および産業界と積極的な連携体制を構築し、社会連携・社会貢献に係る様々な取り組みを行っている。</p> <p>学外組織との連携については、大東市および東大阪市との包括協定の締結や、大東商工会議所、東大阪商工会議所等を通じた地元産業界との連携、大東商工会議所、大東市および本学による三者協定の締結などを、社会連携・研究推進センターが中心となり、積極的に展開している。</p> <p>学外組織との連携に基づいて行う社会連携・社会貢献に係る取り組みにおいては、大東市の名物紹介雑誌の刊行等、本学の学生も参画する様々な活動を行っている。これにより、自治体や企業における問題解決だけでなく、本学学生の地域理解や自ら主体的に考えて行動する力の涵養にも繋がっており、地域社会と本学の双方にとって有意義な取り組みであるといえる。</p> <p>また、地域の住民に対しては、市民講座や大東シニア総合大学、いきいき大東スポーツクラブといった地域に根差した取り組みや活動を通じ、生涯学習の機会を積極的に提供することで、地域社会への貢献を行っている。</p> <p>本学は、学園創立100周年を見据えた長期展望である「Vision100」の中で、地域における「知の拠点」「生涯学習の場」「社会人の学び直しの場」として地域とのかかわりを強化し、地域の問題解決および実践教育を行うプラットフォームを構築することを目標として掲げている。それを実現するため、今後も社会連携・社会貢献に関する取り組みを積極的に進めていく。</p>

## 大学基準10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

10-(1)-① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

点検・評価項目	評価
(10-(1)-①-1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示	A
(10-(1)-①-2) 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	
現状説明	根拠資料
(10-(1)-①-1) 本学は、大学運営に関する方針を定め、大学のWebサイトで公表している(資料10-1【ウェブ】)。 資料のとおり、教学ガバナンス体制に基づく適切な意思決定、設置法人との関係、事務組織や職員の適切な配置、SDによる教職員の資質向上、教職協働といった適正な大学運営を図るために必要な内容を謳っており、適切に方針を設定しているといえる。	<a href="#">資料10-1 大学運営に関する方針</a>
(10-(1)-①-2) 大学運営に関する方針については、2021年2月の協議会を経て学長が決定し、機関決定通知書により学内構成員に周知した(資料10-2)。	資料10-2_2020年度 第10回協議会に基づく機関決定通知書

## 大学基準10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

10-(1)-② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

点検・評価項目	評価
(10-(1)-②-1-1) 適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示	A
(10-(1)-②-1-2) 適切な大学運営のための組織の整備 ・役職者の選任方法と権限の明示	A
(10-(1)-②-1-3) 適切な大学運営のための組織の整備 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備	A
(10-(1)-②-1-4) 適切な大学運営のための組織の整備 ・教授会の役割の明確化	A
(10-(1)-②-1-5) 適切な大学運営のための組織の整備 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化	A
(10-(1)-②-1-6) 適切な大学運営のための組織の整備 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化	A
(10-(1)-②-1-7) 適切な大学運営のための組織の整備 ・学生、教職員からの意見への対応	A
(10-(1)-②-2) 適切な危機管理対策の実施	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	

現状説明	根拠資料
<p>(10-(1)-②-1-1)</p> <p>本学は「大阪産業大学学長選考規程」および「大阪産業大学学長選考規程細則」により学長の選任方法を規定している(資料10-3,4)。</p> <p>また、学長の権限に関しては「職務権限規程」において、「学校教育法の定めにより校務をつかさどり所属職員を統督し、自らに付与された権限を行使し学校としての最終決定を行う」旨を明示している(資料10-5)。以上のことから、本学は学長の選任方法と権限の明示を適切に行っているといえる。</p>	<p>資料10-3_大阪産業大学学長選考規程</p> <p>資料10-4_大阪産業大学学長選考規程細則</p> <p>資料10-5_職務権限規程</p>
<p>(10-(1)-②-1-2)</p> <p>本学は、「役職者候補選出に関する規程」のなかで、本学における役職者について定めている(資料10-6)。各学部長および各研究科長の職務については、「大阪産業大学教育研究組織に関する規程」に明示している(資料10-7)。教務部長、学生部長、入試センター長、総合図書館長および情報科学センター所長は、合同の教授会(全学教育機構を含む)において、原則として教授(休職その他特別な事情のあるものを除く)の中より、選挙によって候補者を選出し、学長が任命する。また、キャリアセンター長および社会連携・研究推進センター長は、学長が自ら候補者を選び、協議会および研究科会議の承認を得た上で決定する。これらの役職者の職務は、所管部を統括し、部の所管業務を処理することとしており、これについては「職務権限規程」に明示している(資料10-5)。以上のことから、本学は役職者の選任方法と権限の明示を適切に行っているといえる。</p>	<p>資料10-5_職務権限規程(再掲)</p> <p>資料10-6_役職者候補選出に関する規程</p> <p>資料10-7_大阪産業大学教育研究組織に関する規程</p>
<p>(10-(1)-②-1-3)</p> <p>学長は、教育に関する重要事項について、協議会(大学院においては研究科会議)の議を経て大学としての決定を行う。決定された事項は、協議会等終了後に発出される機関決定通知書により周知され、それに基づき関係部署が業務を執行する。また、学校教育法の定めにより教授会(大学院においては研究科委員会)に意見を聴くべきものについては、教授会等の審議結果を尊重して意思決定を行う。</p> <p>このように、本学は学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備を適切に行っている。</p>	
<p>(10-(1)-②-1-4)</p> <p>2014年の学校教育法の改正により、教授会の役割が、(1)学長が教育に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べること、(2)学長及び学部長等がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べること、の2点に整理されたことを踏まえ、本学は、2015年3月に「大阪産業大学教授会規程」の改正を行った(資料10-8)。当規程により、本学は教授会の役割を明確化している。</p>	<p>資料10-8_大阪産業大学教授会規程</p>
<p>(10-(1)-②-1-5)</p> <p>「大阪産業大学教授会規程」において、大学としての最終決定は、教授会の審議を尊重した上で学長が行う旨を明記している(資料10-8)。これにより、学長は、教育に関する重要事項や、その他教育研究に関して自ら諮問を行った事項について、教授会の意見を尊重しながら最終的な意思決定を行う。</p> <p>このように、本学は学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。</p>	<p>資料10-8_大阪産業大学教授会規程(再掲)</p>
<p>(10-(1)-②-1-6)</p> <p>私立学校法の定めるところにより設置している理事会は、経営組織として、学園の将来計画に基づき、財務基盤の確立や教育研究等環境その他学園の管理・運営に関する重要な事項について権限と責任を有している。理事会の具体的な権限と責任については、私立学校法の規定に従って「学校法人大阪産業大学寄附行為」および「学校法人大阪産業大学理事会付議事項に関する規程」に定めている(資料10-9,10)。</p> <p>これに対し、学校教育法に基づいて設置している大学は、教学組織として、教育研究活動に関する権限と責任を有している。大学が教育研究活動を行うにあたっては、予算や人員の確保等、経営組織との協議・調整が不可欠であることから、本学園では、教学組織と経営組織の適切な連携を図るため、学長のほか、数名の学部長と大学の事務部長を理事に任命している(資料10-11)。ただし、これは慣例的な措置であり、規程には明示していない。</p> <p>以上のように、本学園は教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任を明確化するとともに、両者の連携を図るための体制を整備している。</p>	<p>資料10-9_学校法人大阪産業大学寄附行為</p> <p>資料10-10_学校法人大阪産業大学理事会付議事項に関する規程</p> <p>資料10-11_学校法人大阪産業大学役員名簿</p>
<p>(10-(1)-②-1-7)</p> <p>学生からの意見に対応するため、本学Webサイトに「お問い合わせフォーム」を設けており、常時質問や意見の受付を行っている(資料10-12【ウェブ】)。当フォームに寄せられた意見は、情報科学センターから各担当部署に転送され、適宜対応を行っている。また、教務課や学生生活課等の窓口で直接受け付けた意見については、受付部署が担当部署と連携し、適宜対応を行っている。その他、第7章で述べた卒業生満足度調査でも、大学が提供する教育やサービスに対して様々な意見が寄せられるため、その結果を全学で共有し、改善に活用している。</p> <p>一方、教職員からの意見は、教授会や事務系会議を通じて意見集約が行われ、大学の施策に反映される。</p> <p>以上により、本学は学生、教職員からの意見に対して適切な対応を行う体制を整備できているといえる。</p>	<p><a href="#">資料10-12_お問い合わせ</a></p>



<p>(10-(1)-②-2)</p> <p>本学においては、大阪府四條畷警察と「災害警備対策及び各種啓発活動の協力に関する協定」を継続して締結しており、警察の災害警備に寄与するとともに学園関係者の防犯防災に対する啓発活動を実施することとしている（資料10-13）。学校安全計画、緊急時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいて危機管理・対策を講じており、また、これらを点検し、必要に応じて改正を行っている（資料10-14）。防災備蓄品（救助用品・衛生用品・食糧品等）については、真空パック保存生理用品を追加するなど備蓄品の充実に努め、飲食品については保存年限に基づき適切に入替を実施している。保管は分散保管すべく学内3箇所に保管場所を設置している（資料10-15）。また、新型コロナの教訓を活かして、別途、消毒用アルコール備蓄も行っている（資料10-16）。</p> <p>令和4年度は防災を担当する部署職員を中心に参加型避難訓練を実施し、車いすを利用されている方に対する避難誘導等の手順を確認検証し、合わせて、火災発生時に適切に対応できるように水消火器による初期消火訓練を実施した（資料10-17）。また、エレベーター内に設置する防災用キャビネットを本館2基、15号館2基、16号館3基と順次整備を進め、エレベーター閉じ込め救出訓練を実施するなど地震発生時に備える体制の充実に努めている（資料10-18【ウェブ】）。災害時における情報発信と安否確認を行うため、アンケート機能（安否確認機能）を備えた一斉メール配信システム（アルカディア社スピーキャンライデンサービス）を導入し、これにより、安否確認サイト、緊急連絡網等を補完し、緊急時における連絡網の複線化を整備している（資料10-19）。</p> <p>情報セキュリティに関しては、情報管理基本方針を定め、その下に、情報管理基本規程・情報セキュリティ対策基準・情報資産取扱い手順の3規程を制定し、ネットワーク、個人情報、学園運営に関する秘密情報など情報資産の取扱いにおいて職員が遵守すべき項目を規定し、これら規程の周知を図るため情報セキュリティリーフレットを作成し、職員に情報セキュリティに関して不慣れな者のなからしめんことを図り、以て、個人情報漏えい、ネットワークトラブルなど情報セキュリティインシデント防止に努めている（資料10-20）。</p> <p>「学校法人大阪産業大学行動指針」を学校法人としてのコンプライアンスの徹底を図るための規矩準繩として制定し、採用時研修等を通じて周知理解を図っている（資料10-21）。</p> <p>道路交通法施行規則に義務づけられている公用車を運転するにあたってアルコール検知器を使用するのアルコールチェックは、適用開始日が当初予定されていた令和4年10月1日より延期されたが、本学においては、学校法人大阪産業大学車輛管理規程を改正、および、「アルコール検知器によるチェック」について(ガイドライン)を制定し、令和4年10月1日よりアルコール検知器を使用した公用車運転前後のアルコールチェックを実施している（資料10-22）。</p> <p>新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2023年5月8日より季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行したが、現在も建物の出入口に消毒液の設置を継続しており、手指消毒による感染防止に繋げている。また、各教室内における換気のタイミングを見える化するために設置したCO2センサー（二酸化炭素濃度計測器）の使用も継続している。</p>	<p>資料10-13_大阪府四條畷警察協定締結に関する稟議書等</p> <p>資料10-14_緊急時対処要領・学校安全計画学校安全計画</p> <p>資料10-15_防災備蓄品保管状況（飲食品）</p> <p>資料10-16_消毒用アルコール購入（決裁書）</p> <p>資料10-17_令和4年度避難</p> <p><a href="#">資料10-18_エレベーター閉じ込め救出訓練</a></p> <p>資料10-19_スピーキャンライデンサービス規約（契約書）</p> <p>資料10-20_学校法人大阪産業大学情報管理基本方針等</p> <p>資料10-21_学校法人大阪産業大学行動指針</p> <p>資料10-22_車輛管理規程・アルコール検知器によるチェックについて</p>
--	---

# 大学基準10 大学運営・財務

## (1) 大学運営

10-(1)-③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

点検・評価項目	評価
(10-(1)-③-1-1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制（予算統制）等	B
(10-(1)-③-1-2) 予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定	B
<p>（評価の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）</p>	
現状説明	根拠資料
(10-(1)-③-1-1) 各年度の予算編成については、理事会で承認された学園の予算編成方針に則り、学長が大学の予算編成方針を策定し、毎年9月末頃に大学予算説明会を開催し、大学職員構成員へ周知している（資料10-23）。また、各教員組織・事務組織の予算申請に係るヒアリング実施時には、副学長、事務部長および学長企画室の同席を求め、教育職員と事務職員双方の視点から予算申請内容を精査し、予算統制の精度を高めている。しかしながら、昨年度（令和5年度予算）における各部署のヒアリングにおいて、副学長の同席を依頼していたが、ほとんどが出席出来ていない状況であった。また、予算割り振りにおいても、調整できず難航することになり、結果的に大学予算を超過することになった。	資料10-23_令和5（2023） 年度説明会資料
(10-(1)-③-1-2) 予算の執行は、「固定資産および物品調達規程」および「学校法人大阪産業大学決裁規程」に則り行っている（資料10-24,25）。また、予算管理は、財務システムにより厳格に行っている。金額に応じた決裁権限を定めており、50万円以上の予算執行の際は、学長以上の決裁を必要とし、関連部署の合議のうえ執行に至る仕組みとなっており、透明性の確保に努めている。財務システムは「業務別予算」の概念を採り入れ、各業務別に把握ができ、予算の適切性についての検証が容易になっている。 以上のとおり、予算の編成と執行については概ね適切に行うことができている。特別費の予算執行に伴う効果検証も今年度から事業成果報告を導入することになったが、実績を含めた効果が検証できていない。	資料10-24_固定資産および 物品調達規程 資料10-25_学校法人大阪産 業大学決裁規程

## 大学基準10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

10-(1)-④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

点検・評価項目	評価
(10-(1)-④-1-1) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況	A
(10-(1)-④-1-2) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備	A
(10-(1)-④-1-3) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）	B
(10-(1)-④-1-4) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	A
(評価の解説) S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である) A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない) B・・・軽度な問題がある。(問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める) C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い)	

現状説明	根拠資料
<p>(10-(1)-④-1-1)</p> <p>(1)諸規程の整備について</p> <p>事務職員の採用及び昇格については、「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」に基づき、適切な組織の構成と人員配置を図っている（資料10-26）。</p> <p>令和3（2021）年6月1日、就業規則の抜本改正を行い、労働法制、社会環境及び働き方等の著しい変化に的確に対応し得る枠組みを設けるとともに、服務規律の現代化を図り、適正な労務管理の推進を行った。</p> <p>採用については、採用時に労働条件を記した労働条件通知書及び就業規則を交付して労働条件を明示する旨を明記した。これにより、引き続き労働基準法第15条第1項を遵守し、労働条件を巡る紛争を防止するとともに、納得して就労し得る働きやすい職場環境作りを推進する姿勢を明確化している。さらに、試用期間については、試用期間の意義、取扱いを明確化した。すなわち、試用期間中は解約権留付労働契約が成立していることに鑑み、職員としての適格性を有する者を本採用する旨を明確にしている。</p> <p>昇格については、「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」に定める基礎資格要件および職務遂行能力等の資格要件に則り、大学運営・大学業務を効果的に担う能力ある人材の任用を制度として担保している。</p> <p>このように、職員の採用及び昇格に関する諸規程について点検し、適切な見直しを行っていることから、職員の採用及び昇格に関する諸規程は適切に整備されているといえる。</p> <p>(2)諸規程の運用状況について</p> <p>事務職員の採用については、退職予定者数、職員の年齢構成・経験能力、各部署の業務と適正人員、総額人件費、障がい者雇用率、中長期計画その他諸般の事情を総合的に考慮して人員計画を策定し、必要とする人材像を明らかにした上で、新卒採用、中途採用を実施している。</p> <p>新卒採用・中途採用とも、求人専門業者を利用し公募による開かれた採用を行うとともに、面接試験は複数回異なる面接官で実施して恣意によらない公正な採用に努めている。中でも、新卒採用については、全国の多様な学生から応募を得るとともに、本学キャリアセンターとも有機的に連携し有望な学生の紹介を受けた上で、書類選考、筆記試験、面接試験を実施し、将来の大学運営を担う優秀な若手を採用している。また、中途採用については、大学職員の魅力を効果的に発信することで多くの応募を得、書類選考と面接試験を実施し、改革・改善意識の高い即戦力職員の採用に成功している。</p> <p>併せて、障がい者採用についても、障がい者支援の専門業者による就職フェスタ・大阪府の障がい者雇用相談会等での面談によって相互理解を深めた上で面接試験を実施し、有為の人材の採用と定着化に成功している。なお、現状において、本学園は障がい者の法定雇用率を満たしており、さらに、障がい者の離職率は0%である。令和4（2022）年度、本学初の取り組みとして、今まで採用を続けてきた身体障害者採用に加え、精神障害者の採用（1名）も行った。今後の法定雇用率2.40%以上の引き上げも視野に入れ、引き続き精神障害者の採用（3名）を令和（2023）年度に行い、教育機関として障害区分に捉われない採用をめざすことに努めている。ついて本学園は今後も、社会の公器たる学校法人としての社会的責任を果たすとともに、障がいの有無に関わらず働きやすい職場環境と組織風土の形成を通じて、適切な組織構成と人員配置に努めていく。</p> <p>事務職員の昇格については、「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」に定める基礎資格要件および職務遂行能力等の資格要件を満たす者について、総合的見地から選考している。また、事務職員の昇進についても、同規程に定める任用基準を満たす者のうち、昇進候補とする者について、所属上長から提出される推薦書も参考にしながら、能力、業績、勤務態度、適性、意欲等総合的見地から選考している。</p> <p>このように、職員の採用及び昇格の運用について、点検、適切な見直しを行っていることから、職員の採用及び昇格に関する諸規程は適切に運用されているといえる。</p>	<p>資料10-26_学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則</p>

<p>(10-(1)-④-1-2)</p> <p>多様化や専門化が進む大学事務職員の役割に適切に対応できるよう、事務組織における業務体制を整備している。私学経営を巡る環境変化は激しく、それに対応する上で人事労務関連の課題が重層化している。そうした認識に立って、令和元（2019）年10月、職員課を総務部から分離独立させて人事部を創設した（資料10-27）。令和2（2020）年4月からは、人事課、給与課、人権推進課の3課体制に拡充させ、業務内容の多様化・専門化に対応できる組織体制を構築した（資料10-28）。平成29（2017）年度および令和元（2019）年度には、大学基準協会に職員を出道させ、内部質保証に関する業務等についての知見を獲得しており、令和4（2022）年度の大学評価の結果、大学評価（認証評価）を受審し、大学基準協会の大学基準に適合していると認定された。</p> <p>令和2（2020）年4月付で産業研究所事務室にリサーチ・アドミニストレータ（URA）として専門の職員を採用し、研究推進のための外部資金の獲得、研究プロジェクトの支援、管理等の研究支援の強化を図るとともに、令和4（2022）年度、庶務課と産業研究所事務室が連携し、安全保障輸出管理の強化のため、安全保障貿易管理の資格と経験を有する専門の職員を採用し、安全保障輸出管理に係わる手続きや共同・受託研究契約書、知的財産関係契約書の内容確認も含めた、教員のサポート体制の強化を図っている。</p> <p>また、多様な文化圏の学生に対応するため、語学に優れた専任事務職員、専門職員、契約事務員及び派遣職員を対応部署に配置している。</p> <p>さらに、令和4（2022）年度事務組織改編にあわせ、IT関連やマーケティング分野において実績のある職員を採用する等、学園の戦略に合わせた適材適所な配置を実行することができている（資料10-29）。</p> <p>学生対応窓口においては、悩みを抱えた学生や保護者と教職員からの学生に関する相談件数が増加しており、学生相談室が作成した2022年前期活動状況報告によると、延べ相談件数は650件（前年比126%）となっており、近年の懸念事項として、様々な障害をもつ学生、身体症状を訴える学生、行動上の適応に問題のある学生や不登校に陥る学生などの増加傾向が見受けられ、継続的な個別面談等のサポートを通じて、学生個々の事情に応じた支援が求められていることから、令和5（2023）年4月より臨床心理士資格取得者でカウンセラー業務の経験豊富な専門人材を1名増の対応を行った。</p> <p>令和3（2021）年度から導入した全専任事務職員対象のeラーニングシステムについては、利用者からの意見を反映するかたちで、令和5（2023）年度から新たな研修会社と契約を交わしている。研修の種類や本数の大幅増と研修1つあたりの受講時間が比較的短時間なものを多数揃えたことで飛躍的に学びの幅を広げることができた。①大学部門研修（教学支援系、学生支援系、管理運営系）および専門職研修（営業、人事、経理、総務、法務、企画・マーケティング、情報システム）等、大学の全部門に対応した研修を学ぶことで、各部門および専門分野のスペシャリストを育成、②階層別基礎研修（新入職員、若手職員、中堅職員、次世代経営幹部など）、階層別テーマ研修（リーダーシップ、部下育成、OJT研修、ファシリテーションなど）および自己研鑽研修（資格、試験対策、英語・語学、IT&amp;コンピューターサイエンス）の学びを通じて大学職員に不可欠なジェネラリストとしての素養の習得など、課題解決型研修など業務内容の多様化、専門化に対応し得る職員の養成を図っている（資料10-30）。このように、今後も継続して組織体制の強化を図るとともに、情報の共有・各組織運営に密接に関わる法令、規程等の確認、目的別研修の実施等を通じて業務内容の多様化、専門化に適切に対応する職員体制の整備、見直しを図っており、業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制は適切に整備されているといえる。</p>	<p>資料10-27_学校法人大阪産業大学事務組織に関する規程（令和元年10月1日施行）</p> <p>資料10-28_学校法人大阪産業大学事務組織に関する規程（令和2年4月1日施行）</p> <p>資料10-29_学校法人大阪産業大学事務組織に関する規程（令和4年4月1日施行）</p> <p>資料10-30_eラーニング案内について</p>
<p>(10-(1)-④-1-3)</p> <p>本学は、2016年度に教学マネジメント委員会を設置し、学長のリーダーシップによる教学運営体制を構築した（資料10-31）。さらに、2020年度には、教学マネジメント委員会を内部質保証推進委員会に改称し、教学運営を含めた教育研究活動全般を対象とする内部質保証推進体制へと発展させた。この内部質保証推進委員会は、学長、副学長をはじめ、学部長、研究科長や教員役職者を中心に構成しているが、さらに学長指名により、「全学的な教育課程の編成に関する知識を持った者」を構成員に加えることができることとなっており、この規定に基づき、毎年度数名の事務職員が構成員として参画している（資料10-32）。これにより、本学は教職協働による教学運営が可能な仕組みを構築しているといえる。ただし、「全学的な教育課程の編成に関する知識を持った者」として指名する具体的な裏付けを今後は明確にする必要がある。</p>	<p>資料10-31_2015年12月協議会資料（抜粋）</p> <p>資料10-32_2016-2023年度教学マネジメント委員会・内部質保証推進委員会名簿</p>

<p>(10-(1)-④-1-4)</p> <p>事務職員の業務評価とそれに基づく人事異動、昇進昇格等に関する事項は、「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」に定めている（資料10-26）。</p> <p>事務系一般職・監督職は、学園全体および部署の目標設定の考え方について課長からの説明を受け、しっかりと理解したうえで学園が策定した目標を達成するためのツールである「目標管理シート」を活用して、1. 目標設定の立案、2. 仕事の遂行と報告、3. 自己評価、4. 次年度目標へのチャレンジ、以上4つのサイクルについて、課長からの指示や助言を受けながら、目標達成に向け努力することが必要となる（資料10-33）。また、「職歴開発・育成シート」に1. 現在の業務への満足度、2. 職場環境について、3. 配置転換の希望、4. 現在の健康状等を記入し、目標管理シートの内容と併せて課長からの面談を受けなければならない（資料10-34）。</p> <p>課長は部下が設定した目標の進捗状況を適宜確認し、必要な指示・指導・助言を行い、部下の成長を促しながら、目標達成に向けて前向きに取り組む意識付けを行っている。また、目標管理制度のツールである、目標管理シートや職歴開発・育成シート等を活用し、部下の目標に対する達成度合いはもちろんのこと、職位に対して期待される内容、レベルと十分比較し評価を行うよう運用している。</p> <p>昇格昇進選抜の推薦については、上述の過程を経たうえで各部署長からの推薦書と学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則第14条および第17条に基づいての選考、加えて人事部と当該所属部署長とのヒヤリングも行ったうえで、同規程第3条により理事長の承認の上、決定している。</p> <p>事務系管理職については、平成29（2017）年度から「業績評価シート」の運用を行っているが、令和元（2019）年度からは「行動評価シート」も作成して、複合的な目標管理および人事評価のシステムを運用、処遇に反映を行った。また、令和3（2021）年より「業績評価シート」、「行動評価シート」の一部改訂及び運用を見直し、職員の適正な業務評価と処遇改善を図った（資料10-35）。さらに、令和5（2023）年、管理職への処遇反映について、部次長・課長からの意見も参考にしながら、より客観的な評価制度へと進化させるべく、今後は多面評価を導入するなど、上司からの一方的な評価だけではなく、他セクションからの評価も取り入れるなど、公平性と納得を得ることができるような制度の導入を考えている。新たな制度が確立するまでの間は、令和5（2023）年度の処遇反映は見送り、「目標管理・業績評価シート」から業績評価欄を削除する等、フォーマットの見直しを行うと共に、シート名称を「目標管理シート（管理職用）」に変更する等、臨機応変に対応している（資料10-36）。</p> <p>このように、職員の業務評価・処遇について、時機に応じた適切な見直しを行っており、人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善は適切に行われているといえる。</p>	<p>資料10-26_学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則（再掲）</p> <p>資料10-33_目標管理シート（課員）</p> <p>資料10-34_職歴開発・育成シート</p> <p>資料10-35_「行動評価シート」「目標管理・業績評価シート」</p> <p>資料10-36_目標管理シート（管理職用）</p>
--	--



## 大学基準10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

10-(1)-⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

点検・評価項目	評価
(10-(1)-⑤) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施	A
(評価の解説)	
S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）	
A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）	
B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）	
C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	

現状説明	根拠資料
<p>(10-(1)-(5))</p> <p>&lt;SD 活動の組織的な実施による教職員の意欲・資質向上&gt;</p> <p>事務職員の研修については、「学校法人大阪産業大学人財育成規程」に基づき、実施計画を作成して体系的に実施している（資料10-37,38）。</p> <p>職員研修は階層別に、新入職員、若手職員（入職2-4年目）、中堅職員・主任職3年目まで、課長職、部次長職等を対象に実施しており、研修ごとにテーマを設けることで、より効果的な研修を目指している。</p> <p>目的別研修は、新たな取り組みとして、学校法人を取り巻く環境理解セミナー、OJT研修、学校法人会計基準セミナー、PCスキルセミナー、学校法人法令関連セミナー等、学校法人に特化したセミナーの導入により、学校法人の事務をつかさどる職員として必要な知識と能力を付与することを目指した研修を実施している。</p> <p>令和2（2020）年度および令和3（2021）年度は、大学基準協会認証評価委員も経験した講師を招き、管理職を対象にミッションと組織運営技法に焦点を当てたマネジメント研修を実施し、大学運営の舵取りを担う管理職の能力強化を図るなど新しい取り組みにも力を入れた。</p> <p>また、目的別研修は、特定の分野に精通した外部講師を招くことで効果的に能力向上を図っている。特に、平成29（2017）年度より運用している事務職員の目標管理制度は、適宜改善を行いながら運用を行っており、管理職・監督職による適切な業務管理・業務推進を補助し、管理職・監督職および課員の業務に対する取り組み意欲の向上に繋げることとしている。さらに、令和元（2019）年度より、管理職・監督職に対して行動特性に基づく評価制度を導入して意欲向上を促し、目標達成と課員の育成等に繋げることとしている。こうした経験を踏まえ、評価の処遇への反映は令和2（2020）年度夏季賞与より行っている。その後、2年に渡り管理職の人事考課による賞与支給額への反映を経て得ることができた部次長・課長からの意見を参考に、より客観的な評価制度へと進化させるべく、今後は多面評価を導入するなど、上司からの一方的な評価だけではなく他セクションからの評価も取り入れるなど、公平性と納得を得ることができるような制度を目指す。</p> <p>令和3（2021）年度より導入している全専任事務職員対象のeラーニングシステムについては、利用者からの学びに対する希望や意見に答える形で、令和5（2023）年より新たな業者と契約を交わした。一般的なビジネススキルから高等教育特有のスキルまで幅広く対応した教育・研修会社であるため、『プロフェッショナルな学校職員の育成』を目的としたWeb動画を9,000本以上提供していることから、大学職員の業務と能力開発の基礎を習得し、大学職員の専門性を身につけることから始め、次のステージとしてスペシャリストとしての専門性、ジェネラリストとしての素養を修得するところまで、効果的・効率的に学びを進めることができ、昨年度までのeラーニングシステムから学びの幅を飛躍的に向上させた（資料10-38）。</p> <p>さらに新しい取り組みとして、昨年度に部次長・課長職を対象に実施したアセスメント研修について、令和5（2023）年度から課長層の昇進前の受講者として、課長補佐層を対象として、開催することが決定している。各人毎の啓発・弱点ディメンションを認識し、今後のマネジメント力の強化を図ることを目的としている。また、中堅職員から課長層までを対象に次世代育成研修の実施を行い、スタッフ層のブラッシュアップを図る。1. 仕事を回す（PDCA 業務の効率化・質の向上、階層間で問題意識を共有）、2. 視野を広げる【他部署とのディスカッション（問題意識の共有、知の探索）】、3. 人を育てる【後輩指導、リーダーシップの発揮、コンプライアンスの向上】、4. 将来を見据える【能力伸長の指標呈示（課長層に求められるディメンションを参考）】以上4つの視点を主軸に能力向上を図る予定である。）</p> <p>教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられる。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献（連携）・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っている（資料10-39）。</p> <p>以上のとおり、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメントを組織的に実施しており、大学運営を適切かつ効果的に行うため、事務職員ならびに教員の意欲と資質の向上を図る方策を講じているといえる。しかし、各研修が教職員個々の能力向上や、業務等への活用にどれほどの効果をもたらしているかは把握できておらず、今後は各研修の実施に対する評価を充実させる必要がある。</p>	<p>資料10-37_学校法人大阪産業大学人財育成規程</p> <p>資料10-38_令和5年度_研修計画一覧</p> <p>資料10-39_大阪産業大学教員活動評価実施規程</p>

# 大学基準10 大学運営・財務

## (1) 大学運営

10-(1)-⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価項目	評価
(10-(1)-⑥-1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	A
(10-(1)-⑥-2-1) 監査プロセスの適切性 ・ 監事監査	A
(10-(1)-⑥-2-2) 監査プロセスの適切性 ・ 内部監査	A
(10-(1)-⑥-2-3) 監査プロセスの適切性 ・ 会計監査	A
(10-(1)-⑥-3) 点検・評価結果に基づく改善・向上	A
<p>（評価の解説）</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である）</p> <p>A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない）</p> <p>B・・・軽度な問題がある。（問題はあがるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める）</p> <p>C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが不明）</p>	
現状説明	根拠資料
(10-(1)-⑥-1) 大学運営（財務を含む）の適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会大学運営・財務部会において点検・評価を行う。自己点検・評価委員会大学運営・財務部会による点検・評価は、内部監査室、総務部総務・企画課、総務部管理課、人事部人事課、財務部経理課および事務部庶務課が各組織の業務・取り組みに関して行った点検・評価結果を活用し、全学的な見地から行う。以上のように、本学では大学運営の適切性に係る定期的な点検・評価を実施する仕組みを整えている。	
(10-(1)-⑥-2-1) 監事監査は、「学校法人大阪産業大学監事監査規程」および監事監査計画に基づいて、業務監査、会計監査等を実施している（資料10-40～42）。常勤監事は、理事会・評議員会のほか、学園戦略会議、部次長会議等の重要な会議にも出席して情報を把握しながら、法人の業務執行状況や財務状況について監査を実施している。非常勤監事についても、理事会・評議員会等の会議等への出席を通じて、理事長をはじめ学園関係者から適宜情報提供を受けながら、常勤監事とともに監査を実施している。また、高校・大学における教学業務執行全般について、校長、学長・副学長および学部長へヒアリングを行うなど、教学監査を実施している（資料10-43）。 監事は、監査の結果に基づき監査報告書を作成し、理事会および評議員会に提出している（資料10-44）。また、監査の結果、是正・改善の勧告または指摘がある場合は、理事長に是正・改善の措置を求めるとしている。これにより理事長から是正の措置を求められた担当理事は、改善計画書を作成し、理事長および監事に提出することとしている。監事は、是正・改善の措置を求めた事項について、理事長に報告を求め、必要に応じてフォローアップのための臨時監査を行うこととしている（資料10-40）。	資料10-40_学校法人大阪産業大学監事監査規程 資料10-41_令和4年度監事監査計画 資料10-42_令和5年度監事監査計画 資料10-43_令和4年度監事活動状況報告 資料10-44_令和4年度監査報告書

<p>(10-(1)-⑥-2-2)</p> <p>内部監査に関する業務は、理事長直轄の組織である内部監査室が担当している（資料10-45）。内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を策定し、理事長の承認を得ている（資料10-46）。計画は学内ポータルサイトに掲載するとともに、理事会にも報告している（資料10-47,48）。監査の流れは、監査計画⇒監査の実施⇒理事長へ結果報告⇒被監査組織への事後検証（改善指示事項・指摘事項）⇒改善実施状況のフォローというPDCAサイクルに沿ったものとなっている（資料10-49）。</p> <p>令和4年度は、文部科学省の定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に基づき、科学研究費補助金の執行管理状況の監査をはじめ、会計資産管理状況の監査、マニュアル類の整備状況の監査、学園の教職員が口座を管理している外部団体（クラブ、生徒会等）の会計監査を実施した（資料10-50）。また、前年度に実施した監査（システム監査および経常費補助金申請の監査）のフォローアップ監査を実施した。これらの監査結果については、理事会に報告している（資料10-51）。</p>	<p>資料10-45_事務組織図（学校法人大阪産業大学事務組織規程別表）</p> <p>資料10-46_内部監査規程</p> <p>資料10-47_令和5年度内部監査室監査計画（ポータルサイト掲載資料）</p> <p>資料10-48_令和5年度内部監査計画（令和5年5月理事会報告資料）</p> <p>資料10-49_内部監査業務チェック表（内部監査室マニュアル）</p> <p>資料10-50_学校法人における会計処理等の適正確保について（文部科学省通知文書）</p> <p>資料10-51_令和4年度内部監査結果（報告）（令和5年5月理事会報告資料）</p>
<p>(10-(1)-⑥-2-3)</p> <p>外部監査人による令和4年度の会計監査は、令和4年9月12日付けで監査契約を締結し、同年11月2日に開催された役員、監事、内部監査室を対象とした監査計画概要説明会において、監査法人より令和4年度の監査実施体制、実施計画などの監査計画概要が説明された（資料10-52,53）。その監査実施計画に則り、計画的に会計監査は行われた。同年12月には、役員および各機関長（学長、校長）とのディスカッションの場が設けられ、学園運営に係る状況を共有するとともに意見交換を行った。期中監査は令和4年10月から令和5年3月にかけて12月を除く毎月行われ、2月には備品棚卸の立会監査が行われている。令和5年4月に現金・預金の実査があり、5月第2週から第3週にかけて集中的に期末監査が行われ、5月24日に役員、監事、内部監査室を対象とする監査結果報告会が開催され、監査結果概要報告書により令和4年度監査結果が報告された（資料10-54）。令和4年度監査において監査上の重要な発見事項は無く、5月25日に開催された当法人理事会での決算承認後の5月29日付けで無限定適正の監査報告書を受領した（資料10-55）。また、6月28日には監査法人による決算業務担当者向けの決算講評会が開催される予定である。これを持って令和4年度の会計監査は終了となる。</p>	<p>資料10-52_監査契約書（令和4年度）</p> <p>資料10-53_令和4年度監査計画概要説明書</p> <p>資料10-54_令和4年度監査結果概要報告書</p> <p>資料10-55_独立監査人の監査報告書</p>
<p>(10-(1)-⑥-3)</p> <p>点検・評価結果は、9月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示または依頼を行う。以上のように、本学では大学運営の適切性に係る点検・評価結果に基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。</p>	

# 大学基準10 大学運営・財務

## (1) 大学運営

長所・特色
なし

問題点
なし

全体のまとめ
<p>本学は、大学運営に関する方針に基づいて、組織体制や諸規程の整備、その他様々な施策を講じている。</p> <p>まず、教学ガバナンス体制に関しては、学長が大学の最終決定者として透明・公正かつ迅速に意思決定を行うための仕組みとともに、学長選考委員会による学長の業績評価や監事監査による教学監査など、学長の権限や責任をチェックするための仕組みも併せて適切に整備している。また、学長のほか数名の学部長および事務部長が、慣例的にはあるが学園の理事を務めることで、教学組織である大学と経営組織である理事会の連携を図っている。</p> <p>前述のガバナンス体制の整備に加え、大学運営に係る業務の円滑な遂行を図るための事務組織や人員配置も適切に行っている。特に、大学事務職員に多様化・高度専門化が求められる昨今の状況を踏まえ、事務組織の改編や外部機関への職員の出向などを積極的に進めてきた。さらに、職員の意欲および資質の向上を図るため、体系的なSDの実施や評価・処遇改善に係る人事制度改革、就業規則の抜本改正などを近年積極的に推進している。</p> <p>ガバナンスや組織体制の整備とともに、近年は危機管理に関する取り組みを進めている。災害に対する危機管理に関しては、従前、避難訓練や防災備蓄品の確保など単発の取り組みが中心であったが、近年は法令に則り学校安全計画と緊急時対処要領を策定しており、これらに基づく体系的な危機管理対策を行っている。</p> <p>また、2020年度には本学園のガバナンス・コードにあたる「学校法人大阪産業大学行動指針」をいち早く制定し、本学園が取り組むべき学園運営の基本的な考え方を内外に示すとともに、コンプライアンスの徹底を図ることで、公教育機関としての責任を果たしていく姿勢を社会に示した。</p> <p>以上のように、大学運営に係る組織体制や規程等を適切に整備することは、内部質保証システムの機能的有効性を確保するために不可欠であり、本学は今後も継続的な整備と改善に努めていく。</p>

# 10 大学運営・財務

## (2) 財務

10-(2)-① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

点検・評価項目	評価
(10-(2)-①-1) 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定	A
(10-(2)-①-2) 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定	B
<p>(評価の解説)</p> <p>S・・・極めて良好な状態にある。(先進的、もしくは模範的である)</p> <p>A・・・良好な状態にある。(特に不足を指摘する余地はない)</p> <p>B・・・軽度な問題がある。(問題はありますが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める)</p> <p>C・・・重度な問題がある。(問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが不明)</p>	
現状説明	根拠資料
(10-(2)-①-1) 平成29年2月に策定した「学園財政収支改善検討中期計画」が令和2年度で終了したことで第Ⅱ期財務中期計画の策定に着手し、学園の第二期中期事業計画と計画期間を合わせた計画案が、令和4年7月の理事会で承認された(資料10-56,57,58)。本第Ⅱ期財務中期計画では、入学者減少による収入減およびキャンパス整備事業などによる支出増が影響し、厳しい財務状況を想定しており、経常的収支の改善を図ることが課題である。今後、計画内容の更新を行い、財務状況を的確に把握していく。また、大学基準協会による認証評価において、本第Ⅱ期財務中期計画には具体的な数値目標が示されていないとの指摘を受けており、計画内容の更新とともに、令和5年度中に中期目標に対応する財政に関する数値目標を策定する。	資料10-56_学園財政収支改善検討中期計画(平成29年2月) 資料10-57_第二期中期事業計画 資料10-58_第Ⅱ期学園財務中期計画
(10-(2)-①-2) 令和元年度の運営・財務自己点検評価活動において学園の財務改善に特に重要となる比率として設定した、「基本金組入後収支比率」(経営状況の判定)および「経常収支差額比率」(収入と支出のバランスの確認)は、令和3年度までは改善の傾向であったが、令和4年度は入学者数の減少と、第Ⅰ期大学キャンパス整備の進捗および光熱水費高騰などによる支出増で両指標ともマイナスに転じた。また、人件費比率が経常収入の大幅な減少も影響し、全国平均値、全国中央値より悪い数値に転じた(資料10-59)。これらは、教育研究活動の遂行に影響を及ぼす恐れがある由々しき事態であり、早急な対策を講じなくてはならない。収益性改善に向けた具体的な取り組み策として7項目が令和5年3月の理事会で報告された(資料10-60)。これらの方策を実行することで、令和7年度に「経常収支差額比率」をプラスに転換すること及び人件費比率を全国平均値、中央値まで改善させることを目標とする。	資料10-59_財務分析一覧(平成30年度～令和4年度) 資料10-60_収益性の改善に向けて



# 10 大学運営・財務

## (2) 財務

10-(2)-② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

点検・評価項目	評定
(10-(2)-②-1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）	B
(10-(2)-②-2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み	B
(10-(2)-②-3-1) 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等 ・外部資金の獲得状況	B
(10-(2)-②-3-2) 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等 ・資産運用	B
（評定の解説） S・・・極めて良好な状態にある。（先進的、もしくは模範的である） A・・・良好な状態にある。（特に不足を指摘する余地はない） B・・・軽度な問題がある。（問題はあるが一定の取り組みはできており、今後の改善が望める） C・・・重度な問題がある。（問題に対して取り組みを十分にできておらず、改善の見通しが無い）	
現状説明	根拠資料
(10-(2)-②-1) 当法人の令和4年度決算の総括は、下記の通りである（資料10-61）。 ○減収減益決算（事業活動収支）：大学、附属高校の入学者減少の影響で学生生徒納付金が前年度比2億8,900万円減少（内、大学2億1,600万円減少）となり、2期続けての減少となった。支出では、教育研究経費、管理経費とも増加し、教育活動支出は前年度比7億7,900万円増となった。結果、教育収支差額は3億9,500万円の支出超過（大学は9,700万円の収入超過）、経常収支差額は3億円の支出超過（大学は9,400万円の収入超過）となった。 ○繰越支払資金減（資金収支）：令和4年度の資金収入275億6,600万円、資金支出297億2,400万円、繰越支払資金199億8,900万円（前年度比21億5,800万円減） ○固定資産増・流動資産減・負債増（貸借対照表）：第Ⅰ期大学キャンパス整備事業進捗、有価証券への投資増により、固定資産が33億1,000万円増加。現金・預金の減により、流動資産は22億6,300万円減となった。負債は、借入金、未払金の増加により2億9,300万円増加した。 その他、米子子会社の清算による出資金清算差額（9億8,700万円）、大学総合体育館リニューアル工事に対する補助金（1億300万円）の特別収入を計上したことで基本金組入前収支差額は7億5,400万円の収入超過を確保できたが、教育収支差額、経常収支差額が前年度の大黒字から赤字に転じたことは、財務基盤の健全性の確保を目指す上で重大な問題である。また、健全な財務基盤が確立されているかを評価するポイントとして、財務関係比率を全国平均値および全国中央値と比較検証することで具的数値により学園の財務状況の把握に努めている。令和4年度決算の財務分析は財務分析一覧（平成30年度～令和4年度）に示した通りであるが、事業活動収支計算書関係比率が悪化している（資料10-62）。	資料10-61_令和4年度決算の概要（令和5年5月理事会資料） 資料10-62_財務分析一覧（平成30年度～令和4年度）

<p>(10-(2)-②-2)</p> <p>大学予算の編成方針は、経理規程第50条の規定に基づき、理事会が決定した法人の予算編成の基本方針に則り、学長が策定する（資料10-63）。令和5年度の大学予算編成方針は、2年続けての入学定員割れによる厳しい財政が見込まれるなかで、特別費を精査することで、前年度予算比で64,000万円の削減を目標に掲げた（資料10-64）。しかしながら、光熱水費などの物価上昇、第1期キャンパス整備により新築される建物の維持管理費などがかさみ、目標額を達成することができず、結果的に経常収支差額が約7億9,000万円の大幅な支出超過予算となった。こうした厳しい財政状況において、教育研究活動の遂行を担保するため、予算編成時予測できなかった支出に備え、予備費を前年度と同額の3億円計上している（資料10-65）。</p>	<p>資料10-63_経理規程 資料10-64_令和5（2023）年度大学予算申請説明会資料 資料10-65_令和5年度予算書</p>
<p>(10-(2)-②-3-1)</p> <p>直近の外部資金の獲得状況は資料1のとおりです。</p> <p>科学研究費補助金の配分は、前年度より1件、7,670千円の増加となり、全国私立大学における順位（141位→128位）も上昇した。それ以外の外部資金は、件数、金額とも減少したことから、全体の金額は前年度とほぼ同額で、過去4年においても横這いの状況であり、外部資金獲得に向けたより一層の対策を講じる必要がある（資料10-66～71）</p>	<p>資料10-66_過去5年外部資金獲得件数・金額一覧 資料10-67_教育学術新聞（平成30年度 科学研究費補助金 採択件数・配分額一覧） 資料10-68_教育学術新聞（令和元年度 科学研究費補助金 採択件数・配分額一覧） 資料10-69_教育学術新聞（令和2年度 科学研究費補助金 採択件数・配分額一覧） 資料10-70_教育学術新聞（令和3年度 科学研究費補助金 採択件数・配分額一覧） 資料10-71_教育学術新聞（令和4年度 科学研究費補助金 採択件数・配分額一覧）</p>
<p>(10-(2)-②-3-2)</p> <p>資金運用は学校法人大阪産業大学資金運用規程第11条に規定された資金運用方針に則り、元本保証型で高格付けを取得している安全な商品で運用を行っている（資料10-72,73）。しかしながら、昨今の超低金利環境の下においては運用収入の大幅な増加に至らず、令和4年度実績は、有価証券運用の利息収入が約9,740万円（利回りが0.82%）で前年度9,490万円（0.90%）と比べ収入増、利回り低下となった（資料10-74）。将来の高利回り債券の償還に備えるとともに、保有する金融資産の有効活用を目的とし、債券投資一辺倒から一部、分散型投資を取り入れることを検討しており、一定枠の中でリスクを負った運用を可能とすることで運用収入増を図る。これに伴い、2023年中をめぐりに資金運用規程を改正する。</p>	<p>資料10-72_学校法人大阪産業大学資金運用規程 資料10-73_2022年度資金運用方針 資料10-74_受取利息配当金収入（2020年度～2022年度）</p>

## 大学基準10 大学運営・財務

### (2) 財務

長所・特色
なし

問題点
なし

全体のまとめ
<p>本学園は、健全な財務基盤の確立を実現するため、2022年度に策定した「第Ⅱ期財務中期計画」に基づいて様々な方策を講じている。しかし、本学園の基本金組入後収支比率および経常収支差額比率は、入学者数の減少や、光熱水費高騰等により支出が増加しているためマイナスに転じている。今後も、定員管理の厳格化や少子化の進展により、学納金収入の減少が見込まれるため、将来の収支悪化が懸念される。そのため、学納金以外の収入を増加させるための具体的方策を検討していく必要がある。</p> <p>本学園は、健全な財務基盤を確立するために、「第Ⅱ期財務中期計画」を着実に遂行し、基本金組入後収支比率および経常収支差額比率をはじめとした財務関係比率の改善を図ることで、教育研究活動の質向上の基盤となる経営財務状況の安定化に努めていく。</p>